

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 6 月25日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 セドリック・ペリエ
(Cédric Perrier)
グループ資金調達責任者
(Head of Group Funding)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ジェルメーヌ・サブロン通り 7 番地
(7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 森田 翔
同 善家 弘之
同 新田 栄光
同 吉田 拓

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2023年11月 2 日
効力発生日	2023年11月10日
有効期限	2025年11月 9 日
発行登録番号	5 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	5,451億円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年6月25日（提出日）である。

【提出理由】

2023年11月2日付発行登録書について、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加え、添付書類を追加し、かつ添付書類の一部を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである（訂正内容については、本文を参照のこと。）。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

<訂正前>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」(以下「本劣後社債」という。)があります。

<後略>

<訂正後>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があります。

<後略>

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<訂正前>

(1) 劣後特約が付されていない場合

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債又はピー・ピー・シー・イー・エス・エー非上位円貨社債に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集

申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

その他の条件については未定である。

(2) 劣後特約が付されている場合

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率（％）	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

公告の方法

本劣後社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）がこれを行う。

償還の方法

(1) 満期償還

未定

(2) 資本事由が発生した場合の償還

資本事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (7)」で決定される予定の規定に従って）かつ上記「公告の方法」に基づき社債権者に45暦日以内30暦日以上での事前の公告（当該公告は取消することができない。）をすることによりいつでも未償還の本劣後社債の全部（一部は不可）を本劣後社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、資本事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内に資本事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の5営業日（以下に定義する。）以上前に財務代理人に交付（当該交付は取消することができない。）し、かかる証明書の写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本書において、

「適用ある銀行規制」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局（以下に定義する。）により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「ポピュレール銀行傘下銀行」とは、12の地方銀行、CASDENバンク・ポピュレールおよびクレディ・コオペラティフから成る14のポピュレール銀行を意味する。

「営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日を意味する。

「ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）」とは、15のケス・デパーニュ・エ・ドゥ・プレボワヤンスを意味する。

「資本事由」とは、本劣後社債の発行日時点において発行会社が合理的に予測可能でなかった本劣後社債の規制区分が変更された結果、発行会社のTier 2資本（以下に定義する。）からかかる本劣後社債の全額が除外されることを意味する。

「財務代理人」とは、本劣後社債が固定利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）をいい、本劣後社債が期限前償還条項付社債または変動利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人・利率確認事務取扱者（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）を意味する。

「グループBPCE」とは、BPCE S.A.グループ（以下に定義する。）、ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）および一定の関連事業体を意味する。

「BPCE S.A.グループ」とは、発行会社およびその連結子会社ならびに連携事業体を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後継もしくは代替の機関、またはその他の当局をいい、発行会社の健全性の監視および監督ならびに/または発行会社およびグループBPCEに対する適用ある銀行規制の適用に第一義的な責任を有する破綻処理当局を含むが、これに限定されない。

「Tier 2資本」とは、発行会社についてその時々での適用ある銀行規制のもとでの補完的項目（tier 2）の構成要素として関連規制当局に扱われる資本を意味する。

(3) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

未定

(4) 税務上の理由による償還

未定

(5) 買入れ

未定

(6) 消却

未定

(7) 満期日前の償還および買入れに対する条件

未定

社債の地位

本劣後社債は、フランス商法典第L.228 - 97条の規定に基づき発行され、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-5°項に定められた劣後証券である。

本劣後社債についての発行会社の意図は、規制上、本劣後社債がTier 2資本として扱われることである。(A)項は、本劣後社債が規制上Tier 2資本として扱われる限り、本劣後社債について適用される(以下、かかる本劣後社債を「**適格劣後社債**」という。)。発行済み本劣後社債の全額がTier 2資本から除外される場合(以下「**適格除外事由**」という。)(以下、適格除外事由の影響を受ける本劣後社債を「**適格除外劣後社債**」という。)、(B)項は、(A)項に代えて、発行会社のいかなる措置およびかかる本劣後社債の社債権者またはその時点で発行済みのその他の社債の社債権者との協議も必要とせず、自動的に当該適格除外劣後社債に適用される。

(A) 適格劣後社債の地位

本劣後社債が適格劣後社債である場合およびその期間中、その元本および利息は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成し、本劣後社債相互間で優先されことなく同順位であり、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-5°項に従い、そのすべてまたは一部が発行会社のTier 2資本としてみなされる(2020年12月28日以前の日付で発行された証券の場合、2020年12月28日以前にそのすべてまたは一部が発行会社のTier 2資本としてみなされていた)その他すべての現在または将来の劣後証券と同順位である。

発行会社の裁判上の清算(liquidation judiciaire)を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、適用ある法律に従い、適格劣後社債の社債権者の支払いを受ける権利は、

- a. (i) 上位債務(以下に定義する。)に係る債権者(預金者を含む。)、
(ii) 適格劣後社債より上位である、または上位であることが明示されている劣後債権者および
(iii) 発行会社が発行する適格除外劣後社債
に対する全支払いに劣後し、かつ、
- b. 発行会社に供与される利益参加型融資(prêts participatifs)、発行会社により発行される資本参加証券(titres participatifs)および発行会社の超劣後債務(engagements dits "super subordonnés" または engagements subordonnés de dernier rang)に優先して支払いを受ける。

(B) 適格除外劣後社債の地位

本劣後社債が適格除外劣後社債となった場合、その元本および利息は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成し、本劣後社債相互間で優先されことなく同順位であり、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-5°項に従い、発行会社のその他Tier 1資本(CRR(以下に定義する。))第52条にて定義され、関連規制当局のその時点での要件によりその他Tier 1資本として扱われ、CRR第10部(既得権に関する第484条以降)によるその後の改正を含む。)またはTier 2資本としてみなされない(2020年12月28日以前の日付で発行された証券の場合、2020年12月28日以前に発行会社のその他Tier 1資本またはTier 2資本としてみなされていなかった)その他すべての現在または将来の劣後証券と同順位である。

発行会社の裁判上の清算(liquidation judiciaire)を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、適用ある法律に従い、適格除外劣後社債の社債権者の支払いを受ける権利は、

- a. (i) 上位債務に係る債権者(預金者を含む。)および
(ii) 適格除外劣後社債より上位である、または上位であることが明示されている劣後債権者
に対する全支払いに劣後し、かつ、

b. 適格劣後社債、発行会社に対供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits “super subordonnés”* または *engagements subordonnés de dernier rang*) に優先して支払いを受ける。

上位債務の支払いが不完全な場合、本劣後社債に係る発行会社の債務は消滅する。

社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団的手続または任意清算の混乱のない完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本劣後社債に係る担保提供制限はない。

本書において、

「CRR」とは、2013年6月27日付欧州連合官報に公表された金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)第575/2013号(その後の随時の改正、またはそれに代わり発効するその他の規則(レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務の要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件に関して規則(EU)第575/2013号ならびに規則(EU)第648/2012号を改正する2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)第2019/876号によるものを含む。)を含む。)を意味する。

「上位債務」とは、発行会社のすべての無担保かつ非劣後の債務および他のすべての債務であって本劣後社債に優先することが当該債務の諸条件または法律の定めで明示されているものを意味する。

摘 要

1 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本劣後社債にもたらす債務不履行事由はかかる劣後社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合(統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。)、本劣後社債は上記「社債の地位」に記載した条件に従い、直ちに支払うべきものとなる。

その他の条件については未定である。

< 訂正後 >

(1) 劣後特約が付されていない場合

本「(1) 劣後特約が付されていない場合」には、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー (BPCE S.A.) (以下「発行会社」という。)が発行する、円貨社債、変動利付円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債について記載されている。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「円貨社債」、「変動利付円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「円貨社債」、「変動利付円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」および「財務代理人」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

実際に発行される本社債の内容が決定した場合、本書における「円貨社債」、「変動利付円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しが、発行登録追補書類において各本社債の実際の名称の見出しに差し替えられ、当該見出しの下に、各本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書（その後の訂正を含む。）に既に記載されている場合は、省略される。

また、「円貨社債」、「変動利付円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」は、それぞれ、実際には発行されない場合がある。

「円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	（未定）円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	（未定）円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	年（未定）％
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日	償還期限	（未定）年 （未定）月（未定）日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年（未定）月（未定）日	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（注） 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

「変動利付円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回変動利付円貨社債（2025）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	（未定）円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	（未定）円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	TONAシフト複利（下記「利息支払の方法 - (1)」に定義する。）に年率（未定）％を加えた利率
利払日	毎年（未定）月（未定）日、 （未定）月（未定）日、 （未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日 （注2）	償還期限	（未定）年 （未定）月（未定）日 （注3）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し

申込期間	2025年（未定）月（未定）日	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注2) 利払日が営業日（下記「利息支払の方法 - (1)」に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）。詳細については、下記「利息支払の方法 - (1)」を参照のこと。

(注3) 償還期限が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）。詳細については、下記「償還の方法 - (1)」を参照のこと。

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回期限前償還条項付 非上位円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	（未定）円
各社債の金額	1 億円	発行価額の総額	（未定）円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率（％）	2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間については、年（未定）％。 以下に記載する任意償還日に利率が改定され、その後の適用利率は、下記「利息支払の方法 - (3)」に従って、ブルームバーグGDC0 44079 11 1頁（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート（下記「利息支払の方法 - (3)」に定義する。）に年率（未定）％のマージンを加算した率とする。
利払日	毎年（未定）月（未定）日 および（未定）月（未定）日	償還期限	（未定）年 （未定）月（未定）日
任意償還日	（未定）年（未定）月（未定）日		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2025年（未定）月（未定）日	払込期日	2025年（未定）月（未定）日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務 - (1)」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「共同主幹会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2025年（未定）月 （未定）日に調印さ れる元引受契約に従 い、共同主幹事会社 により連帯して買取 引受けされ、一般に 募集される。左記以 外の元引受の条件は 未定である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		(未定)	

(注) ナティクス日本証券株式会社は、2025年7月1日付でナティクス証券株式会社へ商号変更する予定である。

財務代理人とその職務

「円貨社債」

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年（未定）月（未定）日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
- (2) 発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (3) 振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (4) 発行会社が上記「財務代理人とその職務 - (2)」または「財務代理人とその職務 - (3)」に従って後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任した場合、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

「変動利付円貨社債」

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者の名称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2025年（未定）月（未定）日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

- (2) 発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (3) 振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (4) 発行会社が上記「財務代理人とその職務 - (2)」または「財務代理人とその職務 - (3)」に従って後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者を選任した場合、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

「円貨社債」

本社債の利息は2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第三段落の規定に従う。）、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - (1)劣後特約が付されていない場合 - 「円貨社債」 - 利率」に定める利率による経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「**支払代理人**」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

「変動利付円貨社債」

(1)(a) 本社債の利息は2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含まない。）までこれを付し、2025年（未定）月（未定）日を初回として、毎年（未定）月（未定）日、（未定）月（未定）日、（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年4回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

本書において、

(i) 「**営業日**」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日という。

(ii) 「**利息期間**」とは、2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は償還期日。その日を含まない。）までの期間をいう。

(b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「**適用利率**」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される日次複利運用による収益率（利息の計算に用いる参照金利は、東京における各日の銀行間日本円市場の日次金利の算術平均値であることが前提である。）（結果として得られるパーセント表示は、必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）（以下「**TONAシフト複利**」という。）を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONAシフト複利に年率（未定）%を加算した率とする。

本書において、

「**利率決定日**」とは、各利息期間に関して、関連する利払日の10営業日前の日を意味する。

「**d**」とは、関連する金利参照期間（以下に定義する。）に属する暦日数である。

金利参照期間に係る「**d₀**」とは、関連する金利参照期間に属する営業日の日数を意味する。

「**TONA**」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

「**TONA_i**」とは、関連する金利参照期間に属する営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日「**i**」（以下に定義する。）の翌営業日に

公表する当該営業日「i」に関するTONAの確報値（平均値として公表されている値）（以下「TONAの確報値」という。）を意味する。

「i」とは、関連する金利参照期間に属する最初の営業日（その日を含む。）から時系列に数えた各営業日を表す1からd0までの一連の整数である。

関連する金利参照期間に属する営業日「i」に係る「ni」とは、当該営業日「i」（その日を含む。）から翌営業日「i+1」（その日を含まない。）までの暦日数を意味する。

「金利参照期間」とは、各利息期間に関して、当該利息期間の初日から金利参照シフト日（以下に定義する。）に等しい日数分遡った日（その日を含む。）から当該利息期間に係る利払日から金利参照シフト日に等しい日数分遡った日（その日を含まない。）までの期間を意味する。

「金利参照シフト日」とは、10営業日を意味する。

- (ii) 関連する営業日に関して、利率確認事務取扱者が、日本銀行（またはその後継管理者）、またはかかる権限のある公表者がTONAの確報値を公表していないと判断した場合、当該TONAの確報値は、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者がTONAを公表した直近の営業日に係るTONAの確報値とする。

前段落にかかわらず、TONAに関してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合、下記「利息支払の方法 - (1) - (c)」が適用される。

利率確認事務取扱者が上記の規定に従って適用利率を決定できない場合、適用利率は、(i) 直近の利率決定日に決定された適用利率、または(ii) かかる直近の利率決定日が存在しない場合には、当該本社債が、2025年（未定）月（未定）日（その日を含まない。）に終了する予定された最初の利息期間と同じ長さの期間に発行されていたと仮定した場合に、当該本社債に適用されるはずであった最初の適用利率とする。

社債の要項に従い本社債の支払期限が到来した場合、最終の利率決定日は、当該本社債の支払期限が到来した日とみなされ、当該本社債の適用利率は、当該本社債が未償還である限り、当該日に決定された金利とする。

(c) ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

TONAに関連してベンチマーク事由が発生した場合で、適用利率（またはその構成部分）が依然としてTONAを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (1) - (c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (1) - (c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生した場合、利率が決定されていない直後の利息期間の適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）直近の利息期間に関して決定された最新の適用利率に等しいものとする。初回の利払日が到来していない場合には、適用利率は初回の適用利率とする。疑義を避けるために付言すると、上記運用および調整は、関連する直後の利息期間にのみ適用され、その後の利息期間については、別途本(i)の運用および本(i)に規定される調整に従うものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、関連する利率決定日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定ができなかった場合。

(z) 後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによるTONAの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）が生じるか、または関連規制当局（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）および/もしくは関連破綻処理当局が、満期日ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

(ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(x) 後継レートが存在するとした場合、本社債に関する利息の将来のすべての支払いに係る適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、TONAに代えて当該後継レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (1) - (c)」の運用に従う。）。

(y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、本社債に関する利息の将来のすべての支払いに係る適用利率（またはその関連する構成部分）の決定には、以後、TONAに代えて当該代替参照レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (1) - (c)」の運用に従う。）。

(iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

(iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (1) - (c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項（かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素（スプレッド調整を含む。）を含むがこれに限定されない。）に係る社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(ii)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨の通知を行うことを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク

関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

(v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (1) - (c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的な条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート（場合による。）ならびに、該当する場合、スプレッド調整（もしあれば）および/またはベンチマーク関連修正の具体的な条件（もしあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。

(vi) TONAの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記(b)(ii)のTONAおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

(u) TONAが5営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなること。

(v) TONAの公表を永久にまたは無期限に停止した、または停止する旨の、TONAの管理者による公式声明（TONAの公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。

(w) TONAが永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、TONAの管理者の監督者による公式声明。

(x) TONAの管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、TONAが一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。

(y) TONAの管理者の監督者が、自らの見解において、TONAが市場において指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。

(z) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、TONAを使用して計算することが不法となること。

ただし、

- (v)、(w)および(x)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、TONAの公表停止日、TONAの廃止日、またはTONAが使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。

- 管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記(i)に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「後継レート」とは、関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されたTONAの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、関連する本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これらに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記(ii)に従って決定し、かつ日本円による利率（またはその関連する構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「スプレッド調整」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

(w) 後継レートの場合、TONAを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関により正式に推奨されるもの。

(x) （かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられるTONAの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したもの。

(y) （独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつTONAを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

(z) （独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合）独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

(x) ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。

(y) (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

(d) 利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、各利率決定日の正午（東京時間）頃に、本社債に関して振替機関業務規程等の目的上当該利息期間に係る一通貨あたりの利子額（以下「一通貨あたりの利子額」という。）を算出する。各利息期間の一通貨あたりの利子額は、振替機関業務規程等に従い、適用利率に当該利息期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出される。いずれかの利息期間の一部に係る一通貨あたりの利子額の計算は、1年365日の日割計算により、当該部分の実日数について行われるものとする。各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

- (e) 各利息期間の適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かついかなる場合も各利率決定日後3営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日を書面で通知する。ただし、いかなる利息期間についてもこれらの事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (f) 上記(e)に従って適用利率ならびにこれに関する一通貨あたりの利子額および利払日の通知を行った後にこれに関する利息期間が延長されまたは短縮された場合には、発行会社はどのような調整が適切かを速やかに決定する。かかる調整が決定された後実務上可能な限り速やかに、発行会社は、財務代理人に対し、かかる調整に従って改定された一通貨あたりの利子額および利払日を書面により通知する。ただし、かかる改定に関する公告は、これを行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、これらの事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (g) 本「利息支払の方法 - (1)」の規定に従って決定された適用利率、一通貨あたりの利子額または利払日は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (h) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「**利率確認事務取扱者**」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、TONAシフト複利または利率（適用利率および一通貨あたりの利子額を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (1)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (1)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。
- (2) 下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含む。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含む。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含まない。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして本「利息支払の方法 - (1)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (ロ)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を上記「利息支払の方法 - (1) - (e)」の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、関連する支払期日後3営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

(1) 本社債の利息は2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間中、これを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (4)」の規定に従う。）、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の年2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。））から各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「**利払日**」という。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

(2) 本社債には、2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年（未定）%の利率により利息が付されるものとする。

(3)(a) （未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの間（以下「**改定後利率適用期間**」という。）、すべての本社債が、完全に償還、買入れまたは消却されている場合を除き、本社債には、本社債の金額に対して下記「利息支払の方法 - (3) - (b)」に従い決定される改定後適用利率（以下に定義する。）により利息が付されるものとする。

(b) 本社債には、下記「利息支払の方法 - (3) - (c)」の適用がない限り、改定後利率適用期間中、以下の(i)または(ii)により決定される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに年率（未定）%のマージンを加算した率（以下「**改定後適用利率**」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる改定後適用利率は0%を下回らないものとする。

(i) 利率決定基準日（以下に定義する。）に、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社 に代わって、改定後利率適用期間に関して、利率決定基準日における1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを確認する。

本書において、

「**1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レート**」とは、固定金利とTONA（以下に定義する。）の複利（後決め）を交換する日本円のスワップ取引のスワップ・レートのうち、半年毎の年2回払いの1年物のスワップ・レート（またはその後継スワップ・レート）をいう。

「**1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レート**」とは、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDCO 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートのアスク・レートおよびビッド・レートのミッド・レートをいう。

「**ブルームバーグGDCO 44079 11 1頁**」とは、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートを表示するブルームバーグ（もしくはその承継サービス）のGDCO 44079 11 1頁として指定された頁または当該サービスのGDCO 44079 11 1頁に代わる他の頁もしくは1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートに相当する率を表示するための情報ベンダーとして発行会社により合理的に指定された他のサービスの提供する他の頁をいう。発行会社は、財務代理人に対し、かかる代替を速やかに書面で通知する。

「**営業日**」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

「**利率決定基準日**」とは、利率改定日（以下に定義する。）の2営業日前の日をいう。

「利率改定日」とは、任意償還日（下記「償還の方法 - (4)」に定義する。）をいう。

(ii) 利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁において1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートが表示されない場合またはブルームバーグGDC0 44079 11 1頁が利用不能である場合（ただし、下記「利息支払の方法 - (3) - (c)」の場合を除く。）には、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。東短ICAP株式会社（またはその金利スワップの媒介もしくは仲介に関する業務を承継する者）が、かかるレートを提示しない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、利率決定基準日に、スワップ・ブローカー（以下に定義する。）に対し、利率確認事務取扱者への、利率決定基準日の午前10時00分（東京時間）において提示可能であった1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求める。この場合、

(x)スワップ・ブローカーにより提示されたレートが4つ以上の場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、その最も高い値と低い値を除き、提示された残りのレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。

(y)スワップ・ブローカーにより提示されたレートが2つまたは3つの場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。

(z)スワップ・ブローカーにより提示されたレートが1つのみか提示のない場合、利率確認事務取扱者は、発行会社に代わって、さらに、スワップ・レートを提示する金融機関に対し、利率確認事務取扱者への、かかる1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）を求めるものとし、この場合には、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの算術平均値（小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）とする。ただし、スワップ・ブローカーおよび当該金融機関により提示されたレートの合計が2つに満たなかった場合、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートは、利率決定基準日に先立つ直近の営業日の午前10時00分（東京時間）にブルームバーグGDC0 44079 11 1頁に表示される1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートとする（その日に表示されない場合、当該頁にて参照可能な最新の1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートで、利率確認事務取扱者によって決定されるものとする。）。

本書において、

「スワップ・ブローカー」とは、利率決定基準日において、利率確認事務取扱者が、発行会社に代わって合理的に指名した、1年物日本円オーバーナイト・インデックス・スワップ・ミッド・レートについてのレート提示（当該レートは年利で表示されるものとする。）が可能なブローカーをいう。

「TONA」とは、営業日に関して、日本銀行（またはその後継管理者）または、かかる権限のある公表者が当該営業日の翌営業日に公表する当該営業日に関する日次の無担保コールオーバーナイト（O/N）物レートに相当する参照レートを意味する。

(c)ベンチマークの廃止等

(i) 独立アドバイザー

当初参照レート（以下に定義する。）に関連してベンチマーク事由（以下に定義する。）が発生した場合で、改定後適用利率（またはその構成部分）が依然として当該当初参照レートを参照することにより決定されるときは、発行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、合理的な努力をもって独立アドバイザー（以下に定義する。）を任命し、下記(ii)に従って後継レート（以下に定義する。）または（後継レートがない場合）代替参照レート（以下に定義する。）を決定し、下記(iii)に従ってスプレッド調整（以下に定義する。）（もしあれば）および下記(iv)に従ってベンチマーク関連修正（以下に定義する。）を決定するものとする。

かかる決定を行うに当たり、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に基づき任命された独立アドバイザーは、専門家として、発行会社と協議の上、誠実かつ商業上合理的な方法で行為するものとする。不誠実、明らかな誤りまたは詐欺的な行為があった場合を除き、独立アドバイザーは、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に基づき行う決定について、発行会社、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「**支払代理人**」という。）または本社債権者に対する一切の責任を負わないものとする。

以下のいずれかの事由が発生し、後継レートまたは代替参照レートが決定されない場合、改定後適用利率は、（下記(z)の場合には、発行会社の選択により、任意に）上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率に等しいものとする。

(x) 発行会社が独立アドバイザーを任命することができない場合。

(y) 発行会社によって任命された独立アドバイザーが、利率決定基準日より前に、本(i)に従って後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートの決定ができなかった場合。

(z) 後継レートまたは（後継レートがない場合）代替参照レートによる当初参照レートの代替、スプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正により、MREL/TLAC不適格事由（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）が生じるか、または関連規制当局（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）および/もしくは関連破綻処理当局（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）が、満期日ではなく、次の利払日を本社債の有効な満期日として扱うであろうと発行会社が判断する場合。

(ii) 後継レートまたは代替参照レート

独立アドバイザーの決定において、

(x) 後継レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該後継レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」の運用に従う。）。

(y) 後継レートは存在しないものの、代替参照レートが存在するとした場合、改定後適用利率（またはその構成部分）の決定には、以後、当初参照レートに代えて当該代替参照レートを（下記(iii)に規定される調整に従うことを条件として）使用するものとする（ただし、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」の運用に従う。）。

(iii) スプレッド調整

独立アドバイザーが、(i)後継レートまたは代替参照レート（場合による。）にスプレッド調整を適用する必要があると決定し、かつ(ii)当該スプレッド調整の幅またはそれを決定するための算式もしくは方法を決定する場合、当該スプレッド調整は、後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用される。

(iv) ベンチマーク関連修正

後継レート、代替参照レートまたはスプレッド調整が本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に従って決定され、独立アドバイザーが(i)当該後継レート、代替参照レートおよび/またはスプレッド調整の適切な運用を確保するために、とりわけ営業日調整、営業日の定義、利率決定基準日、日割計算方法ならびに後継レートまたは代替参照レートの決定および計算に係るその他の関連する事項（かかる後継レートまたは代替参照レートを当初参照レートに相当するものとするために必要な調整要素（スプレッド調整を含む。）を含むがこれに限定されない。）に係る社債の要項の修正（当該修正を、以下「ベンチマーク関連修正」という。）が必要であると決定し、(ii)ベンチマーク関連修正の条件を決定する場合、発行会社は、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、下記(v)に従ってその旨の通知を行うことを条件として、本社債権者の同意または承認を必要とすることなく、当該ベンチマーク関連修正の効力を生じさせるために当該通知に定める日を発効日として社債の要項を変更するものとする。

(v) 通知

発行会社は、財務代理人、利率確認事務取扱者および支払代理人に対し、また上記「公告の方法」に従い本社債権者に対しては公告により、本「利息支払の方法 - (3) - (c)」に基づいて決定される後継レート、代替参照レート、スプレッド調整およびベンチマーク関連修正の具体的な条件の一切について、独立アドバイザーからこれらの情報を受領した後速やかに通知する。かかる通知は取消不能とし、ベンチマーク関連修正の発効日（もしあれば）を定めるものとする。

当該通知において定める後継レートもしくは代替参照レート（場合による。）ならびに、該当する場合、スプレッド調整（もしあれば）および/またはベンチマーク関連修正の具体的な条件（もしあれば）は、後継レートまたは代替参照レートならびにスプレッド調整（もしあれば）およびベンチマーク関連修正（もしあれば）の決定に際して明らかな誤りまたは不誠実性のある場合を除き、最終的なものであり、発行会社、財務代理人、利率確認事務取扱者、支払代理人および本社債権者に対し拘束力を有する。

(vi) 当初参照レートの存続

上記(i)、(ii)、(iii)および(iv)に基づく発行会社の義務を損なうことなく、上記「利息支払の方法 - (3) - (b) - (ii)」の当初参照レートおよびフォールバックに関する規定は、ベンチマーク事由が発生しない限り、かつ発生するまで適用され続けるものとする。

本書において、

「**スプレッド調整**」とは、スプレッド（正または負のいずれもあり得る。）、またはスプレッドの計算式もしくは計算方法のいずれかで、いずれの場合も、独立アドバイザーが決定し、かつ後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に適用されることが要求されるものを意味し、以下のスプレッド、計算式または計算方法とする。

(i) 後継レートの場合、当初参照レートを後継レートに置き換えることに関して関連指定機関（以下に定義する。）により正式に推奨されるもの。

(ii) （かかる推奨がなされない場合、もしくは代替参照レートの場合）業界で受け入れられる当初参照レートの代替レートを作成するために、国際的な債券資本市場取引において当該後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に慣習的に適用されると独立アドバイザーが判断したものの。

(iii) （独立アドバイザーがかかるスプレッドが慣習的に適用されないと判断した場合）独立アドバイザーが決定し、かつ当初参照レートを参照する店頭デリバティブ取引の業界標準として認識または承認されているもの（店頭デリバティブ取引において、かかるレートが後継レートまたは代替参照レート（場合による。）に置き換えられている場合）。

(iv) (独立アドバイザーがかかる業界標準が認識または承認されていないと判断した場合) 独立アドバイザーが適切であると判断するもの。

「代替参照レート」とは、独立アドバイザーが上記「利息支払の方法 - (3) - (c) - (ii)」に従って決定し、かつ日本円による利率（またはその構成部分）を決定する目的で国際的な債券資本市場取引において慣例上適用される代替的なベンチマークまたはスクリーン・レートを意味する。

「ベンチマーク事由」とは、以下のいずれかを意味する。

- (i) 当初参照レート（またはその構成部分）が5営業日以上公表されなくなるか、または存在しなくなることを。
- (ii) 当初参照レート（またはその構成部分）の公表を永久にまたは無期限に停止した、または停止する旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者による公式声明（当初参照レート（またはその構成部分）の公表を継続する後継管理者が任命されていないことを条件とする。）。
- (iii) 当初参照レート（またはその構成部分）が永久にまたは無期限に廃止された、または廃止される旨の、当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明。
- (iv) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者による公式声明で、かかる公式声明により、当初参照レート（またはその構成部分）が一般的に、または本社債に関して使用されることが禁止されることとなるもの。
- (v) 当初参照レート（またはその構成部分）の管理者の監督者が、自らの見解において、当初参照レート（またはその構成部分）が市場において指標性を有していない、またはその計算方法が大幅に変更された旨の公式声明を行うこと。
- (vi) 支払代理人、利率確認事務取扱者または発行会社が、本社債権者に対する支払金額を、当初参照レート（またはその構成部分）を使用して計算することが不法となること。

ただし、(ii)、(iii)および(iv)の場合、ベンチマーク事由は、該当する公式声明日ではなく、当初参照レート（またはその構成部分）の公表停止日、当初参照レート（またはその構成部分）の廃止日、または当初参照レート（またはその構成部分）が使用禁止となった日（場合による。）に生じるものとする。また、TONAIに関しては、管理者の監督者または管理者は、日本銀行（またはその後継管理者）であるものとみなす。

「独立アドバイザー」とは、上記「利息支払の方法 - (3) - (c) - (i)」に基づいて発行会社により任命された適切な専門知識を有する、国際的に評判の高い独立した金融機関または独立したファイナンシャル・アドバイザーを意味する。

「当初参照レート」とは、本社債の改定後適用利率（またはその構成部分）を決定するために使用される、当初指定されたベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）を意味する。

「関連指定機関」とは、ベンチマークまたはスクリーン・レート（該当する場合）に関して、以下のいずれかを意味する。

- (i) ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、または、ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局。
- (ii) (a)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）が適用される通貨に係る中央銀行、(b)ベンチマークもしくはスクリーン・レート（該当する場合）の管理者の監督を担当する中央銀行もしくはその他の監督当局、(c)上記の中央銀行もしくはその他の監督当局のグループまたは(d)金融安定理事会もしくはその一部が、援助し、議長もしくは共同議長を務め、またはその要請によって構成されるワーキング・グループまたは委員会。

「後継レート」とは、関連指定機関により正式に推奨された、または正式に推奨された構成部分を有する当初参照レートの後継または代替レートを意味する。ベンチマーク事由の発生後、関連指定機関により推奨される後継または代替レートが複数存在する場合、独立アドバイザーは、本社債の特性および発行会社の性質（ただし、これらに限定されない。）を考慮に入れて、最も適切な後継または代替レートを決定する。

- (d) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って改定後適用利率が決定された後実務上可能な限り速やかに、かつ利率改定日後 5 営業日以内に、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後適用利率を書面で通知する。ただし、かかる事項の公告を行うことを要しない。財務代理人は、かかる通知を受けた後実務上可能な限り速やかに、かかる事項をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。
- (e) 本「利息支払の方法 - (3)」の規定に従って決定された改定後適用利率は、明らかな誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (f) 株式会社みずほ銀行は、日本国東京都の本店において、本社債に係る発行会社の利率確認事務取扱者（以下「**利率確認事務取扱者**」という。）として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、ミッド・レートまたは利率（改定後適用利率を含むがこれに限定されない。）の確認、算出および決定に関する本「利息支払の方法 - (3)」に基づく発行会社の一切の義務（独立アドバイザーによって行われる義務および公告を行う義務を除く。）の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社のためにのみその職務を行うものとし、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また本社債権者との間で代理または信託の関係を有しない。本「利息支払の方法 - (3)」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、随時、利率確認事務取扱者を変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に任命されるまで、在職するものとする。この場合、発行会社は事前にその旨を公告する。
- (4) 下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2025年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率により、(ii)（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）以降については1年を365日とする日割計算により、利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (3)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

償還の方法

「円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の100%で償還される。

(2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由(以下に定義する。)が発生した場合、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に45暦日以内30暦日以上での事前の公告(当該公告は取消することができない。)をすることによりいつでも未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%に償還期日(その日を含む。)までの経過利息(もしあれば)を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制(以下に定義する。)により許容されており、かつ関連規制当局(以下に定義する。)および/または関連破綻処理当局(下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。)の事前の許可(必要とされる場合)があることを条件とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨(場合による。)の証明書を償還期日の5営業日(以下に定義する。)以上前に財務代理人に交付(当該交付は取消することができない。)し、かかる証明書の写しは、財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店において通常の営業時間内に本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「**適用ある銀行規制**」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「**適用あるMREL/TLAC規制**」とは、(i)MREL(以下に定義する。)ならびに(ii)FSB TLACタームシート(以下に定義する。)に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。(i)および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「**ポピュレール銀行傘下銀行**」とは、12の地方銀行、CASDEN/バンク・ポピュレールおよびクレディ・コオペラティフから成る14のポピュレール銀行を意味する。

「**営業日**」とは、銀行が東京において営業(外国為替および外貨預金取引を含む。)を行っている日を意味する。

「**ケス・デパーニュ(貯蓄銀行)**」とは、15のケス・デパーニュ・エ・ドゥ・プレボワヤンスを意味する。

「**FSB TLACタームシート**」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力(TLAC)タームシート(その後の随時の改正を含む。)を意味する。

「**グループBPCE**」とは、BPCE(旧BPCE S.A.グループ)(以下に定義する。)、ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ(貯蓄銀行)および一定の関連事業体を意味する。

「**BPCE(旧BPCE S.A.グループ)**」とは、発行会社およびその連結子会社ならびに連携事業体を意味する。

「MREL」とは、BRRD（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第45条、単一破綻処理メカニズム規則（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第12条および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)第2016/1450号に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（または適用あるMREL/TLAC規制もしくは適用ある銀行規制に基づきこれを承継する基準）を意味する。

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債のその時点での未償還の元本残高の全部または一部がMREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）としての基準を完全には充足していないこと（ただし、MREL/TLAC適格金融商品としての基準を充足することができる非劣後債務の額に係る定量的制約を理由とする場合を除く。）を意味する。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日において合理的に予測可能である場合、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品（FSB TLACタームシートの解釈の範囲内における）を構成する発行会社の金融商品（疑義を避けるために付言すると、自己資本を含む。）を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後継もしくは代替の機関、またはその他の当局をいい、発行会社の健全性の監視および監督ならびに/または発行会社およびグループBPCEに対する適用ある銀行規制の適用に第一義的な責任を有する破綻処理当局を含むが、これに限定されない。

(3) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に定義する。）を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に14暦日以上前の公告を行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において、償還期日と定められた日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）とともに未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択すること、(iii)当該償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに

に本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および(v)発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(4) 買入れ

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており（該当する場合）、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売しもしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売しもしくは直ちに消却させることができる。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可（必要とされる場合）を与えない場合も、債務不履行事由を構成しないものとする。

(5) 消却

消却のために買入れられたすべての本社債は、直ちに消却される。消却された、または、消却のために譲渡もしくはその所有権が放棄された（該当する場合）当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。

(6) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

「変動利付円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）。

(2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由が発生した場合、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に45暦日以内30暦日以上の上記の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることによりいつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含まない。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制（以下に定義する。）により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の5営業日以上前に財務代理人に交付（当該交付は取消することができない。）し、かかる証明書の写しは、財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店において通常の営業時間内に本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「**適用ある銀行規制**」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「**適用あるMREL/TLAC規制**」とは、(i)MREL（以下に定義する。）ならびに(ii)FSB TLACタームシート（以下に定義する。）に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。(i)および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「**適用あるMREL/TLAC規制**」とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「**ポピュレール銀行傘下銀行**」とは、12の地方銀行、CASDENバンク・ポピュレールおよびクレディ・コオペラティフから成る14のポピュレール銀行を意味する。

「**ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）**」とは、15のケス・デパーニュ・エ・ドゥ・プレボワヤンスを意味する。

「**FSB TLACタームシート**」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の随時の改正を含む。）を意味する。

「**グループBPCE**」とは、BPCE（旧BPCE S.A.グループ）（以下に定義する。）、ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）および一定の関連事業体を意味する。

「**BPCE（旧BPCE S.A.グループ）**」とは、発行会社およびその連結子会社ならびに連携事業体を意味する。

「**MREL**」とは、BRRD（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第45条、単一破綻処理メカニズム規則（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第12条および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)第2016/1450号に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（または適用あるMREL/TLAC規制もしくは適用ある銀行規制に基づきこれを承継する基準）を意味する。

「**MREL/TLAC不適格事由**」とは、本社債のその時点での未償還の元本残高の全部または一部がMREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）としての基準を完全には充足していないこと（ただし、MREL/TLAC適格金融商品としての基準を充足することができる非劣後債務の額に係る定量的制約を理由とする場合を除く。）を意味する。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日において合理的に予測可能である場合、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

「**MREL/TLAC適格金融商品**」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品（FSB TLACタームシートの解釈の範囲内における）を構成する発行会社の金融商品（疑義を避けるために付言すると、自己資本を含む。）を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後継もしくは代替の機関、またはその他の当局をいい、発行会社の健全性の監視および監督ならびに/または発行会社およびグループBPCEに対する適用ある銀行規制の適用に第一義的な責任を有する破綻処理当局を含むが、これに限定されない。

(3) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に定義する。）を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含まない。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に14暦日以上前の公告を行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において、償還期日と定められた日（その日を含まない。）までの経過利息（もしあれば）とともに未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員 1 名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択すること、(iii)当該償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および(v)発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後 1 年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(4) 買入れ

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており（該当する

場合)、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可(必要とされる場合)があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売もしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売もしくは直ちに消却させることができる。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可(必要とされる場合)を与えない場合も、債務不履行事由を構成しないものとする。

(5) 消却

消却のために買入れられたすべての本社債は、直ちに消却される。消却された、または、消却のために譲渡もしくはその所有権が放棄された(該当する場合)当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。

(6) 本「償還の方法」に従って本社債が満期日前に償還される場合、償還期日が属する利息期間は、償還期日の直前の利払日(その日を含む。)から償還期日(その日を含まない。)までとし、当該利息期間は償還期日を利払日とみなす。

(7) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、(未定)年(未定)月(未定)日に本社債の金額の100%で償還される。

(2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由が発生した場合、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に45暦日以内30暦日以上の上記の公告(当該公告は取消することができない。)をすることによりいつでも未償還の本社債の全部(一部は不可)を本社債の金額の100%に償還期日(その日を含む。)までの経過利息(もしあれば)を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制(以下に定義する。)により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可(必要とされる場合)があることを条件とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨(場合による。)の証明書を償還期日の5営業日以上前に財務代理人に交付(当該交付は取消することができない。)し、かかる証明書の写しは、財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店において通常の営業時間内に本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「適用ある銀行規制」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「適用あるMREL/TLAC規制」とは、(i)MREL(以下に定義する。)ならびに(ii)FSB TLACタームシート(以下に定義する。)に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法

律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。(i)および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「**ポピュレール銀行傘下銀行**」とは、12の地方銀行、CASDENバンク・ポピュレールおよびクレディ・コオペラティフから成る14のポピュレール銀行を意味する。

「**ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）**」とは、15のケス・デパーニュ・エ・ドゥ・プレボワヤンスを意味する。

「**FSB TLACタームシート**」とは、金融安定理事会が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の随時の改正を含む。）を意味する。

「**グループBPCE**」とは、BPCE（旧BPCE S.A.グループ）（以下に定義する。）、ポピュレール銀行傘下銀行、ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）および一定の関連事業体を意味する。

「**BPCE（旧BPCE S.A.グループ）**」とは、発行会社およびその連結子会社ならびに連携事業体を意味する。

「**MREL**」とは、BRRD（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第45条、単一破綻処理メカニズム規則（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第12条および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)第2016/1450号に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（または適用あるMREL/TLAC規制もしくは適用ある銀行規制に基づきこれを承継する基準）を意味する。

「**MREL/TLAC不適格事由**」とは、本社債のその時点での未償還の元本残高の全部または一部がMREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）としての基準を完全には充足していないことを意味する。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日において合理的に予測可能である場合、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

「**MREL/TLAC適格金融商品**」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品（FSB TLACタームシートの解釈の範囲内における）を構成する発行会社の金融商品（疑義を避けるために付言すると、自己資本を含む。）を意味する。

「**関連規制当局**」とは、欧州中央銀行およびその後継もしくは代替の機関、またはその他の当局をいい、発行会社の健全性の監視および監督ならびに/または発行会社およびグループBPCEに対する適用ある銀行規制の適用に第一義的な責任を有する破綻処理当局を含むが、これに限定されない。

(3) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に定義する。）を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に14暦日以上前の公告を行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において、償還期日と定められた日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）とともに未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択すること、(iii)当該償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および(v)発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以内15暦日以上 の事前の公告（当該公告は取消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を任意償還日に本社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。

本書において、

「任意償還日」とは、（未定）年（未定）月（未定）日をいう。

(5) 買入れ

発行会社は、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており（該当する場合）、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売しもしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売しもしくは直ちに消却させることができる。

疑義を避けるために付言すると、関連規制当局および/または関連破綻処理当局が事前の許可（必要とされる場合）を与えない場合も、債務不履行事由を構成しないものとする。

(6) 消却

消却のために買入れられたすべての本社債は、直ちに消却される。消却された、または、消却のために譲渡もしくはその所有権が放棄された（該当する場合）当該本社債は、再発行または再販売することはできず、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。

(7) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

「円貨社債」

「変動利付円貨社債」

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-3°項に従って発行され、上位優先債務（以下に定義する。）を構成する。

本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間および発行会社のその他の上位優先債務の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の非上位優先債務（以下に定義する。）および非上位優先債務に劣後する債務に優先し、
- (c) 法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 法的優先権を有するかまたはその他の要因により上位優先債務に優先する現在および将来における請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の非上位優先債務ならびにその他の要因により上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

本社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団的手続または任意清算の秩序ある完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本社債に係る担保提供制限はない。適用あるMREL/TLAC規制により許容される場合、発行会社は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、本社債をMREL/TLAC適格金融商品として扱うことができるが、本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けない。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - (2)」に従って本社債を償還することができる。

本書において、

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務（以下に定義する。）を構成する。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の劣後債務（以下に定義する。）に優先し、
- (c) 発行会社の上位優先債務（以下に定義する。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたはその他の要因により非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにその他の要因により非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

本社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団的手続または任意清算の秩序ある完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本社債に係る担保提供制限はない。本社債についての発行会社の意図は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、本社債がMREL/TLAC適格金融商品として扱われること、ならびに本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けないことである。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - (2)」に従って本社債を償還することができる。

本書において、

「**非上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「**上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「**劣後債務**」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*）に優先するものをいう。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

- (1) 本社債は日本法に準拠し同法に基づいて解釈されるため（ただし、フランス法に準拠し同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除く。）、本社債権者を代表する集団（*masse*）に関連するフランス商法典およびフランス通貨金融法典の規定は、本社債権者には適用されない。
- (2) (i) 本社債のその時点での未償還総額の10分の1以上を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者の請求には、振替機関または関連する口座管理機関（以下「**口座管理機関**」という。）により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「**保有証明書**」という。）が付されるものとする。）または(ii) 発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35暦日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。
- 社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21暦日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。
- (3) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7暦日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならない、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。
- (4) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「**議決権者**」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもって可決される。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた債務の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「**代表社債権者**」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「**決議執行者**」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「**特別決議**」とは、社債権者集会において、本社債のその時点での未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって可決される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (5) 上記のいかなる規定にもかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項に関して提案を行った場合に、すべての議決権者がかかる提案に対して書面でまたは（発行会社が電磁的方法によりその同意の表明を許可した場合は）電磁的方法によりその同意を表明した場合は、かかる提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされるものとする。本規定に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対して、その旨および当該決議の内容を速やかに通知する。
- (6) 本「社債権者集会」に従って可決されたまたは可決されたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (7) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社がその時点で保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (8) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (9) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (10) 疑義を避けるために付言すると、消却、減額、転換および条件の変更は、ペイルイン権限（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

準拠法および管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、フランス法に準拠し、同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除いて、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手續は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手續につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都に所在する弁護士である梅津立氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディングに所在のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りその時々において、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手續を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 法定の減額または転換

(1) 承認

本社債のその他の条件または発行会社と本社債権者の間でなされるその他の契約、取決めもしくは合意にかかわらず、各本社債権者（本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、本社債の各実質的保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、下記の内容を承認し、受諾し、同意し、承諾する。

(a) 関連破綻処理当局によって、その裁量においてなされるペイルイン権限の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

(i) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的減額

(ii) 本支払金額の全部または一部の、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者への発行）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債権者は、本社債に基づく権利の代わりに、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務を受け入れることに異議なく同意する。

(iii) 本社債の消却

(iv) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期限の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）。)

(b) 社債の要項は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、「**本支払金額**」とは、本社債の元本および未払いの経過利息（疑義を避けるために付言すると、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき支払われるべき追加額（もしあれば）を含む。）（その時点までに消却またはその他の方法で既に支払義務を負わなくなっている場合を除く。）をいう。かかる金額は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使より前に、支払期限が到来しているが支払われていない金額を含む。

(2) ペイルイン権限

本書において、「**ペイルイン権限**」とは、2014年6月12日付欧州連合官報に公表された金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付欧州議会および欧州連合理事会指令2014/59/EU号（その後の随時の改正（金融機関および投資会社の損失吸収および資本再構築力に関して指令2014/59/EU号を改正する2019年5月20日付欧州議会および欧州連合理事会指令(EU)2019/879号ならびに指令第98/26/ECを含む。）もしくは置き換えまたはフランス法に基づく実施規定（場合による。）を含み、以下「**BRRD**」という。）の国内法制化（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）（その後の随時の改正を含み、以下「**2015年8月20日付政令**」という。）に基づくものを含むが、これらに限定されない。）ならびに2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)第806/2014号（単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関および一定の投資会社に係る破綻処理に関する統一規則および統一手続を定めるとともに規則(EU)第1093/2010号を改正するものである。その後の随時の改正または置き換え（2019年5月20日付規則(EU)2019/877号によるものを含む。）を含み、以下「**単一破綻処理メカニズム規則**」という。）に関連する、またはその他フランス法のもとで生じる、フランス共和国において有効な法律、規制、規則もしくは要件、ならびにその都度それらに基づき制定される指示、規則および基準であり、それらに従って規制対象

会社（以下に定義する。）（もしくは当該規制対象会社の関連会社）の債務の減額（一部もしくは全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他の何らかの改定、または規制対象会社（もしくは当該規制対象会社の関連会社）の有価証券の当該規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々が存在する権限をいう（破綻処理手続開始後のペイルイン・ツールの実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額または転換権限の実施に関連するものであるか否かを問わない。）。

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、「**規制対象会社**」とは、2015年8月20日付政令により改正された、フランス通貨金融法典第L.613-34条第1項に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

本書において、「**関連破綻処理当局**」とは、金融健全性規制・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（以下「ACPR」という。）、単一破綻処理メカニズム規則により設立された単一破綻処理委員会および/またはその時々においてペイルイン権限を行使するまたは行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

(3) 本支払金額の支払い

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループ企業に適用されるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許容される場合を除き、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が発行会社に関して行使された後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、本支払金額は支払われないものとする。

(4) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の結果としての本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではない。

(5) 本社債権者に対する公告

本社債に関し関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合、発行会社は、当該ペイルイン権限の行使について、実務上可能な限り速やかに、書面で財務代理人に通知し、または財務代理人に通知が行われるようにする。財務代理人は、発行会社に代わって、当該ペイルイン権限の行使について、上記「公告の方法」に従い、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し公告を行う。発行会社によるかかる通知の遅延または懈怠は、ペイルイン権限および本「摘要 - 1 法定の減額または転換」の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (1)」に記載の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

(6) 按分

関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、発行会社または関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、ペイルイン権限に基づく本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(7) 包括的条項

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」に規定の事項は、発行会社と本社債権者の間でなされるその他の契約、取決めまたは合意を排除するものであり、上記の事項に関して包括的に適用される。

2 信用格付

「円貨社債」

「変動利付円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「**信用格付業者**」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、2023年11月2日付で、R&Iから上位優先債に関し、A+の発行登録予備格付を得ており、本書提出日（2025年6月25日）現在、かかる発行登録予備格付に変更はない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「**ムーディーズ**」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「**フィッチ**」という。）（これらの格付業者はすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「**無登録格付業者**」という。）。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後に、本社債に関して、ムーディーズからA1の格付を、S&PからA+の格付を、また、フィッチからA+の格付を取得できる予定である。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「**金商業等府令**」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有してお

り、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチのそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>））の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページにある「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、(ii)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および(iii)フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、2023年11月2日付で、R&Iから非上位優先債に関し、Aの発行登録予備格付を得ており、本書提出日（2025年6月25日）現在、かかる発行登録予備格付に変更はない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「**ムーディーズ**」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「**フィッチ**」という。）（これらの格付業者はすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「**無登録格付業者**」という。）。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後に、本社債に関して、ムーディーズからBaa1の格付を、S&PからBBB+の格付を、また、フィッチからAの格付を取得できる予定である。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「**金商業等府令**」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチのそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>））の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページにある「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、(ii)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および(iii)フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja/region/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 債務不履行事由の不存在

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合（統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。）、本社債は上記「本社債の地位」に記載した条件に従い、直ちに支払うべきものとなる。

4 支払い

「円貨社債」

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

(イ) 本社債の元本および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)当該本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には、当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元本または利息の支払いに必要な

な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

- (ロ) 本社債の元本または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元本または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、支払代理人は必要であればその旨を財務代理人に通知し、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし支払代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14暦日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (二) 支払いは、あらゆる場合において(i)支払地において適用される財政またはその他の法令の適用を受け(ただし、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の規定について不利益を生じさせない。)、かつ(ii)1986年合衆国歳入法(以下「**歳入法**」という。)第1471(b)条に規定される同意、または歳入法第1471条から第1474条まで(またはこれらに基づく規制もしくは同意またはこれらの公的解釈)に基づき要求される同意、またはこれらの実施の円滑化のための合衆国と他の法域との間の政府間合意(またはかかる政府間合意を実施する法律)(以下「**FATCA**」と総称する。)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除が適用される。

「変動利付円貨社債」

- (イ) 本社債の元本および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)当該本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には、当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元本または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免除される。
- (ロ) 支払期日に支払われるべき本社債の元本または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、支払代理人は必要であればその旨を財務代理人に通知し、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし支払代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14暦日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (ハ) 支払いは、あらゆる場合において(i)支払地において適用される財政またはその他の法令の適用を受け(ただし、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の規定について不利益を生じさせない。)、かつ(ii)1986年合衆国歳入法(以下「**歳入法**」という。)第1471(b)条に規定される同意、または歳入法第1471条から第1474条まで(またはこれらに基づく規制もしくは同意またはこれらの公的解釈)に基づき要求される同意、またはこれらの実施の円滑化のための合衆国と他の法域との間の政府間

合意（またはかかる政府間合意を実施する法律）（以下「**FATCA**」と総称する。）に基づき要求される源泉徴収もしくは控除が適用される。

5 税制上の理由による追加の支払い

(イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元本、利息およびその他同様の収益の一切の支払いは、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局によりまたはその域内で、課され、賦課され、徴収され、源泉されまたは課税される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除も行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。

(ロ) 本社債に関する利息の支払いにおいて、フランス共和国によりまたはフランス共和国のために課され、賦課され、徴収されまたは源泉される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課に関する源泉徴収または控除がフランス法上要求される場合も、発行会社は、その時点での法律が許容する最大限において、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額（以下「**追加額**」という。）を支払う。ただし、本社債に関する追加額は以下については支払われない。

(a) 単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者、または当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者。

(b) **FATCA**に基づいて当該源泉徴収または控除が課される場合。

(ハ) 本書において利息には、本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

6 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「**本社債券**」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期限未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元本および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の発行に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。

7 時 効

本社債の消滅時効は、元本については10年、利息については5年とする。

8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

9 通貨の補償

本社債の元本、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個で独立の請求原因となり、その時々の本社債権者がいかなる猶予をしたかを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

10 相殺権の放棄

本社債権者は、放棄された相殺権（以下に定義する。）について、発行会社が発生事由のいかんによらず、直接または間接を問わず、当該本社債権者に対して有し、または有するもしくは取得することのある一切の権利、請求権または債権（疑義を避けるために付言すると、本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約またはその他のあらゆる種類の証書に基づいて、またはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求権および債権を含む。）に対して、いかなる時点においてもこれを行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求権および債権について、適用ある法律が認める最大限の範囲ですべての放棄された相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要 - 10 相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネッティング、補償、留置もしくは反訴の権利もしくは請求権を定めるように意図されておらず、またはこれらを認めていると解釈されてはならず、またかかる権利もしくは請求権が本「摘要 - 10 相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能であり、もしくは利用可能となりうると解釈されてはならない。

本「摘要 - 10 相殺権の放棄」において、「**放棄された相殺権**」とは、本社債に基づいて、またはこれに関連して、直接、間接を問わず発生する控除、相殺、ネッティング、補償、留置または反訴についての本社債権者の一切の権利または請求権を意味する。

11 フランスにおける課税上の取扱い

以下は、本社債の保有者であり、(i)フランスの課税上フランス居住者ではない者、(ii)発行会社の株式を保有していない者に関連しうる源泉課税上の留意点に限られた要約である。当該要約は、本書提出時点でフランスの税務当局による有効かつ適用可能なフランス税法および規則に基づいており、すべては変更および/または異なる解釈（遡及効果を有する可能性がある。）に依拠する。当該要約は、一般的な情報のみであり、すべてのそれぞれ特有の状況における本社債の特定の保有者の本社債の購入、保有または処分の決定に関連するフランスの課税上の留意点ではない。本社債への投資を検討する者または本社債の実質所有者はそれぞれ、自身の特有の状況における本社債への投資またはその所有および処分による課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

発行会社による本社債に関する支払い（利息収益およびその他の収益）は、フランス税法第238-0A条の範囲内でフランス国外の非協定の国または地域（*Etat ou territoire non coopératif*）（以下「**非協定地域**」という。）（フランス税法第238-0A条第2 bis項第2 °号において言及される国または地域を除く。）で支払いがなされない限り、フランス税法第125A条3項に定める源泉徴収の対象とはならない。その場合は、一定

の例外および二重課税条約により、より適切な条項がある場合はそれに従い、フランス税法第125A条第3項に基づき75%の源泉徴収が適用される。

さらに、フランス税法第238A条に従い、当該本社債に関する利息収益やその他の収益は、仮にこれらの支払いが非協定地域に居住または定住している人に対して支払われ、渡された場合、または非協定地域内の金融機関の口座に支払われた場合には、発行会社の課税所得からの控除の対象にはならない（以下「**控除対象除外**」という。）。一定の状況下においては、かかる非控除の利息収益およびその他の収益は、フランス税法第109条以下に基づいて、みなし配当と再分類される場合がある。この場合、かかる非控除の利息収益およびその他の収益には、(i)課税上のフランス居住者ではない個人受益者が得る支払いについては12.8%の税率、(ii)課税上のフランス居住者ではない法人受益者が得る支払いについては、フランス一般租税法第219条1第2項に規定される標準法人税率（すなわち25%）、または(iii)フランス税法第238条-0A条第2 bis項第2°号において言及される国または地域を除く、フランス国外の非協定地域における支払いについては75%の税率で、フランス税法第119bis2条によって規定される源泉徴収税が課される場合がある（ただし、一定の例外や二重課税条約においてより適切な条項があればそれに従い課せられる。）。

上述した内容に関わらず、発行会社が本社債の発行の主たる目的および効果が非協定地域において利息収益およびその他の収益についての支払いが行われることを許容したものではなかったことを証明することができる場合には、フランス税法第125A条第3項に規定される75%の源泉徴収税も、（利息収益やその他の収益が純粋な取引に関連するものであってかつ標準から逸脱しまたは誇張された額でもないことを条件として）控除対象除外（および控除対象除外の結果賦課され得るフランス税法第119bis2条に規定される源泉徴収税）も、本社債の発行には適用されない（以下「**本例外**」という。）。

ただし、*Direction Générale des Finances Publiques*（BOI-INT-DG-20-50-30およびBOI-INT-DG-20-50-20）の行政ガイドライン（*Bulletin Officiel des Finances Publiques - Impôts*）の下では、本社債の発行は発行会社が本社債発行の主たる目的と効果について証明することなく、当該本社債が以下の場合には、本例外の利益を享受できる。

- (i) フランス通貨金融法典第L.411-1条の範囲内における、目論見書の発行が義務付けられる公募によって売り出された場合、または、非協定地域以外の国において類似の売出しに基づく公募によって売り出された場合。なお、この場合における「類似の売出し」とは、海外の証券市場当局に対して募集のための書類を登録や提出する必要がある売出しを意味する。および/または、
- (ii) フランスのまたは外国の規制対象の市場や多国間の証券取引システムにおいて取引することが認められている（ただし、当該市場やシステムが非協定地域に所在していない場合に限る。）場合、そして、当該市場の管理が市場管理者または、投資サービスプロバイダー、もしくは、類似の海外の団体によって運用されている場合（ただし、当該市場管理者、投資サービスプロバイダー、団体が非協定地域に所在していない場合に限る。）。および/または、
- (iii) 発行の段階において、フランス通貨金融法典第L.561-2条の範囲内において、中央信託機関もしくは証券デリバリー・支払システム管理者、または海外の類似の預託機構もしくは管理者（ただし、当該機構や管理者が非協定地域に所在していない場合に限る。）に取扱いが認められている場合。

12 日本における課税上の取扱い

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額（以下「**発行差益**」という。）ならびに本社債の譲渡により生ずる譲渡益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および発行差益は、原則として日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住

者および外国法人が本社債を日本国内において譲渡した場合、かかる譲渡から生ずる譲渡益については、原則として日本国の租税は課されない。日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定されまたは免除されることがある。

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

13 フランスに関する販売規制

共同主幹事会社は、それぞれ、本社債が、直接または間接を問わず、フランス共和国において公衆（適格投資家（*investisseurs qualifiés*）（規則(EU)第2017/1129号（以下「目論見書規則」という。）に定義される。）（以下「適格投資家」という。）を除く。）に募集、販売もしくはその他の方法によって譲渡されず、かつ今後もされる予定がないことに合意しており、また、本書または本社債に関するその他の募集資料は、フランス共和国において公衆（適格投資家を除く。）に配布されず、または配布させられず、かつ今後もされる予定はないことを表明および合意しており、かかる募集、販売および配布は、フランス共和国において適格投資家に対してのみなされる。

(A)本社債の募集に関して、金融市場監視局（*Autorité des marchés financiers*）または欧州経済領域の別の加盟国の所轄官庁によって承認された目論見書（訂正、追補または補充を含む。）は作成されず、また、金融市場監視局（*Autorité des marchés financiers*）および発行会社に対して通知されていないこと、ならびに(B)上記のとおりフランス共和国において本社債の募集および販売の対象となる投資家によって取得される本社債のフランス共和国における公衆への販売（直接または間接を問わない。）は、目論見書規則第1条第(4)項およびフランス通貨金融法典第L.411-2条第1°項の適用除外にのみ従ってなされることを投資家にここに通知する。

(2) 劣後特約が付されている場合

未定。

2 【新規発行による手取金の使途】

< 訂正前 >

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定。

(2) 【手取金の使途】

社債の発行による手取金は、必要に応じて随時、発行会社による一般資金調達目的（貸付、信用供与、投資を含むがこれに限定されない。）に使用される予定です。

< 中略 >

<訂正後>

(1)【新規発行による手取金の額】

「円貨社債」

「変動利付円貨社債」

<u>払込金額の総額</u>	<u>発行諸費用の概算額</u>	<u>差引手取概算額</u>
(未定)円	(未定)円	(未定)円

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

<u>払込金額の総額</u>	<u>発行諸費用の概算額</u>	<u>差引手取概算額</u>
(未定)円	(未定)円	(未定)円

(2)【手取金の使途】

本社債の発行による差引手取概算額は、必要に応じて随時、発行会社の一般事業目的（貸付、信用供与、投資その他銀行業務を含むがこれに限定されない。）のために使用される。

< 中略 >

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債に関連するリスクファクター

1 発行会社の債権者としての本社債権者のリスク

ペイルイン権限：

・本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、ペイルイン権限に関し本社債に適用される条項について、上記「摘要 - 1 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

・本社債は強制的に減額または資本もしくはその他の持分証券へ転換される可能性がある。

BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則により、関連ある破綻処理当局は、金融の安定性の維持および納税者の損失エクスポージャーの最小化のために、銀行危機に早期に対処するための共通の手段および権限を付与される。

関連破綻処理当局は、以下の判断を下した場合、グループBPCE等の金融機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・ 金融機関が破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、
- ・ 代替手段によって破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ
- ・ 次の破綻処理目的の達成のためには破綻処理措置が必要であり、清算手続では失敗する可能性がある場合：(i)重要な機能の継続を確保し、(ii)財務システムが大きく悪影響を受けることを避け、(iii)臨時の公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護し、(iv)顧客（特に預金者）の資金および資産を保護すること。

グループBPCEの中央機関と提携するすべての事業体（発行会社等）は、保証および連帯構造の利益を享受している。当該構造の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条および第L.512-107-6条に従い、すべての関連会社の流動性および支払能力を確保し、グループBPCE全体の財務上の連帯を構築することである。

この財務上の連帯は、法律上の連帯体制の設置を制定し、必要に応じてすべての現金および現金同等物ならびに出資しているすべての関連会社が利用できる資本を最大限利用することにより、財政難に陥っている関連会社および/またはグループBPCEのすべての関連会社の流動性または支払能力を回復させることを中央機関に義務付ける法規定に根ざしている。この徹底的な法律上の連帯の結果として、一または複数の関連会社が裁判所命令による清算の対象となったり、BRRDの意味における破綻処理措置の影響を受けたりする可能性はなくなり、すべての関連会社も影響を受けない。

裁判所命令による清算が必然的にすべての関連会社に影響を及ぼす場合、すべての関連会社の外部債権者は、特定の企業との関係性にかかわらず、そのランクおよび債権者順位に従って同一に扱われる。

破綻処理手続が開始された後、関連破綻処理当局は、当該金融機関の資本再構成または存続能力回復のために、一つまたは複数の破綻処理ツールを用いることができる。

破綻処理手続開始に関連して、かつこれに先立ち、資本調達商品は減額または資本もしくはその他の持分証券に転換されることがある。関連破綻処理当局は、グループBPCEが破綻しているかもしくは破綻するおそれがある（かつ、代替手段によって当該破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがない）場合、存続不能となった場合、または臨時の公的支援を必要としている場合（一定の例外あり）、破綻処理手続の開始に先立ち、恒久的に資本調達商品を減額し、または当該商品を資本（もしくはその他の持分証券）に転換することができる。資本調達商品の減額または転換は優先順位に従って行われるため、普通株式等Tier 1金融商品がまず減額され、その後、その他Tier 1金融商品、続いてTier 2資本調達商品が減額または資本もしくはその他の持分証券に転換される。資本調達商品の減額または転換がグループBPCEの財務健全性を回復するために十分ではない場合、発行会社の非上位優先証券および上位優先証券等（本社債を含む。）の適格負債を減額または転換するために、関連破綻処理当局が有するペイルイン権限が適用されることがある。

破綻処理手続が開始されると、関連破綻処理当局に付与される権限は「ペイルイン・ツール」（破綻処理の対象となっている金融機関（発行会社等）またはそのグループ（グループBPCE等）の適格負債の減額（ゼロへの減額を含む。）または資本もしくはその他の持分証券への転換を行う権限を意味する。）を含む。適格負債には資本調達商品として適格とされていない劣後債、無担保優先債務（本社債等）、および、保険対象外の預金または、担保が付されていないもしくはヘッジ目的で使用されることのない金融商品等、BRRDに従ってペイルイン・ツールの範囲から除外されないその他の負債が含まれる。ペイルイン・ツールは、資本調達商品でありかつペイルイン・ツールの適用時に未償還である負債にも適用される。上記「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、ペイルイン権限を実施する規定が記載されている。

破綻処理手続の開始後において、関連破綻処理当局は、ペイルイン・ツールに加え、破綻金融機関または（一定の場合には）そのグループに対しその他の破綻処理ツールを実施する広い権限を有している。関連破綻処理当局の権限には、発行機関の事業の全部または一部の売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該発行機関の置換または代理、負債証券の条件の変更（満期および/もしくは未払利息額の変更ならびに/または支払いの一時停止の要求を含む。）、金融商品の上場廃止および金融商品取引の承認の取消しが含まれ、当該権限により、本社債の一部または全部が減額または資本もしくはその他の持分証券に転換される可能性がある。かかる破綻処理ツールと並行して、関連破

綻処理当局は、関連する事業体が締結した契約に基づく支払義務および引渡義務ならびに担保提供が引き続き履行される限り、支払義務または引渡義務を一時停止することができる。また、発行会社もしくはグループBPCEの財務状況が悪化しているか、または悪化していると考えられる場合、これらの権限の行使が、本社債の市場価格を、これらの権限が存在しない場合と比較してより急激に減少させる可能性がある。

BRRDに従って、かつ上記「摘要 - 3 債務不履行事由の不存在」に基づき、グループBPCEに関して破綻処理手続が開始された場合、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、本社債権者は、債務不履行事由が起きたことを宣言し、本社債の満期を早め、社債の要項を修正し、または本社債に関してその他の執行権を行使する権利を有さない。

発行会社またはグループBPCEに関してBRRDに基づき何らかの措置を講じることにより、本社債権者の権利、本社債権者の本社債への投資の価格もしくは価値、および/または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の全部または大部分を失う可能性がある。

BRRDおよび関連事項に係る追加情報については、下記「破綻処理措置」を参照のこと。

結果として、BRRDに基づく何らかの権限が行使され、またはかかる行使が示唆された場合、本社債権者の権利、本社債への投資の価格または価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、かかる権限が存在しない場合よりも急速にかかる価格または価値が落下する可能性があり、かつ/または発行会社が本社債に基づき自らの義務を履行する能力を低下させる可能性がある。

2023年4月18日、欧州委員会は、EUの既存の銀行危機管理および預金保険（以下「CMDI」という。）の枠組みを調整し、さらに強化する法令パッケージ提案（以下「CMDI提案」という。）を採択した。CMDI提案は、預金保証制度に関する2014年4月16日付指令第2014/49/EU号を修正する別の法令パッケージの提案と同様に、金融の安定性の維持、納税者の金銭の保護、銀行の破綻による影響からの実体経済の保護および預金者へのより良い保護の提供を目的として、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則の見直しを行うものである。2024年3月20日、欧州議会の経済・金融問題委員会は、CMDI提案への修正に係る妥協案に賛成票を投じた。2024年4月24日、欧州議会は、今後の立法交渉に向けた立場として、CMDI提案の枠組みに係る3つの法文を本会議で採択する投票を行った。2024年6月19日、欧州理事会は、銀行のためのCMDI提案の枠組みの見直しに係る交渉権限に合意した。2024年7月、欧州理事会はさらに、銀行危機管理の枠組み提案の主要素に関する初期分析を通じて、CMDI改革における立場を明らかにしたが、かかる立場は、9月に修正されている。したがって、本書提出日現在、CMDI提案と、欧州連合におけるその最終的な実施の時期については不確実性が存在する。この改革により、（発行会社およびグループBPCE等の）金融機関に適用される現行の監督および破綻処理の権限に影響が及ぶ可能性がある。

提案どおりに施行された場合、上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等）は、発行会社の預金と同順位ではなくなる。したがって、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）またはその他の理由により発行会社が清算される場合、上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等）は、支払いを受ける権利において、発行会社およびグループBPCEのすべての預金者の請求権に劣後することとなる。

このため、CMDI提案が施行された場合、上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等）の投資家がその投資額の全部または一部を失うリスクが高まることとなる。CMDI提案が施行されれば、円貨社債および変動利付円貨社債の格付の引下げにつながる可能性もある。この点については、下記のリスクファクター「発行会社の信用格付の低下または格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

・振替制度における記録等

ペイルイン・ツールの行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン・ツールの行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン・ツールの行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、ペイルイン・ツールに従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン・ツールの行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン・ツールが行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

債務不履行事由の不存在

社債の要項は債務不履行事由について規定していない。したがって、本社債権者はいかなる場合でも本社債の満期を早めることはできない。そのため、本社債に係る支払いが期限内に行われない場合、本社債権者は、その時点で本社債につき支払期限が到来している金額についてのみ請求することができる。

支払いの不履行があった場合、元本または利息の未払額の回収のために本社債権者が利用可能な唯一の救済手段は、かかる支払いを執行する手続を採ることであるが、これには時間も費用も掛かる可能性がある。そのため、利息または元本の支払いが大幅に遅延する可能性があり、また返済を求める本社債権者に悪影響が及ぶ可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合（統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするものの以外の再編による場合を除く。）、本社債は直ちに支払うべきものとなる。

フランス法に基づく倒産手続については、下記リスクファクター「フランスの倒産法」を参照のこと。

フランスの倒産法

発行会社はフランス共和国に登録事務所を有する金融機関であり、フランスの倒産法の適用を受ける可能性がある。予防的再建の枠組み、債務および資格剥奪の免除、ならびに再建、支払不能および債務免除に関する手続きの効率化のための措置について定めるとともに欧州議会および欧州連合理事会指令(EU)第2017/1132号を改正する2019年6月20日付欧州議会および欧州連合理事会指令(EU)第2019/1023号を施行するために新たに制定された2021年9月15日付法令第2021-1193号（以下「**本法令**」という。）により改正されたフランスの倒産法に基づき、発行会社に関し、発行会社の債務の再編を目的とした保全手続（*procédure de sauvegarde*）、迅速保全手続（*procédure de sauvegarde accélérée*）または裁判所主導再建手続（*procédure de redressement judiciaire*）がフランス共和国内で開始された場合、本社債権者は、その権利が計画案によって影響を受ける範囲内で、対象当事者（以下に定義する。）として扱われ、対象当事者のクラスに割り当てられるものとする。ただし、（迅速保全手続を除き）関連する手続開始の時点において、発行会社の従業員数が250人を超え、かつ発行会社の純利益が20百万ユーロを超えるか、または純利益が（連結ベースの評価額で）40百万ユーロ

口を超えている場合に限る。この状況において、以下の規定（クロスクラス・クラムダウン・メカニズムを含む。）が本社債権者に適用される。

本法令に基づき、対象当事者とみなされ、したがって、計画案に対して投票する権利を有するのは、(i)計画案により、申立前の請求権または権利（本社債の返済条件等）に直接的な影響が及ぶ債権者（本社債権者を含む。）（以下「**対象債権者**」という。）および(ii)株主および債務者の株式資本に対して参加が認められる有価証券の保有者（ただし、債務者に対する持分、債務者の付属定款またはその権利が計画案により影響を受け、または修正される場合に限る。）（以下「**持分保有者**」といい、対象債権者とあわせて以下「**対象当事者**」という。）である。これらの者は、裁判所が任命した管理者が定めた客観的かつ検証可能な基準に基づき、経済的利益の十分な共通性を反映した対象当事者のクラスに集められるが、少なくとも、次の条件を満たしていなければならない。

- 無担保債権者および債務者の財産に対する担保権（*sûreté réelle*）から利益を受ける担保権者は、異なるクラスに分けられるものとする。
- 現行の劣後契約は、（対象当事者が、裁判所が任命した管理者に対し、適切に通知している限り）遵守されるものとする。
- 持分保有者は1つまたは複数の別個のクラスを形成する。

（裁判上の再建手続とは対照的に）債務者が作成した保全計画案は、裁判所が任命した管理者の協力を得て、保全措置において自己の競合する案を提示することができないクラスの対象当事者の投票（額面ベースでの3分の2以上の賛成票により可決）に付託される。

計画案の内容は、従前の制度の場合と同様に柔軟であり、特に、日程変更、債務の一部もしくは全部の償却、および/または債務の株式への転換を含むことができる。

保全計画案が対象当事者の各クラスにより承認された場合、裁判所は、反対する対象当事者に対する一定の法的保護が遵守されていることを確認した上で、当該計画案を承認する。当該法的保護には、特に、(i)同一のクラス内において、利益の十分な共通性を共有する対象当事者が、その請求権または権利について均等かつ比例的に扱われていること、(ii)（1つのクラス内における）一定の対象当事者が計画案に反対票を投じた場合において、いずれの対象当事者も、（当該計画の結果として）裁判上の清算、裁判所の命令に基づく処分計画、または当該計画が承認されなかった場合におけるより良い代替策と比較して、不利な状況にないこと、かつ、(iii)該当する場合、当該計画を実施するために新たな資金調達が必要であっても、対象当事者の利益を不当に損なわないことが含まれる。承認されると、計画はすべての当事者を拘束する。

裁判所は、債務者がキャッシュフロー上の支払不能を回避し、または事業の持続可能性を確保することを可能にする合理的な見込みがない場合、当該計画の承認を拒否することができる。

計画案がすべてのクラスの対象当事者による承認を得られなかった場合、当該計画は、前述の条件に加え、特に以下の条件を含む一定の法的条件（「クロスクラス・クラムダウン・メカニズム」として知られる。）を満たすことを条件として、（債務者の要請により、もしくは債務者の承認を条件として裁判所が任命した管理者の要請により（または裁判上の再建手続において対象当事者の要請によつてのみ））、反対する対象当事者のクラスにも課すことができる。

- 当該計画について、(i)無担保債権者より上位のクラスの債権者からなる対象当事者の過半数による承認、または、過半数による承認が得られない場合は、(ii)投票権を有する対象当事者のクラスのうち、持分保有者のクラスおよび継続企業として評価された債務者の企業価値に依拠すると、裁判上の清算もしくは裁判所の命令に基づく処分計画において適用される優先順位が適用される場合に、支払いを受けることができないと合理的に推定することができるその他のクラス以外のいずれかのクラスによる承認が得られること。

- 下位のクラスが計画案に基づいて支払いを受ける権利または権益（*intéressement*）を維持する権利を有する場合に、反対するクラスに属する対象当事者の請求を同一または同等の方法により、完全に満足させること（以下「**絶対優先の原則**」という。）。例外として、債務者または（債務者と合意した上で）裁判所が任命した管理者の請求により、裁判所は、債務者の当該計画の目的を達成するため必要があり、かつ、当該計画が対象当事者の権利および利益を過度に害さないことを条件として、絶対優先の原則を無効とする決定をすることができる。

以上に照らすと、本社債権者が属する対象当事者のクラス内における本社債権者の反対票は、当該クラス内において、またはクロスクラス・クラムダウン・メカニズムの適用により無効となる可能性がある。

本社債権者の請求権が、裁判所により、10年までの間に消滅するリスクは、保全手続または裁判上の再建手続において対象当事者のクラスが形成されない場合、または裁判上の再建手続（のみ）におけるクラス別の協議手続に従っていかなる計画も採択されない場合にのみ存在する。

疑義を避けるために付言すると、上記「社債権者集会」に規定される本社債権者の集会に関する条項は、当該条項がかかる状況に適用される強制倒産法の条項に準拠しない限り、適用されない。

発行会社がフランスの倒産法の適用を受ける場合、上記手続により、返済を求める本社債権者に対し悪影響が及ぶ可能性があり、本社債権者は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

フランス法の下で実行可能な破綻処理手続については、上記リスクファクター「本社債は強制的に減額または資本もしくはその他の持分証券へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

社債の要項は非常に限定的な特約を包含している。

上記「本社債の地位」に規定のとおり、本社債に関する担保提供制限は存在しない。また、社債の要項では、発行会社が発行することができる期限前償還条項付非上位円貨社債に優先する債務証券の金額および発行会社が発行することができる円貨社債、変動利付社債または期限前償還条項付非上位円貨社債と同順位である有価証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券または有価証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。社債の要項に基づき、発行会社は、通常、その資産の一部または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社が多額の資産を処分する決定をした場合、本社債権者は、本社債の繰上償還を宣言する権利がなく、かかる資産をもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。

また、本社債により、発行会社は、追加債務の負担に係る財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社もしくはその子会社の能力を制限することを義務付けられておらず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他株主に対する現金の分配を行う発行会社もしくはその子会社の能力は制限されない。こうした行為は、発行会社の債務（本社債の債務を含む。）返済能力に対して、潜在的に影響を与える可能性があり、そのため、本社債権者に悪影響が及ぶ可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

2 本社債の市場および信用格付に関連するリスク

本社債に係る活発な流通市場/売買市場の欠如

本社債は広く流通しない可能性のある新発の証券であり、本社債について活発な売買市場が存在しないこともあり得る。本社債の新規発行後に本社債が売買される場合に、実勢金利、類似証券の市場の状況、一般的経済状態および発行会社の財政状態によっては、当初公募価格を割り込んで取引される可能性がある。したがって本社債の売買市場の発展または流動性については不確実である。その結

果、投資家が直ちにあるいは自らの期待利回りを実現できる価格で本社債を売却できない場合もある。そのため、本社債権者に悪影響が及ぶ可能性があり、その結果、投資家は本社債への投資額の全部または一部を失う可能性がある。

発行会社の信用格付の低下または格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。

1 社または複数の独立格付機関が本社債について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価である。このため発行会社の信用格付の現実の引下げまたは見込まれる引下げは、本社債の時価に影響を与える可能性がある。

信用格付は、ストラクチャー、市場、上述の追加的要因および本社債の価格に影響を与え得るその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的影響を反映していない可能性がある。信用格付は、有価証券の購入、売却または保有の推奨ではなく、格付は信用格付機関により随時変更され撤回されうる。また信用格付機関は、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を持つ証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または撤回された場合には、本社債の取引価格に対して著しいマイナスの影響を与える可能性があり、その結果、投資家は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

本社債の市場価格

本社債の市場価格は発行会社の信用力および多くの追加要因（指数、市場の金利および利回りの変動ならびに満期日までの残存期間を含むが、これに限られない。）に影響される。

本社債の価格は、資本市場全般に影響を与える要因を含めて、フランス共和国、英国およびその他の地域の経済、金融および政治における出来事（英国のEU離脱を含む。）をはじめとする相互に関連する多くの要因に依存する。本社債権者が満期前に本社債を売却できる価格は、発行価格または本社債権者により支払われた購入価格を（場合によっては大幅に）割り込む可能性があり、結果的に本社債への投資額の一部が失われる可能性がある。

3 本社債の特定の発行のストラクチャーに関連するリスク

(a) 期限前償還リスク

本社債の期限前償還により本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。

期限前償還条項付非上位円貨社債に係る社債の要項は、上記「償還の方法 - (4)」に従い、発行会社がその選択により当該社債を期限前償還することができる（かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）旨規定している。

また、MREL/TLAC不適格事由、源泉税務事由（以下に定義する。）またはグロスアップ事由（以下に定義する。）の発生以後、発行会社は、その選択により、社債の要項に従い、いつでも円貨社債、変動利付社債および期限前償還条項付非上位円貨社債の全部（一部は不可）を元本金額に未払いの経過利息を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要とされる場合）があることを条件とする。）。

発行会社が本社債の償還を選択できる期間中または償還を選択した期間中において、当該本社債の市場価格は、償還可能な価格を大幅に上回らないものとなる可能性がある。発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が当該本社債の時価を下回る時点または実勢金利

が相対的に低くなる可能性のある時点で本社債が償還される可能性があるというリスクが存在する。そのような状況では、投資家は償還金を関連する本社債と同等の有効な金利で類似の有価証券に再投資することができず、再投資できるのはより低い利率のものに限られる可能性がある。これは、本社債への投資額の一部を失う可能性のある本社債権者に対して、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

「源泉税務事由」とは、本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国またはそのもしくはその域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合をいう。

「グロスアップ事由」とは、発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合をいう。

発行会社は、グロスアップ事由が発生した場合でも本社債の償還を行う義務はない。

グロスアップに係る義務（社債の要項に基づくものを含む。）が、一般的に、フランス法に基づき執行可能であるか否かは不確定である。本社債に基づく支払義務（上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」）に基づき追加額を支払う義務を含む。）が、フランス法に基づき違法または執行不可能であると判示された場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。したがって、グロスアップ事由が生じた場合に発行会社が本社債の償還を行わない場合、本社債権者が受け取る金額が支払われるべき満額の金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格および/または流動性は悪影響を受ける。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

本社債に基づくグロスアップに係る義務の制限

社債の要項に基づく何らかの支払いについて税金の源泉徴収または控除が行われる場合、上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額を支払う義務は、本社債の利息の支払いにのみ適用され、本社債の元本の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される範囲で、社債の要項に基づく追加額を支払う義務を負わない。したがって、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される場合、本社債権者が受け取る金額が本社債に基づいて償還時に支払われるべき満額の元本金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。その結果、本社債権者は本社債への投資額の一部を失う可能性がある。

(b) 本社債の地位および適格性に関連するリスク

期限前償還条項付非上位円貨社債は非上位優先債務であり、一部の債務に劣後する。

期限前償還条項付非上位円貨社債に基づく発行会社の債務は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に定める意味における非上位優先債務を構成する。期限前償還条項付非上位円貨社債は、その規定上、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務であると明示されるが、裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）の場合は、発行会社の上位優先債務の支払いとの優先関係においては劣後する。発行会社の上位優先債務は、2016年12月11日（非上位優先債務を規定している版のフランス通貨金融法典第L.613-30-3条の施行日）時点で残存するすべての預金債務、デリバティブおよびその他金融契約にかかる債務、非劣後負債証券、ならびにフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条の意味における非上位優先債務として明示

されていない2016年12月11日以降に発行されたすべての非劣後負債証券または優先負債証券（円貨社債および変動利付円貨社債等の上位優先債を含む。）が含まれる。

結果として、発行会社の裁判上の清算（liquidation judiciaire）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、期限前償還条項付非上位円貨社債の本社債権者の支払いを受ける権利は、発行会社の現在および将来におけるすべての上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等の上位優先債を含む。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての約束の保有者に対する全支払いに劣後する。発行会社の裁判上の清算（liquidation judiciaire）に当たり、発行会社の現在および将来におけるすべての上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等の上位優先債を含む。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての約束の支払いが不完全な場合、期限前償還条項付非上位円貨社債に係る発行会社の債務は消滅し、関連する本社債権者は期限前償還条項付非上位円貨社債への投資額を失うこととなる。

発行会社が追加で上位優先債務を負担することに制限はない。その結果、発行会社が裁判上の清算手続（liquidation judiciaire）を開始する場合、期限前償還条項付非上位円貨社債の支払いを行う前に上位優先債務について多額の支払いを行うことになる。

また、発行会社が破綻処理を開始した場合、発行会社の適格債務（期限前償還条項付非上位円貨社債を含む。）はペイルインの対象となる。すなわち、裁判上の清算手続（liquidation judiciaire）において適用される優先順位により（当該適格債務の全部もしくは一部が）減額され、またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われる可能性がある。期限前償還条項付非上位円貨社債のような非上位優先債務は上位優先債務に劣後するため、期限前償還条項付非上位円貨社債は発行会社の現在または将来の上位優先債務に関して減額または転換が行われるのに先立ってその全額が減額または転換される。これについては、上記リスクファクター「ペイルイン権限：本社債は強制的に減額または資本もしくはその他の持分証券へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

結果として、期限前償還条項付非上位円貨社債の本社債権者は、上位優先債務の保有者と比べて大幅な追加リスクを負い、発行会社が破綻処理または裁判上の清算手続（liquidation judiciaire）を開始した場合に投資額の全部または大部分を失う可能性がある。

MREL/TLAC適格金融商品としての本社債の基準は不確実性を伴う。

上記「本社債の地位」に規定のとおり、期限前償還条項付非上位円貨社債は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、MREL/TLAC適格金融商品となることを意図されており、適用あるMREL/TLAC規制により許容される場合にのみ、発行会社は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、円貨社債および変動利付円貨社債もMREL/TLAC適格金融商品として扱うことができる。

FSB TLACタームシートに定められているTLACの概念を実施するために、CRR（以下に定義する。）およびBRRDにより、FSB TLACタームシートが実施され、MRELの適格性に関する要件が変更される。発行会社は、社債の要項はCRRおよびBRRDと整合していると考えているが、CRRおよびBRRDはまだ完全に解釈されていない。そのため、TLAC要件の実施または適用あるMREL/TLAC規制におけるMRELの適格性に関する要件への変更の影響を完全に評価することはまだ不可能である。その結果、MREL/TLAC不適格事由が発生した場合、社債の要項に従い、発行会社は本社債を任意で期限前償還することができるようになる可能性があり、これにより本社債への投資額の一部を失う可能性がある本社債権者に重大な悪影響を与える可能性がある。上記リスクファクター「本社債の期限前償還により本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。」を参照のこと。

「CRR」とは、2013年6月27日付欧州連合官報に公表された金融機関および投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第575/2013号（その後の随時の改正、またはそれに代わり発効するその他の規則（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務の

要件、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示要件に関して規則(EU)第575/2013号ならびに規則(EU)第648/2012号を改正する2019年5月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)第2019/876号によるものを含む。)を含む。)をいう。

(c) 金利リスク

固定利付の本社債の価格は変動する可能性がある。

固定利付の本社債への投資は、その後の市場金利の変動が本社債の価格に悪影響を与える可能性のあるリスクを伴う。

本社債が固定利付であって、当該本社債の期間中に金利がリセットされる場合、本社債権者は、金利水準の変動リスクおよび不確実な受取利息のリスクにもさらされる。

将来の市場における金利の変動を予想することは困難であるが、かかる変動は本社債の価格に著しい悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、流通市場において本社債を売却する本社債権者がその当初の投資額の一部を失うこととなる可能性がある。

投資家は変動利付の本社債の収益率をあらかじめ計算することができない。

変動利付の本社債と固定利付の本社債の主たる違いは、変動利付の本社債の受取利息は予測不能という点である。受取利息が変化するため投資家は購入時に変動利付の本社債の確定利回りを算定することができず、したがって当該投資収益率を長い固定利息期間を有する投資の投資収益率と比較することができない。社債の要項が頻繁な利払日を定めている場合、投資家は市場金利の下降時に再投資リスクにさらされる。すなわち投資家は自らに支払われた受取利息の再投資を当該時点の相対的に低い実勢金利に限定される可能性がある。さらに発行会社は固定利付の本社債も発行することが可能なため、固定利付の本社債が、変動利付の本社債の時価および流通市場（もしあれば）に影響を与える可能性もある（その逆も同様である）。

変動利付の本社債への投資は、(i)参照金利および(ii)かかる参照金利に対して場合に依りて加算または減算される利幅から構成される。通常、当該利幅は社債の全期間を通して不変であるが、参照金利は定期的に（例えば、3か月または6か月ごとに）調整され、一般的な市場の状況に依りて変動する。その結果、変動利付の本社債の市場価格は、市場金利の変動（特に短期的な変動）により参照金利が変動した場合、当該参照金利が次の定期的調整の本社債の金利に適用されることで、変動性が高くなる可能性がある。

将来の市場における金利の変動を予想することは困難であるが、かかる変動は変動利付の本社債の利回りに著しい悪影響を及ぼす可能性があり、また再投資リスクを引き起こす可能性がある。

「ベンチマーク」に係る改革および規制は、当該「ベンチマーク」に連動し、または当該「ベンチマーク」を参照する本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融商品および金融契約のベンチマークとして使用される指数、または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために使用される指数に関する規則(EU)第2016/1011号（その後の改正を含む。）（以下「EUベンチマーク規制」という。）が、2018年1月1日以降適用されており、EUにおける「ベンチマーク」の提供、「ベンチマーク」への入力データの拠出、およびEU内における「ベンチマーク」の使用に適用される。

特に、EUベンチマーク規制の要件を遵守するために「ベンチマーク」に係る手法またはその他の条件が変更された場合、EUベンチマーク規制は本社債に重大な悪影響を与える可能性がある。かかる変更は、とりわけ、公表された金利または「ベンチマーク」の水準を低下もしくは上昇させ、またはその変動に影響を与える可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。

EUベンチマーク規制は、一定の状況において、一定のベンチマークの法定の代替を指定する権限を欧州委員会または関連する各国の所轄官庁に付与することにより、一定のベンチマークの中止または終了に対処するための調和のとれたアプローチを導入した。かかる代替は、（一定の本社債等の）契約および金融商品に限定される。法定の代替ベンチマークは、当該「ベンチマーク」に連動し、または当該「ベンチマーク」を参照する一定の本社債の価値または流動性および収益にマイナスの影響を与え、該当する時点において意図したとおりに運用されない可能性や、中止されたまたは利用不可能なベンチマークとは異なるパフォーマンスを示す可能性がある。加えて、第三国のベンチマークに適用される経過規定は、2025年末までさらに延長された。したがって、かかる法改正の潜在的な影響に関連した不確実性が存在する。

さらに幅広く見れば、国内外もしくはその他の「ベンチマーク」に係る改革案または「ベンチマーク」の規制当局による一般的な審査の増加により、(i)「ベンチマーク」の管理もしくはその設定に参加するための、またかかる規制もしくは要件を遵守するための費用およびリスクが増大し、(ii)市場参加者が一定の「ベンチマーク」を継続的に管理し、もしくはこれに寄与することを阻害し、(iii)一定の「ベンチマーク」において使用される規則もしくは手法の変更を引き起こし、または(iv)一定の「ベンチマーク」の消滅につながる可能性がある。国内外もしくはその他の改革案またはその他のイニシアティブもしくは調査に起因する上記の変更またはその他の派生的変更は、本社債の価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

変動利付/リセット条項付の本社債 - ベンチマークの廃止

変動利付の本社債またはリセット条項付の本社債に関連する一定の状況（該当するベンチマーク（またはその構成部分）の管理停止を含む。）において、フォールバックに関する取決めには以下の可能性が含まれる。

(A) 該当する利率（またはその構成部分（該当する場合））は、発行会社により任命された独立アドバイザーにより決定された後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を参照して設定または決定（該当する場合）することができ、または、発行会社が（合理的な努力を尽くしても）独立アドバイザーを任命することができない場合、もしくは発行会社により任命された独立アドバイザーが当該決定を行わない場合は、変動利付円貨社債については上記「利息支払の方法 - (1)」において、また期限前償還条項付非上位円貨社債については上記「利息支払の方法 - (2)」において規定された利率を適用する。

(B) 当該後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）は、該当する独立アドバイザーが（必要に応じて）調整することができる。

いずれの場合においても、独立アドバイザーは、社債の要項に詳細に記載されるとおり、誠実かつ商業上合理的な方法で行為する。

後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）の適用に関して、本社債権者の同意は必要とされない。また、後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を適用するために行われる社債の要項（またはその他の文書）のその他の該当する調整および/または修正に関しても、適用ある日本法の許容する範囲内であり、かつ振替機関業務規程等の許容する範囲内で、本社債権者の同意は必要とされない。

変動利付円貨社債については上記「利息支払の方法 - (1)」において、また期限前償還条項付非上位円貨社債については上記「利息支払の方法 - (3)」において規定される一定の状況において、利息期間または改定後利率適用期間（該当する場合）について、後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）が決定されない場合も含め、最終的なフォールバックとして、変動利付円貨社債については上記「利息支払の方法 - (1)」において、また期限前償還条項付非上位円貨社債については上記「利息支払

の方法 - (2)」において規定された利率が該当する利息期間または改定後利率適用期間に適用されることがある。さらに、発行会社が、後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）の適用により MREL/TLAC不適格事由が生じるか、または関連規制当局および/もしくは関連破綻処理当局が、満期日ではなく、次の利払日を変動利付円貨社債または期限前償還条項付非上位円貨社債の有効な満期日として扱うであろうと判断する場合、適用利率は、発行会社の選択により、変動利付円貨社債については上記「利息支払の方法 - (1)」において、また期限前償還条項付非上位円貨社債については上記「利息支払の方法 - (2)」において規定された利率とすることができる。

その結果、変動利付円貨社債または期限前償還条項付非上位円貨社債（該当する場合）の固定利率が有効に適用される可能性がある。さらに、後継レートおよび代替参照レートの入手可能性に関する不確実性ならびに独立アドバイザーの関与により、該当するフォールバックに関する規定が該当する時期において意図したとおりに運用されない可能性がある。

こうした影響は、当該本社債の価値および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。

さらに、上記の事項または該当する金利の設定もしくは存在にその他の著しい変更があった場合には、発行会社が変動利付円貨社債または期限前償還条項付非上位円貨社債に係る義務を履行する能力に影響を与え、または変動利付円貨社債または期限前償還条項付非上位円貨社債の価値または流動性ならびにこれに基づく支払金額に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、本社債権者は投資額の一部を失う可能性がある。投資家は、上記の状況においては、独立アドバイザーが該当する後継レートまたは代替参照レート（該当する場合）を調整する裁量権を有することに留意すべきである。かかる調整は予想外の商業的結果をもたらす可能性があり、また、各本社債権者に固有の状況のために、かかる調整が各本社債権者にとって有利でない可能性がある。

リスク・フリー・レート（TONA等のオーバーナイト金利を含む。）に関連する市場は発展途上の段階にある。

変動利付円貨社債の利率はTONAに基づいて計算される。TONAはオーバーナイト物の資金調達金利であるため、TONAに連動する本社債の利息期間がオーバーナイト物よりも長い期間である場合、当該利息期間中に複利計算したTONAを基礎として利息が計算される。この計算方法により、各利払日に支払われる利息の額は、当該利払日の直前にしか判明しないこととなる。したがって、本社債権者は、当該本社債について支払われる利息の金額を事前に知ることができない。

資本市場取引における参照金利としてのTONA等のリスク・フリー・レートに関連する市場は発展途上の段階にあり、また、関連する銀行間取引金利の代替としてかかるリスク・フリー・レートを採用する動きも発展途上の段階にある。

市場またはその大部分において、当該参照金利を参照するベンチマークに連動する本社債の社債の要項に定めるものとは著しく異なるTONAの適用が採用される可能性がある。参照金利としての日次複利TONAが発展の初期段階にあること、およびTONAに連動する金利が発展途上の段階にあることにより、TONAに連動する本社債に係る流動性が低下し、もしくはボラティリティが増加し、またはTONAに連動する本社債の市場価格にその他の影響が及ぶ可能性がある。

債券、貸付けおよびデリバティブの市場との参照金利の採用に関するミスマッチは、本社債の取得、保有または処分に関連して設定される可能性のあるヘッジその他の金融取引に影響を及ぼす可能性がある。

社債の要項に記載されたとおり、TONAが廃止されるか、または公表されなくなった場合、本社債の利率の計算に使用される適用利率は、変動利付円貨社債については上記「利息支払の方法 - (1)」に記載された代替方法により決定される。かかる方法により、TONAが現行の形で関連するベンチマーク管理

者から提供されていた場合の本社債に係る支払額よりも低い利息の支払いとなるか、または当該支払いと長期的に相関しない利息の支払いとなる可能性がある。したがって、かかる変動利付の本社債への投資は、慣例的な負債証券への同様の投資には伴わない重大なリスクを伴う可能性がある。

利率確認事務取扱者は、変動利付円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債の収益、価値および市場に影響を与え得る決定および選択を行う権限を有する予定であり、または有する可能性がある。

社債の要項に基づき、利率確認事務取扱者は、変動利付円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債の利率について、一定の決定、判断および選択を行うことができる。利率確認事務取扱者は、その単独の裁量により、かかる決定、判断または選択を行い、利率確認事務取扱者が行うかかる決定、判断または選択は、変動利付円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債に関して支払われるべき利息の金額に影響を与える可能性がある。社債の要項に基づく利率確認事務取扱者による裁量権の行使（当該利率確認事務取扱者が行使するあらゆる裁量権を含むがこれに限定されない。）は、利益相反をもたらす可能性がある。必要な決定、判断および選択を行うに当たり、発行会社の代理人として行為する利率確認事務取扱者は、影響を受けた本社債の保有者の利益に反する経済的利益を有する可能性があり、当該決定、判断または選択が、変動利付円貨社債および期限前償還条項付非上位円貨社債の収益、価値および市場に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会はBRRDを採択した。BRRDの目的は、関連破綻処理当局（発行会社およびグループBPCEに関しては、欧州中央銀行またはACPRのいずれかを指す。）に対し、金融の安定性の維持および納税者の損失エクスポージャーの最小化のために、銀行危機に早期に対処するための共通の手段および権限を与えることにある。BRRDは、2015年8月20日付政令によりフランス共和国において実施された。2019年5月20日付指令(EU)2019/879号（以下「BRRD」といい、フランス共和国においては2020年12月28日に発効した。）は、金融機関および投資会社の損失吸収力および資本再構築力に関してBRRDを改正するものであるが、2019年6月7日付の欧州連合官報において公表され、2019年6月27日に発効した。

BRRDは、実施銀行セクターの破綻処理制度に関する2020年12月21日付法令第2020-1636号（以下「**本法令**」という。）によりフランス共和国において実施されている。本法令は、特に、CRRが定義する自己資本（以下「**自己資本**」という。）に基づく請求権が、倒産状態において、自己資本に基づかないその他の請求権より低い優先順位を有することを保証するために、EU加盟国に各国の倒産法の修正を義務付けるBRRD第48条(7)を実施している。本法令によりかかる規定が国内法制化されたことで、倒産手続においてフランスの金融機関に適用される債権者の請求権の順位を規定する規則が修正された。かかる規定が発効する前に発行された発行会社の劣後債務および超劣後債務は、そのすべてまたは一部が自己資本として現在認識され、または従前から認識されている場合、契約上の順位を維持する。

フランス通貨金融法典の新第L.613-30-3条第I-5°項は、2020年12月28日以降、金融機関の自己資本ではない負債を自己資本と同順位とすることはできないと規定している。

したがって、2020年12月28日以降に発行された発行会社の劣後債務または超劣後債務が発行会社のTier 2資本またはその他Tier 1資本調達商品から完全に除外される場合には、かかる劣後債務または超劣後債務のために劣後債務内に新たな順位が創設されており、かかる劣後債務または超劣後債務は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-5°項に準拠するために、発行会社のTier 2資本調達商品およびその他Tier 1資本調達商品に優先することとなる。

本法令の発効日前に発行会社が発行したすべての劣後社債または超劣後社債であって、そのすべてまたは一部が発行会社の自己資本として現在認識され、または従前から認識されているものは、かかる劣

後社債または超劣後債務が未償還である限り、それらの契約条件に基づいて、発行会社のTier 2資本調達商品またはその他Tier 1資本調達商品（場合による。）として順位付けられる。

破綻処理

BRRDおよびBRRD に従い、関連破綻処理当局は、以下の判断を下した場合、金融機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・ （客観的要素に基づき）金融機関が破綻しているかまたは破綻するおそれがあり、
- ・ 代替手段によって破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ
- ・ 次の破綻処理目的の達成のためには破綻処理措置が必要であり、清算手続では失敗する可能性がある場合：(i)重要な機能の継続を確保し、(ii)財務システムが大きく悪影響を受けることを避け、(iii)臨時の公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護し、(iv)顧客（特に預金者）の資金および資産を保護すること。

金融機関の破綻とは、継続的な許認可の要件を遵守していない場合、債務その他の負債を期日に支払うことができない場合、臨時の公的財政支援を必要とする場合（一定の例外あり）または負債の額が資産の額を上回っている場合を意味する。

破綻処理手続が開始された後、関連破綻処理当局は、下記のとおり、当該金融機関の資本再構成または持続能力回復のために、一つまたは複数の破綻処理ツールを用いることができる。破綻処理ツールは、株主がまず損失分を負担し、次にその他Tier 1金融商品およびTier 2資本調達商品として適格な資本調達商品の所有者、その後には債権者が通常の倒産処理手続における債権の順序に従い損失分を負担することになるように実行される（一定の例外あり。）。フランス法には、「債権者は、通常の倒産処理手続を適用した場合よりも不利にならない（no creditor worse off than under normal insolvency proceedings）」原則（かかる原則により、破綻処理の対象となっている金融機関の債権者は、金融機関が清算手続に基づき解散した場合に被るであろう損失を上回る損失を被ることはない。）を含め、特定の破綻処理ツールおよび方策が実施された際の一定の保全措置も規定されている。

フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に従い、上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等）の所有者は、現在、発行会社およびグループBPCEの預金者と同順位となっている。2023年4月18日、欧州委員会は、CMDI提案を採択した。CMDI提案は、預金保証制度に関する2014年4月16日付指令第2014/49/EU号を修正する別の法令パッケージの提案と同様に、金融の安定性の維持、納税者の金銭の保護、銀行の破綻による影響からの実体経済の保護および預金者へのより良い保護の提供を目的として、BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則の見直しを行うものである。2024年3月20日、欧州議会の経済・金融問題委員会は、CMDI提案への修正に係る妥協案に賛成票を投じた。2024年4月24日、欧州議会は、今後の立法交渉に向けた立場として、CMDI提案の枠組みに係る3つの法文を本会議で採択する投票を行った。2024年6月19日、欧州理事会は、銀行のためのCMDI提案の枠組みの見直しに係る交渉権限に合意した。2024年7月、欧州理事会はさらに、銀行危機管理の枠組み提案の主要素に関する初期分析を通じて、CMDI改革における立場を明らかにしたが、かかる立場は、9月に修正されている。したがって、本書提出日現在、CMDI提案と、欧州連合におけるその最終的な実施の時期については不確実性が存在する。この改革により、（発行会社およびグループBPCE等の）金融機関に適用される現行の監督および破綻処理の権限に影響が及ぶ可能性がある。提案どおりに施行された場合、上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等）は、発行会社の預金と同順位ではなくなる。したがって、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）またはその他の理由により発行会社が清算される場合、上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等）は、支払いを受ける権利において、発行会社およびグループBPCEのすべての預金者の請求権に劣後することとなる。詳細

については、上記「本社債は強制的に減額または資本もしくはその他の持分証券へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

執行制限

BRRD第68条は、フランス共和国において国内法制化されており、発行会社に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避策および危機管理策は、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、それだけでは発行会社に対する契約上の執行権または発行会社の債務を修正する権利を生じさせないと規定している。したがって、発行会社に関して破綻処理手続が開始された場合、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、本社債権者は、執行措置を講じ、または社債の要項を修正する権利を有さない。ただし、かかる権利は、いかなる場合も、本社債に係る債務不履行事由の不存在により制限される。

BRRD は、かかる要件を関連破綻処理当局が決定した支払停止および引渡義務にまで適用する。

財政連帯構造

上記の破綻処理措置ならびに発行会社に関する危機回避策および危機管理策の執行に記載された規定は、グループBPCEの財政連帯構造の観点から読まれるべきものである。

グループBPCEについては、グループBPCEの中央機関と提携するすべての事業体は、保証および連帯構造の利益を享受している。当該構造の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条および第L.512-107-6条に従い、すべての関連会社の流動性および支払能力を確保し、グループBPCE全体の財務上の連帯を構築することである。

この財務上の連帯は、法律上の連帯体制の設置を制定し、必要に応じてすべての現金および現金同等物ならびに出資しているすべての関連会社が利用できる資本を最大限利用することにより、財政難に陥っている関連会社および/またはグループBPCEのすべての関連会社の流動性または支払能力を回復させることを中央機関に義務付ける法規定に根ざしている。この徹底的な法律上の連帯の結果として、一または複数の関連会社が裁判所命令による清算の対象となったり、BRRDの意味における破綻処理措置の影響を受けたりする可能性はなくなり、すべての関連会社も影響を受けない。

裁判所命令による清算が必然的にすべての関連会社に影響を及ぼす場合、すべての関連会社の外部債権者は、特定の企業との関係性にかかわらず、そのランクおよび債権者順位に従って同一に扱われる。

資本調達商品の減額および転換

破綻処理手続開始に関連して（かつこれに先立ち）または下記の（破綻処理手続を伴わない）その他の特定の場合において、資本調達商品は減額または資本もしくはその他の持分証券に転換されることがある。対象となる資本調達商品には普通株式等Tier 1金融商品、その他Tier 1金融商品およびTier 2資本調達商品が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始条件が充足されていると判断した場合、発行金融機関もしくはそのグループの存続能力が減額もしくは転換に依存している場合、または発行金融機関もしくはそのグループが臨時的公的支援を必要としている場合（一定の例外あり）、資本調達商品の減額または資本もしくはその他の持分証券への転換を行わなければならない。また、(i)発行金融機関もしくはそれが所属するグループが破綻しているかもしくは破綻するおそれがあり、当該破綻の回避のために減額もしくは転換が必要な場合、(ii)金融機関の存続能力が減額もしくは転換に依存している（かつ、代替手段（破綻処理措置を含む。）によって発行金融機関もしくはそのグループの破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがない）場合、または(iii)発行金融機関もしくはそのグループが臨時的公的支援を必要としている場合（一定の例外あり）、資本調達商品の元本を減額し、または資本もしくはその他の金融商品に転換することができる。発行金融機関の破綻は、上記の方法により

決定される。グループの破綻は、客観的な証拠（グループの自己資本を激減させるおそれのある大幅な損失の負担等）に基づき、かかるグループが連結自己資本比率に関する規制に違反するかまたはかかる違反が近いうちに発生するおそれがある場合に、発生するまたは発生するおそれがあると考えられる。

これらのうち一つまたは複数の条件が充足された場合、普通株式等Tier 1金融商品がまず減額されるか、債権者に移転され、また、金融機関が破綻処理に入り、その純資産がプラスの場合は、その他の資本調達商品および適格負債の転換により大幅に希薄化される。その後、その他の資本調達商品（まずはその他Tier 1金融商品で、次にTier 2資本調達商品）は減額されるかまたは普通株式等Tier 1金融商品もしくはその他の持分証券に転換される（かかる金融商品も減額される可能性がある。）。

ベイルイン・ツール

破綻処理手続が開始されると、関連破綻処理当局に付与される権限はベイルイン・ツールを含む。ベイルイン可能な負債には、すべての対象負債（資本調達商品として適格とされていない劣後債、無担保非上位優先債務（期限前償還条項付非上位円貨社債等）および無担保上位優先債務（円貨社債および変動利付円貨社債等）を含む。）が含まれる。ベイルイン・ツールは、資本調達商品でありかつベイルイン・ツールの適用時に未償還である負債にも適用される。

関連破綻処理当局が、ベイルイン可能な負債についてベイルイン・ツールを行使できるのは、以下の優先順位に従い資本調達商品がまず減額されるかまたは資本もしくはその他の持分証券に転換されてからである：(i)普通株式等Tier 1金融商品が最初に減額される。(ii)その他Tier 1金融商品が減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される。(iii)Tier 2資本調達商品が減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される。これを受けて、ベイルイン・ツールは、以下のとおりベイルイン可能な負債を減額または転換するために使用できる：(i)資本調達商品以外の劣後債商品（2020年12月28日以後に発行され、Tier 2資本調達商品から完全に除外された適格除外劣後社債を含み、2020年12月28日以後に発行され、その他Tier 1金融商品から完全に除外された超劣後債務を含む。）が、通常の倒産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される。(ii)その他のベイルイン可能な負債（本社債を含む。）が、通常の倒産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier 1金融商品に転換される（この目的上、発行会社の場合、期限前償還条項付非上位円貨社債は円貨社債または変動利付円貨社債に劣後する。）。

上記により、劣後社債が破綻処理手続の開始に先立って全額減額または転換されなかった場合でも、関連破綻処理当局が破綻処理の一環としてベイルイン・ツールの実施を決定したときは、かかるTier 2資本調達商品の元本金額が最初に全額減額または資本に転換されなければならない。また、従前Tier 2資本調達商品から転換された普通株式等Tier 1金融商品も、ベイルイン・ツールの適用の結果、減額されることがある。

ベイルイン・ツールが行使された場合はまた、本社債が全額（すなわちゼロまで）もしくは部分的に減額され、または普通株式もしくはその他の持分証券に転換される。

その他の破綻処理措置

ベイルイン・ツールに加え、関連破綻処理当局は、破綻金融機関または（一定の場合には）そのグループに対しその他の破綻処理措置を実施する広い権限を有しており、それには以下のものが含まれる（が、これに限定されない。）：当該金融機関の事業の全部または一部の第三者または承継金融機関への売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換または代理、負債証券の条件の変更（満期および/もしくは未払利息額の変更ならびに/または支払いの一時停止の要求を含む。）、金融商品の上場廃止および金融商品取引の承認の取消し、取締役および/もしくは経営者の解

任および/もしくは交代、または一時的な管理者（*administrateur spécial*）の任命および新たな株式もしくは自己資本の発行。

関連破綻処理当局は、自らの権限を行使する場合、破綻処理対象の当該グループまたは金融機関の状況および関連破綻処理当局の決定が欧州経済領域の関係加盟国に与える影響を考慮しなければならない。

単一破綻処理基金

単一破綻処理メカニズム規則は、単一破綻処理委員会が破綻処理計画を支援するために使用することができる単一破綻処理基金（以下「**単一破綻処理基金**」という。）の設立について定めている。単一破綻処理基金は、発行者等の重要な銀行に対してBRRDに従って実施された国家破綻処理基金に代わって設立された。この単一破綻処理基金は、銀行から徴収される拠出金（当該拠出金は、各銀行の負債の額（自己資本および保険対象の預金を除く。）に基づいて算定され、リスク調整が施されている。）により調達される。単一破綻処理基金は、2016年から2023年の8年間にわたって徐々に積み立てられ、現在、単一破綻処理メカニズムに参加するEU加盟国において保有される保険対象の預金の少なくとも1%の目標水準に達している。

< 中略 >

第3【その他の記載事項】

< 訂正前 >

該当事項なし。

< 訂正後 >

発行登録目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。なお、本社債の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回円貨社債（2025）」

ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回変動利付円貨社債（2025）」

ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第（未定）回期限前償還条項付非上位円貨社債（2025）」

注：発行会社は、円貨社債、変動利付円貨社債および/または期限前償還条項付非上位円貨社債を単数または複数本立てで起債する予定である。」

また、発行登録目論見書の表紙裏以下に以下の記述を記載する。

「下記「円貨社債」、「変動利付円貨社債」および「期限前償還条項付非上位円貨社債」の各見出しの下に定義された用語は、関係見出しの下に記載される社債に係る用語を指します。

「円貨社債」

「変動利付円貨社債」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「**本社債権者**」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者

に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売り付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団的手続または任意清算の秩序ある完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。

「期限前償還条項付非上位円貨社債」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合等には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売り付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務（以下に定義します。）を構成します。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の劣後債務（以下に定義します。）に優先し、
- (c) 発行会社の上位優先債務（以下に定義します。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後します。

発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に従い、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたはその他の要因により非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにその他の要因により非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先します。

本社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団的手続または任意清算の秩序ある完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負います。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第I-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成します。

「劣後債務」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits “super subordonnés”* または *engagements subordonnés de dernier rang*) に優先するものをいいます。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。」

第二部【参照情報】

< 訂正前 >

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

2024年6月28日関東財務局長に提出

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年12月10日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2024年12月10日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について、以下に掲げる事項を除き、発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価

証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

変更すべき事項は、以下の通りである。

有価証券報告書の第3「事業の状況」3「事業等のリスク」(1)「発行会社に関するリスク」および半期報告書の第3「事業の状況」2「事業等のリスク」2.2「リスク・ファクター」の記載事項を下記の記載に差し替える。

リスク・ファクター

グループBPCEが事業を営む銀行業および金融業にかかる環境は、数多くのリスクに晒されており、これらのリスクを統制および管理するため、より要求水準の高い厳格な方針を実施することが求められる。

グループBPCEが晒されているリスクの一部は以下のとおりである。但し、これは、グループBPCEが事業を行う際または事業運営を行う環境を検討する際に負うすべてのリスクの包括的な一覧ではない。以下に記載されているリスクは、現在までに特定されている、グループBPCEにとって重要かつ特有のリスクであり、その事業、財政状態および／または経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。以下に挙げるリスク分類のそれぞれについて、グループBPCEが現時点で最重要と考えるものを冒頭に挙げている。

以下に示すリスクは、BPCE S.A.の事業に悪影響を及ぼす可能性があることが現在までに確認されているものである。

以下に記載されたリスク・ファクターは、本書の日付現在のものであり、記載された状況はいつでも、さらには大幅に変更される可能性がある。

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

グループBPCEは、拡大当行グループの事業、財政状態および損益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに晒されている。

グループBPCEは、融資または市場業務を通じて、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに大きく晒されている。したがって、拡大当行グループは、カウンターパーティー1社以上による債務不履行が発生した場合、特に、拡大当行グループがその担保の行使において法的もしくはその他の困難に直面した場合、または担保の価値によって債務不履行が発生した場合のエクスポージャーを十分にカバーできない場合に、損失を被る可能性がある。拡大当行グループは、部門およびセクターの両方において、信用ポートフォリオの集中化による影響を抑制する目的でデュー・ディリジェンスを実施しているが、特定の経済セクターや世界の地域においては、カウンターパーティー間の相互依存の影響により、カウンターパーティーの債務不履行が増幅される可能性がある。したがって、主要な一つまたはそれ以上のカウンターパーティーの破綻は、拡大当行グループのリスクコスト、損益および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

参考までに、2024年9月30日現在、グループBPCEの信用リスクに対する総エクスポージャーは1,498十億ユーロであり、主なカウンターパーティーの種別の内訳は、リテール顧客38%、法人顧客29%、中央銀行およびその他のソブリン向けエクスポージャー16%、ならびに公共セクターおよび類似の事業体6%となっている。信用リスク加重資産は390十億ユーロ（カウンターパーティー・リスクを含む。）となった。

非金融法人向けポートフォリオにおいて、拡大当行グループがエクスポージャーを有する主な経済セクターは、不動産（2024年6月30日現在の総エクスポージャーの38%）、卸売・小売業（10%）、金融・保険（11%）ならびに専門的・科学のおよび技術的活動（7%）であった。

グループBPCEは、主にフランスで事業を展開している。拡大当行グループのフランスに対するグロス・エクスポージャー（帳簿価額総額）は1,066十億ユーロであり、総エクスポージャー全体の83%を占めていた。残りのエクスポージャーは、主に米国に集中しており総エクスポージャー全体の5%、その他の国々は12%を占めていた。

グループBPCEの貸付金および債権ポートフォリオに関して計上された減損または予想信用損失に対する引当金の大幅な増加は、グループBPCEの損益および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

貸付事業において、グループBPCEは、貸付金および債権のポートフォリオにおける実際のまたは潜在的な損失を（必要に応じて）反映するために、定期的に資産の減損に関する費用を認識する。かかる減損は、損益計算書の「リスクコスト」の科目に計上される。グループBPCEの資産減損に関する費用の合計額は、過去の貸付金に関する損失、供与された貸付金の金額および種類、業界の基準、延滞貸付金、経済情勢ならびに様々な種類の貸付金の回収可能性に係るその他の要因についての拡大当行グループの測定に基づいている。グループBPCEは、十分な水準の資産減損に関する費用の引当金を確保するべくあらゆる努力を尽くしているものの、延滞貸付金の増加または市況の悪化もしくは特定の国々に影響する要因といったその他の理由により、グループBPCEの貸付事業は、将来において貸付損失の費用の積み増しを余儀なくされる可能性がある。貸付金にかかる損失費用の大幅な増加、貸付金ポートフォリオに関するグループBPCEによる損失リスクの見積の重大な変化、または過去の減損費用を上回る貸付損失は、グループBPCEの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

参考までに、グループBPCEのリスクコストは、2023年度当初9ヵ月間の988百万ユーロに対し、2024年度当初9ヵ月間は1,465百万ユーロであった。信用リスクはグループBPCEのリスク加重資産の87%を占めている。総エクスポージャーに基づくと、38%がリテール顧客に関連し、29%が法人顧客に関連しており、エクスポージャーの69%がフランス国内に所在している。

したがって、グループBPCEの貸付金および債権のポートフォリオに計上される資産の減損費用の大幅な増加に関連するリスクは、影響度と発生率の点において重大であるため、入念かつ事前対応的に監視されている。さらに、健全性要件は、健全性バックストップ・プロセスを通じてこれらの引当制度を補完するものであり、保証の質に応じて、また規制スケジュールに従って、一定の満期を超えた延滞貸付金の持分が控除される。

他の金融機関および市場参加者の財務の健全性および業績の低下により、グループBPCEに好ましくない影響が生じるおそれがある。

グループBPCEが取引を行う能力は、他の金融機関および市場参加者の財務の健全性の低下の影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、決済、カウンターパーティーおよび貸付事業によって相互に密接に関係している。重要なセクター参加者による債務不履行（システミック・リスク）、またはひとつもしくは複数の金融機関あるいは金融業界全般に関する単純な風評や懸念ですら、市場の流動性の全般的な縮小を招く可能性があり、のちに将来における損失またはさらなる債務不履行を招くおそれがある。グループBPCEは、直接的または間接的に様々な金融カウンターパーティー（投資サービスプロバイダー、商業銀行または投資銀行、清算機関およびCCP、ミューチュアル・ファンドならびにヘッジ・ファンド）や定期的取引を行うその他の機関投資家と接している。かかるカウンターパーティーの債務不履行または破綻により、グループBPCEの財政状態に悪影響が生じる可能性がある。さらに、グループBPCEは、その事業セクターの規則にほとんどまたは全く支配されない経営者がさらに関与することによるリスク、およびその規則にほとんどまたは全く支配されない新商品（とりわけ、クラウドファンディングおよび取引プラットフォームなど）が登場することによるリスクに晒される可能性がある。このリスクは、グループBPCEが担保として保有する資産が売却できない場合、またはその売却価格が不履行状態にある貸付もしくはデリバティブに対するグループBPCEのエクスポージャーすべてをカバーできない場合、またはグループBPCEが晒されている一般的な金融セクター参加者によって詐欺、横領、その他の不正な支出がなされる場合、またはCCPなど主要なマーケット・オペレーターによる債務不履行の場合に悪化し得る。

加えて、市場が困難に直面した場合または経済環境が悪化した場合の販売リスクも、過酷なシナリオにおいては潜在的な損失をもたらす可能性がある。

2024年9月30日現在の「金融機関」に対するエクスポージャーはグループBPCEの総エクスポージャー合計（1,498十億ユーロ）の4%にのぼる。地域別では、「機関」に対する総エクスポージャーの64%がフランス国内に所在する。

金融リスク

著しい金利変動はグループBPCEの銀行業務純収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの所定の期間における純金利差益は、その収益の重大な部分を占めている。そのため、かかる差益の変動は、当該期間のグループBPCEの銀行業務純収益および収益性に重大な影響を及ぼす。調達コストおよび資産利回りの状況、特に新規組成関連のものは、グループBPCEが制御できない要因の影響を特に大きく受ける、非常に感応度の高い要素であり、金利の上昇が中長期的には一般的に好ましいものであると考えられていても、これらの著しい変動は一時的または長期的な、重大な余波を伴う可能性がある。

欧州中央銀行（ECB）の金利の急上昇に特徴づけられる昨今の環境において、金利リスク、より一般的には価格リスクへのエクスポージャーは、規制金利に大きな影響を及ぼすインフレ率の著しくかつ継続的な上昇、低金利環境からの急速な脱却に伴う貯蓄の一部の再配分および銀行間スプレッドの上昇、一方で、新規貸出金利は高利貸し金利と競争環境によって制約を受けるといふ、不利な要因が重なることによって強化された。

インフレ率は減少傾向にあるとみられる一方、ECBを含む世界の中央銀行は2023年末で金融引き締めサイクルを終了した後、主要金利を段階的に引き下げるサイクルを開始した。2024年6月に、ECBは初回利下げ（マイナス25ベース・ポイント）を発表し、米連邦準備制度理事会（FRB）は早ければ2024年9月に初回利下げを行う可能性を示唆した。こうして利下げサイクルが慎重に開始されたものの、短期・長期金利は2000年代以来となる高い水準を維持している。実際、2024年上半期において、ECBの金利は3.75%～4.25%の範囲内となっている一方、FRBは主要金利を4.25～4.5%から5.25～5.5%の範囲内にとどめている。

その結果、高金利の時代は中長期的には一般的に好ましいとしても、こうした大きな変化は、一時的、永続的の別を問わず、大きな影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEの金利リスク指標は、このエクスポージャーを反映している。

プラスまたはマイナス200ベース・ポイントの金利変動に対する、グループBPCEの貸借対照表における正味現在価値の感応度は、引き続きTier-1資本の上限である15%を下回る。グループBPCEの金利上昇への感応度は、2023年12月31日時点でTier-1比マイナス10.8%であったのに対して、2024年6月30日時点ではマイナス9.63%となった。当該指標は、静的アプローチ（バランスシート上の全項目に係る契約上のまたは通常のフロー）およびストレス・シナリオ（即時かつ重大な金利ショック）に基づき算出されており、長期的な視点でバランスシートの歪みを浮き彫りにすることができる。

拡大当行グループの金利リスクに対するエクスポージャーをより上手くコントロールするためには、当該アプローチを動的アプローチ（新規組成に係る予測を含む。）によって補完する必要がある。規制の変更および管理体制の変更を受け、グループBPCEは、2023年に商業銀行ネットワークに係る収益感応度内部指標と、規制上の指標であるSupervisory Outlier Test（SOT）Net Interest Margin（NIM）を内部指標に加えて拡大当行グループレベルで導入した。SOT NIMの導入は、金利リスク管理制度の一部として伝達される情報を、1年先までの利幅の見通しによって補完するものであり、たとえそれが直接的にピラーの費用を発生させないとしても、財務書類に公表されなければならない。2024年6月30日現在、SOT NIMに係る、拡大当行グループにとって最も不利なシナリオは、下振れシナリオである。当該指標はTier-1比でマイナス1.17%と引き続き5%の上限を下回っている。

将来の収益の感応度について、動的アプローチは、事業予測（新規事業および顧客行動の変化）に関連する不確実性および商業マージンの変化の可能性を考慮することによっていっそう広範なアプローチを可能にする、マルチシナリオ・ビジョンによって強化されている。これは中核シナリオと比較した4つのシナリオ（金利上昇、金利低下、イールドカーブのスティープ化、イールドカーブのフラット化）に基づき拡大当行グループの予想純金利差益の1年間の変化を測定することによって求められる、拡大当行グループの収益の感応度によって達成されるものである。かかる収益感応度指標は、あらゆる商業銀行業務を網羅し、金利変動に対する機関の業績の感応度を評価することを目指すものである。

市場の変動およびボラティリティは、グループBPCE、特に主要なコーポレート・投資銀行業務事業ライン（GFS）の取引および投資活動に有利または不利な変動をもたらし、グループBPCEの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEは、第三者による売買活動または投資活動に関し、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場において、ならびに非上場証券、不動産およびその他の資産分野においてポジションを保有することがある。これらのポジションは、市場（特に金融市場）のボラティリティ（対象とする市場の水準にかかわらず、任意の市場における任意の期間中の価格変動の程度）によって影響を受ける可能性がある。一定の市場構成および変動は、スワップ、先物、オプションおよび仕組商品を含む、幅広いトレーディングおよびヘッジ商品において損失を招く可能性もあり、それによりグループBPCEの経営成績および財政状態に悪影響が及ぶおそれがある。同様に、広範囲に及ぶ市場の縮小および／または重大な危機により、一定の資産分野の流動性の低下を招くことがあり、その場合は一定の資産を売却することが困難になり、結果として多額の損失を発生させるおそれがある。

2024年9月30日時点での市場リスク加重資産の合計は14.1十億ユーロ、すなわちグループBPCEのリスク加重資産総額の約3%である。参考までに、2024年度当初9ヵ月間において拡大当行グループの銀行業務純収益にコーポレート・投資銀行業務が占める比重は19%であった。

グループBPCEは、資金およびその他の流動性の源泉へのアクセスに依拠するが、これらがグループBPCEの支配の及ばない理由により限定され、グループBPCEの業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

グループBPCEの事業遂行のためには、短期的および長期的な資金へのアクセスが重要である。グループBPCEの無担保の資金源には、預金、長期債務および短期／中期譲渡可能負債証券の発行、銀行融資およびクレジット・ラインが含まれる。グループBPCEは、とりわけレポ取引の締結およびカバード・ボンドの発行または専用ビークルもしくは導管体を通じた証券化を通じて、保証付資金調達も利用する。変動金利トランシェに係る世界的な地政学上の不安定さは、法定最終償還期日のみならず、支払遅延およびデフォルト率にも影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEが許容できると判断する条件で有担保および／または無担保の債券市場にアクセスできなかった場合、または顧客の預金の大幅な減額を含め、現金または担保が予期せず流出した場合、グループBPCEの流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、グループBPCEが顧客の預金を十分な水準に維持できない場合（例えば、競合他社が預金についてより高い金利を提供した場合）、より高い金利で資金を取得することを強いられ、グループBPCEの純金利差益および業績が低下する可能性がある。

グループBPCEの流動性とその業績は、特に地政学的危機もしくは健康危機に関連する一般市場の混乱、金融危機の再燃、第三者に影響を及ぼす経営困難、金融サービス一般もしくは短期的／長期的なグループBPCEの見通しへの否定的見解、グループBPCEの信用格付の変更、または拡大当行グループもしくはその他の金融機関の地位に関するマーケット・オペレーター間の認識など、グループBPCEの支配の及ばない予期せぬ事象の影響を受ける可能性もある。

グループBPCEの資本市場へのアクセスおよび長期無担保資金調達コストは債券およびクレジット・デリバティブ市場の信用スプレッドの変化に直接関連するが、グループBPCEはこれを予測および支配することができない。流動性の制限は、グループBPCEの事業、財政状態、経営成績およびカウンターパーティーに対する義務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。同様に、特に欧州中央銀行における金融政策スタンスの変更は、グループBPCEの財政状態に影響を与える可能性がある。

しかし、これらのリスク・ファクターに対応するため、グループBPCEは、中央銀行への現金預金ならびに利用可能な中央銀行のリファイナンス・メカニズムに使用可能な有価証券および債権で構成される相当量の流動性準備を有している。2024年9月30日時点でのグループBPCEの流動性準備は328十億ユーロにのぼり、短期の資金調達およびMLT債券の短期的な満期の195%をカバーしている。1カ月のLCR（流動性カバレッジ比率）は、2023年12月31日時点での12カ月平均が145%であったのに対して、2024年6月30日時点での平均は146%であった。これらのリスクのグループBPCEへの影響度および発生率についての重大性を考慮して、これらのリスクについては事前対応的かつ入念に監視されており、グループBPCEは投資家基盤の分散化という非常に積極的な方針も掲げている。

信用格付の引下げはBPCEの資金調達コスト、収益性および事業の継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

2024年9月30日時点でのグループBPCEの長期格付は、フィッチ・レーティングスはA+、ムーディーズはA1、R&IはA+、S&Pグローバル・レーティングはA+であった。これらの信用格付を格下げする決定は、BPCEおよび金融市場で活動しているその系列会社の資金調達に悪影響を及ぼす可能性がある。格付の引下げは、グループBPCEの流動性および競争上の地位に影響を及ぼし、資金調達コストを増加させ、金融市場へのアクセスを制限し、トレーディング、デリバティブおよび担保付資金調達取引を規定する一部の双務契約に基づく義務を発生させ、ひいては収益性および事業の継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、BPCEの長期無担保資金調達コストは、その信用スプレッド（債券投資家に支払われる満期日が同じ政府発行債の利回りを上回る利回りのスプレッド）に直接連動している一方で、その信用格付に相当に依拠している。信用スプレッドの増加により、BPCEの資金調達コストが増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は市場と相関があり、ときに予測不可能かつ非常に不安定な変動の影響を受けることがある。したがって、格付の引下げがもたらす発行体の支払能力の認識に対する変化は、発行体の収益性および事業継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、信用および流動性スプレッドに起因する市場価格の変動は、銀行勘定の信用スプレッド・リスクによって測られる銀行勘定の金利リスクの悪化につながる可能性がある。

市場が低迷した場合、グループBPCEの仲介業務ならびに報酬および受託手数料に関連するその他の業務による収入は減少する可能性がある。

市場が低迷しているときは、グループBPCE内の企業体が顧客のために、そしてマーケット・メーカーとして行う取引の量（とりわけ金融サービスおよび証券取引）は減少し、ゆえにこれらの活動による銀行業務純収益は減少する傾向がある。特に、市況が衰退しているときは、グループBPCEが顧客のために行う取引の量は減少してそれに伴う報酬は減少し、ゆえに同事業活動による収益は減少する可能性がある。さらにグループBPCE内の企業体が顧客に請求する管理報酬は、一般的に、かかるポートフォリオの価値またはパフォーマンスに連動しているため、かかるポートフォリオの価値の低下または償還額の増加を生み出す市場の低迷は、ミューチュアル・ファンドもしくはその他の商品の販売（ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）傘下銀行およびピュレール銀行傘下銀行の場合）またはアセット・マネジメント業務を通じて、かかる企業が稼得する収入の減少をもたらすことになる場合がある。さらに、経済環境の悪化は、資産運用構造に寄与するシードマネーに不利な影響を与え、一部または全部の損失を被るリスクがある。

市場の低迷が生じない場合でも、グループBPCEおよびその他のグループBPCE商品を通じて第三者のために運用するファンドが市場平均を下回った場合、結果として、償還の増加および／または流入額の減少が発生する可能性があり、これに付随する潜在的影響がアセット・マネジメント業務からの収益にもたらされる可能性がある。

2024年度上半期においては、受取報酬および手数料の総額は5,330百万ユーロで、グループBPCEの銀行業務純収益の47%を占めた。

グループBPCEの証券およびデリバティブ商品のポートフォリオならびに負債に係る公正価値の変動は、かかる資産および負債の正味帳簿価額、ひいてはグループBPCEの純利益および株主資本に悪影響を与える傾向がある。

公正価値で測定されるグループBPCEの証券・デリバティブ商品およびその他の種類の資産ならびに負債の正味帳簿価額は、新たな財務書類の各日付において（貸借対照表段階で）調整される。かかる調整は主に、会計期間における資産および負債の公正価値の変動（すなわち、損益に計上される変動またはその他の包括利益に直接認識される変動）に基づく。損益計算書に計上される変動は、他の資産の公正価値の変動と相殺されなければ、銀行業務純収益および純利益に影響を及ぼす。すべての公正価値の調整は、株主資本に影響を与え、したがってグループBPCEの自己資本比率に影響を及ぼす。かかる調整はグループBPCEの資産および負債の正味帳簿価額に悪影響を及ぼし、その結果、純利益と株主資本にも悪影響を及ぼす傾向がある。公正価値の調整がある会計期間に計上されたことで、その後の会計期間における追加の調整が不必要になるわけではない。

2024年6月30日時点の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債合計はそれぞれ220十億ユーロ（うち208十億ユーロが公正価値で測定する売買目的保有の金融資産）と204十億ユーロ（うち166十億ユーロが公正価値で測定する売買目的保有の金融負債）であった。

非金融リスク

適用法令を遵守しない場合には、グループBPCEは、その財政状態、事業および評判に重大な悪影響をもたらす可能性のある、多額の罰金ならびにその他の行政罰および刑事罰を受ける可能性がある。

不遵守リスクとは、制裁（司法、行政または懲戒）を受けるリスクだけでなく、国内外を問わず、銀行および保険業務に特有の法令、専門的基準および慣行、ならびに倫理基準を遵守しないことに起因する財務上の損失または信用毀損のリスクと定義される。

銀行および保険セクターは、フランス国内および国際的な規制監督の強化の対象となっている。近年、金融市場、および投資サービス提供者と顧客または投資家との関係の双方に影響を及ぼす重要な変化をもたらしてきた、新たな規制（例えば、MIFID II、PRIIPS、保険流通に関する指令、市場濫用に関わる規制、個人データ保護規制、ベンチマーク指標規制など）が特に大幅に増加している。これらの新たな規制は、当社の事業運営プロセスに大きな影響を及ぼす。

金融安全保障の面では、マネーロンダリングとテロ資金供与との闘いは、欧州の取り組みの一環である。現在試行中のマネーロンダリング防止（AML）パッケージは、規制対象業種、特に金融部門に対する要求事項を大幅に整合化し、レベルを引き上げるものである。このパッケージには、2024年に設立される新たな欧州当局、AML当局による監督機能の体系的変更も含まれる。今後は、次のような二重の権限を持つことになる。(i) 監督の権限。2027年時点で、AML当局は約40の事業体を直接監督下に置き、その他の金融セクターは各国当局を通じて間接的に監督することになる。そして、(ii) EUの金融情報機関（FIU）を調整する権限。AML-CTF分野におけるEBAの権限が徐々に強化されていることも、銀行グループに対する連結監督要件という点で、これらの規制をプルデンシャル・ルールと歩調を合わせる傾向にあることを裏付けている。

不遵守リスクは、例えば、銀行の商品やサービスの販売促進やマーケティング目的での不適切な手段の使用、潜在的な利益相反の不適切な管理、秘密情報または部外秘情報の開示、供給業者と取引する際のデュー・ディリジェンスの不遵守、顧客による犯罪行為（汚職、租税詐欺、麻薬密売、隠匿工作、大量破壊兵器拡散のための資金調達など）に由来する可能性が高く、テロ行為に関連する金融取引を検知するための法的・規制的義務の不遵守などにつながる可能性がある。不遵守のリスクは、国際的制裁措置（禁輸措置、グループBPCEが所在する法域で適用される国内措置の対象となる個人の資産凍結、欧州連合の制限、または特定の外国当局による域外制裁措置）の実施の失敗につながる可能性もある。

BPCE内では、コンプライアンス部門が、不遵守リスクの防止および管理に係る体制を監督する責任を負う。この体制にもかかわらず、グループBPCEは、規制当局および監督当局からの罰金またはその他の重大な制裁措置、ならびに民事または刑事訴訟手続のリスクに晒されており、その結果、当社の財政状態、事業および評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

グループBPCEまたは第三者（特に社外サービスプロバイダー）の情報システムの中断または障害は、損失（特に商業的損失）につながる可能性があり、グループBPCEの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEは、事業活動を行うにあたり、複雑性を増す取引を多数処理しなければならないため、他の多くの競合他社と同様に、情報および通信システムに大きく依存している。かかるシステムの障害、中断または誤動作は、顧客口座、総勘定元帳、預金、取引および／または貸付手続の処理を行うために利用されるシステムのエラーまたは障害を引き起こすおそれがある。例えば、グループBPCEの情報システムに短時間であっても誤作動が生じた場合、影響を受けた企業は顧客のニーズに適時に応えることができず、取引機会を失うこととなるおそれがある。同様に、バックアップ・システムおよびコンティンジェンシー・プランにもかかわらず、グループBPCEの情報システムの一時的な障害が発生した場合には、多額のデータ復旧および検証の費用を発生させる可能性があり、例えば、かかる障害がヘッジ取引の実行中に起こった場合には、自己勘定業務の縮小まで招くおそれがある。グループBPCEのシステムが、増加する取引量に対応できない場合は、グループBPCEの事業拡大能力が制約され、損失（とりわけ売上機会の喪失）が発生し、これによりグループBPCEの業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

また、グループBPCEは、証券取引の実行または促進のために利用する清算代理人、外国為替市場、清算機関、預託機関またはその他の金融仲介機関もしくは社外サービスプロバイダーの誤作動または運用上の支障に関するリスクにも直面している。顧客とのインターコネクティビティが継続して増すにつれ、グルー

グループBPCEは、顧客情報システムの運用障害に関するリスクにもますます直面することとなる可能性がある。
グループBPCEの通信および情報システム、ならびに顧客、サービスプロバイダーおよびカウンターパーティーの通信および情報システムもまた、サイバー犯罪またはサイバーテロの行為に起因する障害または中断の対象となる可能性がある。例えば、デジタル変革により、グループBPCEの情報システムは外部に対してより開放され（クラウド・コンピューティング、ビッグ・データなど）、そのプロセスの多くは徐々にデジタル化している。従業員および顧客によるインターネットおよび接続機器（タブレット、スマートフォンならびにタブレットおよび携帯電話で使用するアプリケーションなど）の使用率が上昇しており、潜在的な攻撃および混乱の媒体の役割を果たすチャネルの数ならびに攻撃および混乱の影響を受けやすい機器およびアプリケーションの数が増加する。その結果、グループBPCEの従業員および外部の代理人が使用するソフトウェアおよびハードウェアは、絶えずかつますますサイバー攻撃の脅威に晒されている。こうした攻撃の結果、グループBPCEには、自己のシステムにおいてまたは第三者のシステムにおいて、適切に解決されないかもしれない誤動作または中断が発生する可能性がある。業務の中断または顧客がそのような中断もしくは障害の途中および／もしくはその後他の金融機関に乗り換える可能性があるために、グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの中断または障害により損失（商業的損失を含む。）が発生する可能性がある。

グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの中断もしくは故障によるリスクは影響度および発生率において多大であり、したがって入念かつ事前対応的に監視されている。

最後に、当行は外部委託のリスク（とりわけ社外ITサービスまたはより一般的にはフランスの規制上の意味における必須かつ重要な社外サービスに関するリスク）につき留意する。

風評リスクおよび法務リスクは、グループBPCEの収益性および事業上の展望に不利な影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEの評判は、顧客を獲得し、かつ維持するという点で最も重要である。グループBPCEの評判は、グループBPCEの商品およびサービスの不適切な促進・販売手段の利用、潜在的な利益相反の不十分な管理、法律および規制上の要件、倫理問題、マネーロンダリング関連法、経済制裁、データに関する方針ならびに販売・取引慣行によって悪影響を被るおそれがある。グループBPCEの評判はまた、従業員の不適切な行為、グループBPCEの情報および通信システムへのサイバー犯罪、サイバーテロリストによる攻撃、グループBPCEがエクスポージャーを有する金融セクターの参加者が犯した詐欺、横領またはその他の不当支出、または潜在的に不利な結果を招く法律・規制上の措置によっても損なわれる場合がある。グループBPCEの評判が損なわれた場合には、収益性および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、風評リスクの管理が効果的でない場合には、グループBPCEの法務リスク、グループBPCEが巻き込まれる法的紛争の件数および賠償請求額が増加するおそれがあり、または、拡大当行グループに対し規制当局により制裁が課される可能性がある。

これらの紛争の財務上の影響は、拡大当行グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があり、ひいてはグループBPCEの収益性および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

2024年6月30日現在、法的リスクおよび税務リスクに対する引当金総額は924百万ユーロであった。

予期せぬ出来事によりグループBPCEの事業活動が中断され、損失と追加費用を被る可能性がある。

深刻な自然災害、気候変動リスクに関連する事由（気候変動に直接関係する物的リスク）、伝染病、攻撃その他の非常事態をはじめとする予期せぬ事由が生じた場合には、グループBPCE内の企業体の事業活動が突如中断され、とりわけ拡大当行グループの主要事業ライン（流動性、決済手段、証券サービス、個人顧客および法人顧客に対する融資および信託業務）に影響を及ぼすことがあり、拡大当行グループがこれにつき全くまたは十分に保険契約でカバーされていない場合は、重大な損失が生じるおそれがある。かかる損失は、有形資産、金融資産、市場ポジション、または主要従業員に関連する可能性があり、グループBPCEの純利益に直接的かつ重大であり得る影響を及ぼし得る。加えて、かかる事由はさらにグループBPCEまたはグループBPCEが業務提携する第三者のインフラに支障をきたす場合があり、また、追加費用（特に影響を受けた従業員の移転費用等）またはグループBPCEの費用（保険料等）の増加をもたらす場合もある。かかる事由により、一定のリスクに対する保険が無効となり、グループBPCE全体のリスクレベルの上昇につながる可能性がある。

2023年12月31日現在、グループBPCEのオペレーショナル・リスクに関わる損失の大部分は、事業ラインの「コーポレート項目」に関連しており、その割合は41%に上る。これらの損失のうち43%は、バーゼル区分の「顧客、商品および商業上の慣行」のカテゴリーに集中していた。

グループBPCEのリスク管理方針、ヘッジ方針、手続および戦略の不備または不全是、グループBPCEを未確認または不測のリスクに晒し、予期せぬ損失につながるおそれがある。

グループBPCEが採用しているリスク管理方針ならびにヘッジ方針、手続および戦略は、すべての市場環境またはあらゆるリスクに対するエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、拡大当行グループが特定または予測できなかった一部のリスクには効果的ではないことが判明する可能性さえある。また、グループBPCEが採用するリスク管理手法および戦略は、リスクへのエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、全リスクを実際に低減することを保証するものではない。グループBPCEがリスク管理手続を策定するために使用するツールは、不正確、または不完全であると判明する可能性がある評価、分析および推定に基づくことを考慮すると、これらの手法および戦略は、特定のリスク（特にグループBPCEが特定または予測していないリスク）に対して効果的でないことが判明する可能性がある。グループBPCEがリスク管理に使用する一部の指標および定性的なツールは、過去の市場実績の観測に基づいている。リスクへのエクスポージャーを測定するため、リスク管理部は、これらの観察結果を特に統計的に分析する。

これらのツールと指標が、モデル・リスクにつながる将来のエクスポージャーを予想できない可能性がある。例えば、リスクに対するエクスポージャーは、グループBPCEが予測しなかった、もしくは統計モデルにおいて正確に評価できなかった要因、または突発的もしくは前例のない市場の変化といった要因による可能性がある。これらはグループBPCEのリスク管理能力を制限するおそれがある。そのため、グループBPCEに生じる損失は、過去の測定値に基づき予想されるものより大きくなる可能性がある。その上、拡大当行グループの定量的モデルはすべてのリスクを考慮に入れることはできない。これまでに重要な問題は認識されていないものの、リスク管理制度は、不正を含む運用上の不具合によるリスクに晒されている。

リスクの一部は、不十分であると判明する可能性のある、より定性的な分析の対象とされ、グループBPCEを不測の損失に晒す可能性がある。

グループBPCEはサイバー犯罪のリスクにも晒されている。サイバー犯罪とは、企業ならびにその従業員、パートナー、顧客および取引先に対して甚大な損害を与えることを目的に、データ（個人、銀行、保険、技術または戦略に関するもの）、処理およびユーザーに対してアクセスするため、デジタル手段（人工知能（AI）によって説得力を高めているものを含む。）を用いる、一連の悪意あるおよび／または不正な行為をいう。

実際の業績は、グループBPCEの財務書類を作成するのに用いられる仮定とは異なる可能性があり、これにより予期せぬ損失が生じる可能性がある。

現行のIFRS基準および解釈指針に基づき、グループBPCEは、その財務書類を一定の見積、特に延滞貸付金および債権のための引当金、潜在的な請求および訴訟に対する引当金、ならびに特定の資産および負債の公正価値の決定に関する会計上の見積に基づき作成しなければならない。グループBPCEが見積に使用する数値が、特に重大かつ／または予期せぬ市場の動向の発生により、著しく不正確であることが判明した場合、あるいは将来IFRSの基準または解釈指針の変更によりこれらの数値の計算方法が修正される場合は、グループBPCEは予期せぬ損失を被る可能性がある。

戦略、事業およびエコシステム・リスク

気候および環境リスクの物理的および遷移要素は、経済プレイヤーへの影響とともに、グループBPCEの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

気候および環境リスクは、気候変動および環境被害の財務的および非財務的影響に関連する。これらのリスクは、直接的（すなわち、拡大当行グループ自体の事業活動におけるもの）および間接的（すなわち、銀行のカウンターパーティーにおけるもの）である可能性がある。これらは、既存のリスク、特に信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび市場リスクを悪化させる要因であり、グループBPCEに関する風評リスクを伴う可能性がある。

物理的気候および環境リスクは、極端な気象現象(熱波、土砂崩れ、洪水、晩霜、火災、嵐、水、土壌および空気の汚染または水不足の状況など)に起因する経済的コストに該当し、その深刻度と頻度は、気候変動ならびに気候および環境の長期にわたる緩やかな変化(降雨パターンの変化、海面上昇および平均気温の上昇、生物多様性の喪失または天然資源の枯渇など)により増加する。これらのリスクは、直接的（資産の毀損および使用不能、物流および供給能力の障害など）にまたはマクロ経済環境を通じて間接的（生産性の低下、地域の魅力の低下等）に経済プレイヤーの活動に影響を与え、財政状態および経済資産の評価を悪化させる可能性がある。

遷移気候および環境リスクは、より持続可能な低炭素経済への遷移の影響と連動しており、特に規制変更、技術転換、社会人口統計学的な変化をもたらし、利害関係者（顧客、従業員、市民社会など）の期待の変化につながる可能性がある。これらの変化は、ビジネスモデルの全部または一部に疑問を呈し、経済

プレイヤーに多大な投資ニーズをもたらす可能性がある。これらはまた、遷移目標に沿わない経済資産の評価額が下落し、事業セグメントのレベルでマクロ経済的な影響をもたらす可能性がある。

気候リスクおよび環境リスク（物理的リスクおよび遷移リスクの両方）がカウンターパーティーに及ぼす影響は、資金調達、投資または保険業務に関連するリスクの増加を通じて、グループBPCEに財政的損失をもたらす可能性がある。また、グループBPCEは、その業務が気候リスクおよび環境リスクの影響に直接晒されることによっても財政的損失を被る可能性がある。かかるエクスポージャーによって、オペレーショナル・リスク、風評リスク、コンプライアンス・リスクまたはリーガル・リスクが増大する可能性がある。

グループBPCEは、政治環境、マクロ経済環境および金融環境または同グループが事業を行う国々に特有の状況による影響を受けやすい場合がある。

グループBPCEの一部の企業は、カントリーリスク（ある国（とりわけ、拡大当行グループが事業を行う国々）における経済状況、財政状況、政情または社会的状況が、かかる企業の経済的利害に影響を及ぼすリスク）を負っている。グループBPCEは、事業を主にフランス（2023年12月31日までの年度における銀行業務純収益の78%）および北米（2023年12月31日までの年度における銀行業務純収益の12%）内で行っている。その他の欧州諸国および世界のその他諸国における2023年12月31日までの年度における銀行業務純収益は、それぞれ3%および7%を占める。

かかる国または地域における政治的またはマクロ経済的環境の大幅な変化により追加的な費用が発生するか、またはグループBPCEの利益が減少する可能性がある。

経済見通しは、特にここ数カ月のように地政学的緊張を背景に不確実性とリスクが高まっている状況では、依然として弱含みである。実際、解消すべき不均衡の程度（多くの重複する世界的リスクと同時に発生している公的債務および民間債務、インフレメカニズム、地理的およびセクター的状況の不均質性）もまた、先進国経済を常に下降スパイラルに陥れる可能性がある。加えて、金融不安リスクの再来（民間債務の水準や不動産危機に対する最近の中国の懸念など）、アジア諸国間の緊張および米中地政学的緊張の潜在的リスクならびに自然災害の発生の可能性、健康リスクもある。これらの複合的な脅威は、主に、地政学的・経済的不確実性に関わるものである。ロシアによるウクライナ戦争と中東紛争、イランにおける核兵器の利用可能性、米中地政学的緊張と保護主義的傾向の高まり、ECBでは2024年6月6日以降、FRBでは2024年9月18日以降、新たな金融緩和プロセスが徐々に進行しているにもかかわらず、従前の金融引き締めが実体経済に急速に伝達したこと、2024年6月9日の国民議会解散に関連するフランスの最近の政情不安、フランス国債のリスクプレミアムの上昇や欧州連合理事会による過剰財政赤字手続の開始に伴い財政の逸脱傾向が確認されたこと、さらには貯蓄率が健康危機前の水準を大きく上回っている欧州とフランスの消費者の行動などである。

2024年には、11月の米国大統領選挙の結果に関連する不確実性により、欧州に対する貿易戦争政策が復活する可能性があり、ユーロ圏およびその他の国々にとって有害となる。また、ウクライナがロシアとの戦闘を断念するというシナリオが現実味を帯びる可能性もある。この事態は、欧州にとって懸念材料となるだろう。

具体的なリスクをいくつか挙げることができる。先進諸国は、ユーロ圏におけるエネルギー危機の増幅から、ウクライナや最近では中東における戦争の激化に伴う多くの商品の世界価格への圧力、あるいは産業界におけるサプライチェーンの混乱に至るまで、2022年後半に予想し得た重層的なリスクから逃れた。現在に至るまで、中東紛争がエネルギー価格に与える影響は軽減されているが、エネルギー供給に混乱が生じる可能性は依然としてあり、その場合、エネルギー価格、世界の生産や全体的な価格水準に大きな影響を与えることになる。2003年のイラク侵攻や2006年のイスラエルとヒズボラの紛争のように、最近のイスラエルとハマスの紛争は、第四次中東戦争（1973年）やイラン革命（1978-79年）、湾岸戦争（1990-91年）とは異なり、主要なエネルギー生産国の持続的な関与がないため、石油・ガス価格のわずかな上昇以上のマクロ経済的影響はない。加えて、OPECはイランの公式生産量（300万バレル／日）を代替できる、かなりの未使用生産能力（400万バレル／日）を保持している。しかし、世界の石油・LNG輸送量の20%がホルムズ海峡を通過するため、イランや湾岸諸国との紛争が拡大した場合のリスクは潜在している。これは、紛争がイランにまで拡大したり、湾岸諸国が炭化水素の輸出を制限することで欧米諸国への圧力を強めようとした場合に顕在化する可能性がある。さらに、地理的に近いため、ウクライナ戦争の進展（ロシアとウクライナの軍事情勢と対ロシア制裁の進展）は、エネルギー供給へのリスクにとどまらず、特にパンデミック以降、急速に繰り返される危機が進行していることから、不安と恐怖だけでなく疲労も蓄積させている。

特に欧州に関しては、ユーロ圏における競争力の低下（特にドイツにおけるエネルギー価格の上昇、ユーロの実効為替レートの上昇、財政赤字）が、イタリア、さらにはフランスなど一部の国にとって財政の持続可能性への疑念を悪化させる可能性があり、金利の上昇を前提とした財政の持続可能性への疑念が景気減速を激化させている。欧州とフランスの生産拠点の魅力は、再工業化という点で、米国の積極主義によって疑問視されるようになってきている。米国では保護主義的な動きが活発化している。例えば、2022年8月に制定されたCHIPS法（270十億ドル）とインフレ抑制法（IRA）（370十億ドル）は、どちらもマイクロプロセッサ（半導体）と再生可能エネルギー（エネルギー転換）産業に大規模な補助金を出すものである。租税控除やその他の公的補助金は、関係する産業プロジェクトの規模や数が多いため、10年間で470十億ドルと事前に見積もられた予算全体のコストをさらに増大させる可能性がある。ユーロ圏の魅力は、特に欧州に影響を与えたエネルギー危機の結果、欧州の相対コストが急激に悪化したことによって、さらに損なわれている。このような状況は、依然として、欧州をスタグフレーション、すなわち1970年代に起こったような、相対的に高いインフレ率、持続的な低成長、金利の下方（または上方）慣性と高失業率という複合的な体制に追い込むおそれがある。さらに、ユーロ圏の加盟国では、パンデミックで正当化された過剰な財政支出の後、一定の財政規律を回復する必要があるため、イタリアや、今後は特にフランスのような特定の国が債務と公的赤字の削減計画を提示することになる可能性がある。そうなれば、公共支出は徐々に制限されることとなり、需要の落ち込みを引き起こす可能性が高い。欧州の主要貿易相手国、特に中国の経済発展もまたリスクをもたらす可能性がある。

2022年の債券の暴落（含み損）、従前の金利上昇、流動性へのアクセス制限の複合的な影響により、特に米国では銀行が弱体化し、信用はむしろ後退したが、これは欧州やフランスでも同様で、特に不動産において顕著である。特に、商業用不動産や住宅用不動産に投資するファンドなど、ある種の投資ファンドはレバレッジが非常に高いため、2024年において金融の安定性に対する重大なリスクとなる可能性が高い。これらのファンドは、負債を減らすために売却しなければならなくなった場合、リスク資産で多額の損失を被る可能性がある。同様に、プライベート・エクイティ取引における株式の評価額やEBITDA倍率は、実質長期金利の急上昇に伴い大幅に低下する可能性がある。より一般的に言えば、2023年3月、金融不安の

リスクが突然再発したが、2007～2008年のサブプライム危機と同等の危機を引き起こすことはなく、再び深刻化した流動性問題など、他の脆弱な分野も当面顕在化することはなかった。過去50年間で米国で起きた3つの大きな銀行破綻のうち2つが、この銀行パニックを国際的なレベルでシステミック・グローバル・バンク30行に含まれる欧州の銀行のひとつに波及させた。これらの破綻（シリコンバレー銀行、シグネチャー銀行、クレディ・スイスなど）は、経営ミスや無担保で不安定な預金残高の多さ、金利リスクヘッジの不十分さ、ハイテク企業や暗号関連企業への過剰なエクスポージャー、地位の低下といった特定の状況に関連している。より根本的には、こうした破綻は銀行の貸借対照表上の資産と負債の満期ミスマッチに起因している。これらの引き金となったのは、1980年にイールドカーブ全体を押し上げたポール・ボルカー以来の急激な主要金利の上昇であった。これにより、ほとんどの債券の価値が15～20%下落し、含み損が発生した。預金流出に直面した銀行にとっては、価値が著しく下落した流動性積立金を動員しなければならず、特に危険であった。こうした金融の大混乱は、すでに大きく落ち込んでいる世界経済状況にさらなる打撃を与えたが、必ずしも真の「信用収縮」プロセスの発生までには至らなくても、民間事業者への信用供与にさらなる歯止めをかける可能性は高い。しかし、銀行システムが置かれている状況は、2008年よりも改善されているように思われる。特に欧州では、自己資本比率と流動性比率が大幅に強化され、預金に対する貸付金残高のレバレッジが低下している。さらに言えば、中央銀行は流動性を確保するためにセーフティネットを拡充してきた。また、ユーロ圏の銀行の監督はより厳密になっている。

フランスについてより具体的に言えば、2024年6月9日の国民議会解散後、9月5日にミシェル・バルニエ氏が首相に任命されたものの、フランス国債のリスクプレミアムが上昇し、さらに7月26日には欧州連合理事会によって過剰財政赤字手続が開始されたことから、政治情勢や国家財政の持続可能性の問題は依然として不確実性の主要な要因となっている。特に、10年物OATとドイツ10年物Bundのスプレッドは大幅に拡大しており、2015年から2019年の平均的な仏独スプレッドが35ベース・ポイント（bp）であったのに対し、6月以降は75ベース・ポイント近くまで上昇している。2023年の予想外のGDP比5.5%の財政赤字と、米国の最も有力な格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズによるソブリン格付の引き下げ（2013年以降AAの格付であったが、2024年5月31日にAA-に引き下げられた。）によってすでに損なわれていたフランス財政の信頼性は、財政面での実質的な対応策がないまま変化を約束する選挙運動の主な犠牲者となった。それ以来、2025年までに財政赤字がGDP比7%に達するのを防ぐため、実際の歳出削減よりも義務的課税の引き上げに重点を置いた緊縮策が予定されており、短期的には経済成長に影響を及ぼす可能性が高い。特に年金や医療分野における必要な改革をめぐる政治的緊張が、予算再編の過程を複雑化させ、社会不安の再燃という国内リスクを助長する可能性もある。さらに、フランスの財政再建能力に対する金融市場の信頼が失われれば、他のユーロ圏諸国との金利差はさらに拡大する可能性がある。したがって、潜在的成長の向上と同様に、長期的な経済安定性を確保するためには、公共支出の削減と生産効率の向上に焦点を当てた、より徹底した構造調整が必要不可欠である。この極めて不確実な状況は、民間部門の行動に引き続き影響を与えるだろう。ECBによる金融緩和プロセスが開始される一方で、キャッシュフローの制約が拡大し、増税が見込まれる中、企業（特に中小企業）は、投資や雇用計画についてより慎重になる可能性がある。また、比較的緩やかな上昇傾向を維持している経済活動が、2024年（そして特に2025年）には2023年よりもさらに刺激され、予想以上にインフレ率が低下して購買力が向上したとしても、家計は貯蓄率の低下を抑える可能性がある。貯蓄率がコロナ以前の水準である15%に戻ることは明らかに期待できないが、過去のインフレにより目減りした金融資産の価値を回復する必要性を考慮すると、16.5%を下回る可能性は一層低くなる。これに加えて、将来の成長鈍化、（財政悪化を食い止めるための）避けられない増税、将来的な社会保障（特に年金）の悪化、さらにはエネルギー転換に向けた投資

（住宅、電気自動車）などが予想される中、長期的な不安への備えとして、予防的に貯蓄したいという意識が長期化している。

新築住宅市場は、コロナ危機のはるか以前からすでに悪化していた状況と、その環境悪化の複合的な影響により、より早くそしてより深刻な被害を被った。フランスでは数十年にわたり、住宅政策によって建設に支給されていた補助金が徐々に削減され、高い生産コストと、2023年に金利が上昇し始めて以来大幅に低下した初めて不動産を購入する人や投資家の不動産購買力の双方に直面する専門家たちに打撃を与えている。また、このセクターは深刻な構造的問題（土地の不足と高コスト、ZNA（「zero net artificialization」すなわち、新たな土地開発を実質ゼロにすること（zero net land take））、労働力のコストと不足、デベロッパーの高いコスト）にも悩まされており、これらが危機への転落を深刻化させ、危機からの脱却は時間のかかる困難なものとなっている。

国の環境移行における課題に従い、公的機関は、特に2015年（グリーン成長のためのエネルギー転換法）以降は、この種のプロジェクト（MaPrimeRénov、Eco-PTZなど）による家計への支援を優先し、住宅リフォームに重点を移してきた。補助金は新築住宅向けから徐々に重点が移されつつあるが（2024年のピネル制度の終了は、10月に新住宅担当大臣ヴァレリー・レタールによって確認された。）、住宅危機が深刻化するリスクが高まっているという認識により（社会、中間、民間セクターの賃貸供給が不足しているため、住宅への道筋が滞るおそれがあり、2023年以降、住宅を取得することはさらに困難になっている。）、ゼロ金利ローン（Prêt à Taux Zéro）の利用条件が緩和される可能性がある（新PTZを全国的に再開することにより住宅所有を通じて建設の促進を図るプロジェクト、検討中の非課税賃貸投資以外の投資家に対する税制優遇措置など）。しかし、現在、住宅市場の復活は、（10月末現在）まだ審議中の財政法案や、政治関係者や不動産専門家からのアイデアや提案の段階に過ぎない施策を実施するための住宅担当省の裁量に大きく依存している。

事業低迷や場合によっては清算の危機に直面する中で、不動産事業者は、環境上の課題および悪化する市場環境に対応する、より効率的な新しい事業モデルを模索している。そのため、より制約の多い経済状況の中で、研究開発に多大な資源を投入する必要に迫られている。この変革は、長期にわたって起こることが予測され、特に戸建て住宅の建設業者や民間デベロッパーに影響を与えるだろう。加えて、商業用不動産は主要な中心部で苦境に立たされている。特に、業務形態の変化（在宅勤務の発展）によるものだが、オフィス空間の必要性を減らそうとするユーザー企業の要求（間接費の抑制）や、商業施設に対するエネルギー転換の要求に関連する原因もある。

このような非常に野心的な住宅リフォームの目標は、現在のペースでは達成困難と見られ、建築セクターの活動におけるリフォームの貢献では、当面は建設減少による事業不足を相殺できない可能性が高まっている。

2024年には、年央に始まった金利引き下げや、金融安定高等評議会（HCSF）の主に技術的な緩和施策（ほとんど影響を与えていないことが判明している。）にもかかわらず、2023年よりもかろうじて有利な貸出状況になると思われる。家計の強い動機（マイホーム購入希望、老後の準備、資産投資、相続の見込みなど）にもかかわらず、中古物件業務の低迷は2024年に確実なものとなり、価格の下落は地理的に広がるだろう。不動産取引量の激減は、不動産業者の事業と地方自治体の財源の両方を圧迫するだろう。

新築住宅市場も既存住宅市場も縮小傾向にあり、エネルギーの移行スケジュールが住宅ストック全体、特に収益性が悪化しつつある民間賃貸ストック（主要住宅の3分の1以上が民間賃貸住宅）を減退させる影響を有しているため（個人投資家の撤退が加速していることも複合要因）、当該セクターを支援し、フランス家庭への住宅提供プロセスを簡素化する措置が講じられなければ、旺盛で満たされない需要に直面して住宅供給全体が枯渇する可能性がある。

最後に、異常気象（熱波、火災、干ばつ、洪水、遅れた寒さ、雹、片岩や粘土質の土壌の収縮など）が、大陸全体を定期的に直撃するようになっている。この気候変動は、物理的・エネルギー的移行のリスクを増大させ、環境と家庭で影響を受ける人々に深刻な結果をもたらすおそれがある。壊滅的な社会的影響（エネルギー貧困、潜在的資産価値の喪失、社会の不安定化）に加え、フランス経済も悪影響を受け続けることになる。

感染症（新型コロナウイルス感染症など）の世界的流行のリスクおよびその経済的影響により、拡大当行グループの事業、経営成績および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

2019年末の新型コロナウイルス感染症の出現と世界的流行の急速な広がり、複数の事業セグメントの経済状況に悪影響を及ぼし、経済プレイヤーの財政状態の悪化を引き起こし、金融市場を混乱に陥れた。これに対応して、影響を受けた多くの諸国が感染症予防対策（国境閉鎖、ロックダウン対策、特定の経済活動の制限など）の実施を余儀なくされた。政府（保証付ローン、税金および社会扶助など）および銀行（支払猶予）の制度が整備された。一部のカウンターパーティーは、この前例のない時期から弱体化した。

経済・社会活動を支援するための大規模な財政・金融政策措置が2020年から2022年にかけて実施された。とりわけフランス政府により、一方では企業および専門家顧客、他方では個人顧客のための政府保証付ローン、短期間の就労措置、その他多くの財政的、社会的、各種料金の支払いに関する措置が実施され、また欧州中央銀行により潤沢かつ低コストの非常に大規模なリファイナンス・パッケージとともに、ここ数四半期は金利に関する制限的な金融政策が実施された。グループBPCEは、顧客を財政的にサポートし、この危機による業務や収入への影響を顧客が克服できるように支援するために、フランスの政府保証付ローン制度に積極的に参加してきた（特定の専門家顧客および零細企業／中小企業に対する融資の6ヵ月の自動繰延べなど）。しかしながら、こうした措置は、感染の世界的流行が経済に及ぼす悪影響を相殺し、または長期的に金融市場を完全に安定化させるに十分であることを保証するものではない。特に、国が保証したローンの返済は、国が保証していない部分を上限として、借り手側の債務不履行およびグループBPCEの財務上の損失につながる可能性がある。

グループBPCEは、ビジョン2030戦略プランの目的を達成できない可能性がある。

2024年6月26日、グループBPCEは、戦略プラン「ビジョン2030」を発表した。これは、次の3つの柱に基づいている：(i)長期的な成長の実現、(ii)顧客への将来に対する信頼の提供および(iii)あらゆる地域における協力的な価値観の表現。第一の柱は、グループBPCEを、多角的な成長を推進し、パートナーシップを受け入れ、高いレベルのパフォーマンスを実現することができるリーディングバンキンググループにすることを目指している。第二の柱は、拡大当行グループが、社会のすべてのメンバーに対して住宅を取得しやすくし、あらゆる種類のニーズに対応して地域競争力の主要プレイヤーとなり、生活のあらゆる瞬間

や段階で顧客を保護し、特にAIの活用により（物理的な100%からデジタル的な100%まで）顧客関係モデルを簡素化することを支援することを目指している。第三の柱は、拡大当行グループが推進する協力的な価値を完全に表現することを目指しており、多面的な活動と専門知識の幅、ポジティブなグローバルインパクトおよび日々誇りと責任感を持って取り組む協力的な株主や従業員からその強さを引き出す。新しい成長モデルは、フランス、ヨーロッパおよびその他の世界諸国の3つの主要な地域圏で実施されており、有機的な成長、買収、パートナーシップに基づいている。

この戦略的ビジョンには、2025年以降の地域ごとに異なる可能性のある経済成長率の回復、2025年と2026年の緩やかなインフレ率の低下、3ヵ月物Euriborの低下および長期金利（10年物OAT）の相対的安定を前提としたマクロ経済シナリオに基づく2026年の軌道が伴う。

2026年財務軌道の成功は、グループBPCEの様々な事業ラインにおいて実施される多くの取組みが基となる。戦略プランで定めた目標の大半は達成される見込みだが、経済環境の変化または会計および/もしくは税規則の変更の可能性により、達成できないものもあるかもしれない。グループBPCEがその目標を達成できない場合、2026年の財務軌道は、軽微な影響から重大な影響まで受けるおそれがある。

グループBPCEは、買収またはジョイント・ベンチャーに対してグループBPCEの管理方針を適応し、実行し、統合する上で困難に直面する可能性がある。

2024年6月26日に発表された戦略プラン「ビジョン2030」は、3つの主要な地域圏（フランス、ヨーロッパおよび世界）が同時に発展するための新たな成長モデルを定めるものであり、有機的な成長、産業および商業上のパートナーシップ、ならびに外部成長事業を組み合わせることにより拡大当行グループの収益を多角化することを視野に入れている。

グループBPCEは、潜在的な買収またはジョイント・ベンチャー案件を綿密に審査するものの、すべての角度から包括的な審査を行うことは通常実現可能ではない。その結果、当初に予期しなかった債務をグループBPCEが管理しなければならない可能性や、取引により費用が予想以上にかかる可能性がある。同様に、買収先企業またはジョイント・ベンチャーが期待したほどの業績をあげず、期待されていたシナジーのすべてが実現しないおそれがある。また、グループBPCEは、新たな対象企業との統合において困難に直面する可能性もある。発表された買収の失敗、または新たな対象企業もしくはジョイント・ベンチャーの統合の失敗は、グループBPCEの収益性に負担をかける可能性がある。かかる状況は、主要従業員の離脱につながる可能性がある。グループBPCEが主要従業員を引止めるための奨励金を提供せざるを得なくなった場合には、費用増加および収益性の低下を招くおそれがある。ジョイント・ベンチャーも、グループBPCEを、グループBPCEの支配下でないシステム、統制および社員への依存などの追加的リスクや不確実性に晒し、この観点から、負債、損失または風評被害を受ける可能性がある。加えて、グループBPCEとパートナーとの間における対立または不一致は、ジョイント・ベンチャーにより達成することを目的としている利益に悪影響を及ぼすおそれがある。2024年6月30日現在、持分法適用会社に対する投資合計は、1.6十億ユーロとなった。

フランス（グループBPCEの主要な市場）または海外における激しい競争は、純利益および収益性を減少させるおそれがある。

グループBPCEの主要な事業ラインは、フランスおよび主な事業を行うその他の国々において非常に競争の激しい環境の下で事業ラインの活動を行っている。この競争は、合併および買収または提携および協定のいずれかによる統合により激化している。統合は、グループBPCEのように、保険、貸付および預金から仲介、投資銀行業務およびアセット・マネジメントにわたる、幅広い商品およびサービスを提供する能力がある一定数の企業を創り出した。グループBPCEは、取引の執行、提供する商品およびサービス、革新性、評判ならびに価格を含む様々な要因において、その他の企業と競合している。グループBPCEが、魅力的かつ収益性のある商品およびサービスの提供によってフランスまたはその他の主要市場において競争力を維持することができない場合、特定の主要な事業ラインのマーケットシェアを失う、または一部もしくはすべての業務において損失を被るおそれがある。

例えば、2023年12月31日の時点で、グループBPCEは、中小企業向け銀行としてフランスで首位の座にあり⁽¹⁾、個人、専門職、自営業向け銀行としては第2位である。拡大当行グループは、住宅資金貸付のシェアで26.2%を有する⁽²⁾。

リテール・バンキングおよび保険業務では、2024年6月30日現在の貸付金残高は718十億ユーロ（2023年12月31日現在：719十億ユーロ）、貯蓄預金残高は⁽³⁾927十億ユーロ（2023年12月31日現在：918十億ユーロ）であった。

さらに、世界経済やグループBPCEの主要市場における経済の減速は、特に価格圧力の増加とグループBPCEおよび競合他社の活動量の縮小を通じて競争圧力を高める可能性が高い。また、より競争力のある新たな競合他社が、別個のもしくはより柔軟な規制やその他の健全性比率の要件に従って、市場に参入する可能性もある。これらの新規参入者は、より多くの競争力ある商品・サービスを提供することができるようになる。技術の進歩や電子商取引の拡大は、カストディアン以外の機関が銀行の商品と従来みなされていた商品・サービスを提供し、また金融機関やその他の企業が電子証券取引を含む電子的インターネット・ベースの金融ソリューションを提供することを可能にしている。これらの新規参入者は、グループBPCEの商品・サービスの価格に下方圧力をかけ、またはグループBPCEの市場シェアに影響を及ぼす可能性がある。技術の進歩はグループBPCEが事業を行っている市場に予想外の急速な変化をもたらす可能性がある。グループBPCEの競争力、純利益および収益性は、その事業活動または戦略をこれらの変化に応じて適切に適応させることができないことが判明した場合は、悪影響を受ける可能性がある。

⁽¹⁾ 2023年のKantar-SME-SMI調査

⁽²⁾ 市場シェア：世帯預金および貯蓄の21.9%、住宅資金貸付の26.3%（フランス銀行2023年第3四半期）。個人顧客の全体浸透率は29.7%（第2位）（SOFIA Kantar調査、2021年3月）。

⁽³⁾ 貸借対照表上の貯蓄。

グループBPCEに有能な従業員を引きつけ維持する能力は、グループBPCEの事業の成功にとって重要であり、それができなければ業績に影響をきたす可能性がある。

グループBPCE内の企業体の従業員は、拡大当行グループの最も貴重な資産である。金融サービス業界の多くの分野において、適格な従業員を引きつける競争は激しい。グループBPCEの利益および業績は、自らが新たな従業員を引きつけ、既存の従業員を維持する能力にかかっている。現在の激変（技術的、経済的、顧客ニーズ）によって、特に銀行部門では、従業員をサポートし、訓練するための多大な努力が求められている。十分な支援がなければ、グループBPCEが販売または効率性に関する潜在的な機会を利用することを妨げる可能性があり、その結果その業績に影響を及ぼすおそれがある。

2023年12月31日現在のグループBPCEの従業員数は合計100,670名であった。当事業年度中に8,738名の正社員が採用された。

グループBPCEは、モデル・ベースのリスク測定システムが万一機能不全に陥った場合、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある、未確認または予期せぬリスクに晒される可能性がある。

グループBPCEのリスク測定システムは、特にモデルの使用に基づいたものである。グループBPCEのモデル・ポートフォリオには、主にコーポレート・投資銀行業務の市場モデルと、グループBPCEおよびその事業体の信用モデルが含まれる。戦略的意思決定およびリスク管理モニタリング（信用、財務（ALMおよび市場）、コンプライアンスおよび気候を含むオペレーショナル）に使用されるモデルは機能不全に陥る可能性があり、その結果、BPCEは未確認または予期せぬリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。

保険リスク

2024年6月30日現在、保険業務からの銀行業務純収益は、2023年度上半期の642百万ユーロに対して、2024年度上半期は636百万ユーロであった。

インフレの進行または市況の悪化（特に金利の上下双方向の過度な変動および／もしくはスプレッドや株式市場の悪化）、または再保険コストの増加は、生命保険会社および損害保険会社の財政状態および支払能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの保険子会社が主に晒されているのは市場リスクである。このリスクに対するエクスポージャーは、主に、貯蓄商品のユーロ資金の範囲に対する元本保証およびポートフォリオ投資の未実現キャピタル・ゲインまたは損失に関連する。

市場リスクのうち、金利リスクは、コミットメントの裏付け資産の大部分が債券ベースであるため、構造的に重要である。金利の大幅な変動は、以下のような結果につながる可能性がある。

- 1.金利上昇の場合：（新規の投資の魅力が高まることによる）ユーロ建ての募集の競争力の低下および発行済債券に係る未実現のキャピタル・ロスの不利な条件の下、償還および大口裁定取引が継続的に高まること。

2.金利低下の場合：長期的には、一般勘定資金に対するリターンの下がり過ぎにより元本保証の履行が困難になること。

資産配分の結果、スプレッドの拡大および株式市場の下落も、特に純損益を通じて公正価値で測定する投資の評価額の下落に伴う減損引当金の計上を通じてグループBPCEの保険業務の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、請求および極端な事象、特に環境事象の増加は、再保険の増加につながり、保険業務の全体的な収益性を低下させる可能性がある。

保険会社が予想する保険金請求の水準やコストと、保険料および引当金との間の不一致は、損害保険業務、個人向け危険保障部分の業績およびその財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの保険子会社がこれらの後者の業務に関連して主に晒されるのは引受リスクである。かかるリスクは、一方では、実際に発生した請求およびかかる請求の補償として実際に支払われた保険給付金と、他方では、子会社が商品の価格を設定するためおよび潜在的な補償のための技術的引当金の設定のために使用する仮定の不一致により発生する。

保険会社は、自己の経験および業界のデータの両方を用いて、保険商品の価格設定および関連する技術的引当金の設定など、損害率と保険数理上の見積もりを設定している。但し、現実はこちらの見積と異なる可能性があり、伝染病の流行、自然災害、インフレまたは事故発生率の急激な上昇などの予測不可能なリスクにより保険契約者に対する支払いが予測を上回る可能性がある。この関連で、気象現象の変化（「物理的」気候リスクと呼ばれる。）には特に注意が必要である。

保険金請求が引当金を設定するために当初使用した基本となる仮定を上回った場合、または、事象もしくは傾向によりその基本となる仮定を変更した場合、企業は引当金の増加に晒される可能性があり、これが、企業の業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

近年実施した様々な措置（特に財務カバレッジ、再保険、事業の多様化、投資管理など）は、グループBPCEの保険子会社の支払能力の強靱性に寄与している。

規制上のリスク

グループBPCEはフランスおよびその事業活動の場である世界中の幾つかのその他の国々において重要な規制の適用を受ける。規制措置およびその変更が、グループBPCEの事業や業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEの企業の事業と業績は、フランス国内の様々な規制当局ならびにEUのその他の政府、米国、外国政府および国際機関の方針や措置により重大な影響を受ける可能性がある。またこの制約によりグループBPCE内の企業体が自らの事業を拡大する能力や一定の事業活動を遂行する能力が制限されることも考えられる。かかる方針や規制措置の将来における変更がどのような内容で、それによってどのような影

響が生じるかは予測不能であり、グループBPCEには制御できない。またさらに、一般的な政治環境が銀行や金融業界にとって好ましくない方向に展開し、その結果、これらの方策が貸付業務、その他の金融活動および経済に悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、より厳しい規制措置を講じるよう立法機関や規制機関にさらに圧力が加えられた。新たな立法措置および規制措置は常に不透明感を伴うため、グループBPCEにどのような影響が及ぶかを予測することは不可能であるが、かかる影響は非常に悪い影響であり得る。

グループBPCEは、新たな要件に準拠するため一部の事業活動の規模を縮小しなければならない可能性がある。また、新たな方策は、新規制対応コストを増加させる傾向があり、それによって、該当の事業ラインにおける収益および連結利益の減少、一部の事業活動および資産ポートフォリオにおける売上の減少ならびに資産の減損費用につながる可能性もある。

2019年に銀行規制パッケージの最終版が採用されたのは、銀行に対するブルデンシャル規制をバーゼルの基準に合致させることが目的であった。こうした改革が実施されることにより、より高い自己資本要件および流動性の要件が課される可能性があり、それはグループBPCEの資金調達コストに影響を及ぼす可能性がある。

2020年11月11日、金融安定理事会（FSB）は、バーゼル銀行監督委員会および各国当局と協議の上、2020年のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）のリストを報告した。グループBPCEは、FSBによりG-SIBに分類されているほか、2023年度のグローバルなシステム上重要な機関（G-SIIs）のリストにも掲載されている。

これらの規制措置は様々なグループBPCE内の企業体に適用される可能性があり、かかる措置の変更があった場合、グループBPCEの事業および業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

近年、国際金融環境の数多くの変化（恒久的な変化を含む。）を取り入れることを目的として、法律および規制が最近制定または提案されている。新たな世界的な金融危機の回避を目的としたこれらの新たな措置は、グループBPCEおよびその他の金融機関の経営環境を大きく変化させており、今後もこの環境を変化させ続ける可能性がある。グループBPCEは、法規制の変更に伴うリスクに晒されている。これには新ブルデンシャル・バックストップ・ルールが含まれる。同ルールは、債務不履行貸付金に対する実際の引当金水準と債務不履行期間および保証の有無に応じて設定した目標比率を定めるガイドラインとの差を測定する。

法令・規制環境が変化している今日において、これらの新たな措置がグループBPCEに及ぼす影響を予測することは不可能である。これらの新しい法令・規制への対応を目的としたプログラムの策定（および既存のプログラムの更新）、ならびに新たな措置への対応や準備のための拡大当行グループの情報システムの変更は、拡大当行グループにとって多大なコストを発生させ、今後もそれが継続する可能性がある。最善の努力にもかかわらず、グループBPCEはすべての適用法令を完全に遵守することができない可能性があり、かつ財務上または行政上の罰則の対象となる可能性がある。さらに、新たな法令・規制上の措置により、拡大当行グループの事業運営の適応が求められる可能性があり、および/または拡大当行グループの経営成績および財政状態に影響が及ぶ可能性がある。最後に、新たな規制により、グループBPCEは自己資本の強化やトータルでの資金調達コストの増加が必要になる可能性がある。

規制基準の公表が遅れた場合、グループBPCEのツールへの導入がある程度遅れる可能性がある。

規制措置およびそれがのちに变更されることに伴うリスクは、影響度と可能性の観点からグループBPCEにとって多大なものになることから、入念かつ事前対応的に監視されている。

BPCEは、財務的相互連帯制度に属する企業が財政難に直面した場合には、BPCEが経済的利益を有していない企業も含めて当該企業を支援しなければならない可能性がある。

BPCEは、グループBPCEの中央機関として、各地域銀行（ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）傘下銀行）ならびにその他の系列会社グループの流動性および支払能力を保証する責任を負っている。系列会社グループには、ナティクス、クレディ・フォンシエ・ドゥ・フランス、オネーおよびバンク・パラティエヌなどのBPCEの子会社が含まれる。グループBPCEの中央機関との間で系列関係にあるすべての事業体は、グループBPCEとして保証および財務的相互連帯制度から恩恵を受ける。同制度の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条、第L.512-107-5条および第L.512-107-6条に基づき、すべての系列企業の流動性と支払能力を確保し、拡大当行グループ全体の財務的相互連帯を構築することである。

この財務的相互連帯は、困難に陥った系列企業および／または拡大当行グループのすべての系列企業の流動性または支払能力を回復するための履行義務を中央機関に課す財務的相互連帯の法原則を規定する立法条項に基づいている。財務的相互連帯の原則の無制限の性質により、BPCEはいつでも、状況を回復するために必要な金融努力への貢献を1社以上の系列企業のいずれかまたはすべてに要請することができ、必要であれば、1社以上の系列企業が困難に陥った場合、すべての系列企業の現金および自己資本を動員することができる。

2024年6月30日時点でポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）の基金は、それぞれ450百万ユーロを保有する。共同保証基金は各ネットワークあたり174百万ユーロを預金として保有する。各地域銀行は、将来の利益から共同保証基金に追加拠出を行うことが義務付けられている。保証基金は、財務的相互連帯制度の資金を提供する実質的財源であるが、当該収入が今後も十分である保証はない。保証基金の不足が判明した場合には、BPCEは、中央機関としての使命から、自己資金を動員して、状況回復のために必要なことをすべて行わなければならない、自らが設置したグループ内相互連帯制度を実施することによって不足額を補填する義務を負い、また、系列企業の一部または全部の資金を無制限に利用することができる。

この義務により、拡大当行グループのグループ企業の1社が重大な財務上の困難に陥った場合、その財務上の困難の原因となった状況は、BPCEの財政状態および財務的相互連帯の原則に基づき支援が求められた他の系列企業の財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

BPCEの有価証券への投資家は、BPCEおよびそのすべての系列企業が清算または破綻処理手続の対象となった場合、損失を被るおそれがある。

単一破綻処理メカニズムについての規則(EU)第806/2014号および銀行再生・破綻に関する指令2014/59/EU号(指令(EU)2019/879号により改正)(以下「BRRD」という。)は、フランス通貨金融法典第6巻において国内法制化され、破綻処理当局に対して、BPCEの有価証券を減額するか、または債務証券の場合にはこれを資本に転換する権限を与えている。

破綻処理当局は、発行機関またはそれが所属するグループが破綻しつつあるもしくは破綻するおそれがある場合(および他の手段により破綻を合理的な期間内に回避できるという合理的な見込みがない場合)、存続不能になった場合、または特別な公的支援が必要である場合(一定の例外あり。)、資金調達商品(例えばBPCEのTier-2劣後債)の減額または転換を行うことができる。破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する前か、または破綻処理手続を開始することが金融機関の存続可能性を維持するために必須である場合には、追加の資金調達商品を減額または転換しなければならない。資金調達商品の減額は、債券の優先順位(まずは普通株式等Tier-1金融商品が減額され、次にその他Tier-1金融商品が減額され、その次にTier-2金融商品が減額される。)に従って実行されなければならない。追加の資金調達商品の転換は、追加のTier-1金融商品が最初に転換され、次にTier-2金融商品が転換されるような優先順位で行われなければならない。資金調達商品の減額または転換が、当該機関の財務健全性を回復するのに十分ではない場合、破産処理当局が有するペイルイン権限が適格債務(BPCEの非上位優先債および上位優先債等)の減額または転換のために適用される可能性がある。

2024年6月30日時点でのTier-1資本合計は71.5十億ユーロ、およびTier-2プルデンシャル資本は13.0十億ユーロであった。2024年6月30日時点の非上位優先債務の総額は36.8十億ユーロであり、うち33.1十億ユーロは満期が1年以上であったためTLACおよびMRELに適格であった。

この完全なる法的相互連帯の結果、および一定の清算または破綻処理手続という極端なケースにおいては、1社以上の系列会社は、すべての系列会社およびBPCEが影響を受けることなく、裁判所命令による清算または「BRRD」の意味における破綻処理措置の影響を受けない可能性がある。したがって、フランス通貨金融法典第L.613-29条および第L.613-55-5条に基づき、裁判所主導の清算手続および破綻処理措置は、中央機関およびそのすべての系列会社について調整された方法で行われる。

また、第L.613-29条は、このようなすべての系列会社に対して提起される裁判所命令による清算手続の場合は、すべての系列会社の(同一の順位または同一の権利を享受している)外部債権者は、特定の系列会社と関連があるかにかかわらず、債権者の順位に従って平等に扱われると定めている。その結果、その他Tier-1金融商品および同ランクの他の証券の投資家は、Tier-2金融商品および同ランクの他の証券の保有者よりも影響を受けやすく、したがって外部非上位優先債の投資家よりも影響を受けやすく、このため外部上位優先債の投資家よりも影響を受けやすい。同様に、破綻処理が行われる場合、フランス通貨金融法典第L.613-55-5条に従い、特定の系列企業との結びつきにかかわらず、上記の順位に従って同順位の債務および債権に対して同一の減額率または転換率が適用される。

グループBPCEの組織的な特質と破綻処理当局が現在行っている評価により、司法上の清算手続が開始されるよりも破綻処理措置が講じられる可能性のほうが高い。破綻処理手続は、(i) BPCEおよびすべての系列会社の債務不履行が判明しまたは予見され、(ii)合理的な期間内に当該機関またはそのグループの破綻を他の手段により回避することができる合理的な見込みがなく、(iii)破綻処理の目的を達成するために、破綻処理手続が必要である場合には、BPCEおよびすべての系列企業に対して開始できる。かかる破綻処理

の目的とは、(a)重要な機能の継続を保証すること、(b)金融の安定性に対する重大な悪影響を回避すること、(c)例外的な公的財務支援を最小限に留めることで国の財源を保護すること、および(d)顧客の資金および資産、とりわけ預金者の資金および資産を保護することである。金融機関の破綻とは、継続事業体としての適格性認定要件を充足できなくなった場合、支払日が到来した際に負債またはその他の債務が支払えない場合、特別な公的金融支援（限定的な例外あり。）が必要である場合、または保有する負債の価値が資産の価値を上回っている場合をいう。

ペイルイン権限に加えて、破綻処理当局は、破綻している金融機関に関して、または一定の状況下においてはそれらが所属するグループに関して、その他の破綻処理措置を実施するための広範な権限を付与される。この権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者または継承機関に対する売却、資産の分別、債務商品に関する債務者としての当該機関の交代または代替、債務商品の条件についての修正（満期および／もしくは支払利息額の変更ならびに／または支払の一時停止を課すことを含む。）、金融商品の上場廃止および取引に関する許可の停止、経営者の解雇または一時的な管理者（*administrateur special*）の任命、および新規の株式または自己のファンドの発行を含む（がこれらに限定されない。）。

破綻処理当局による上記の権限の行使は、BPCEが発行した資金調達商品および債務商品の一部または全部の減額または資本への転換をもたらすか、BPCEがかかる商品に関する支払に利用可能な原資の額に重大な影響を与える可能性があり、これによりBPCEの投資家が損失を被る可能性がある。

フランスおよびグループBPCEが事業活動を行う国の税法およびその適用は、グループBPCEの業績に悪影響をもたらす可能性が高い。

大規模で複雑な国際取引を実行する多国籍銀行グループとして、グループBPCE（特にナティクシス）は、世界中の多くの諸国において税法の規制対象となっており、適用されるすべての税規則を遵守して事業活動を構築する。これらの国々の管轄当局による税制の変更は、グループBPCEの業績に重大な影響を与える可能性がある。グループBPCEは、異なる構成企業の相乗効果および営業力から価値を創造するために業務を管理する。グループBPCEはまた、顧客に販売される金融商品を税規則の厳守を確保しながら構築するよう努めている。グループBPCEのグループ内取引およびグループ企業によって販売される金融商品の構造は、適用される税法規のグループBPCEによる解釈に基づくが、これは一般的に独立した税務専門家の見解および必要な範囲での監督税務当局による判断または特定の解釈に基づいている。税務当局が将来かかる解釈に異議を申し立てる可能性がある。その場合は、税務当局がグループBPCE内の企業体の税務上の見解に異議を申し立てる可能性があり、これにより、グループBPCE内の企業体は税額の更正の対象になる可能性があり、その結果グループBPCEの業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

< 後略 >

< 訂正後 >

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2025年6月16日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項について、以下に掲げる事項を除き、発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

変更すべき事項は、以下の通りである。

有価証券報告書の第3「事業の状況」3「事業等のリスク」(1)「発行会社に関するリスク」の記載事項を下記の記載に差し替える。

リスク・ファクター

グループBPCEが事業を営む銀行業および金融業に係る環境は、数多くのリスクに晒されており、これらのリスクを統制および管理するため、より要求水準の高い厳格な方針を実施することが求められる。

グループBPCEが晒されているリスクの一部は以下のとおりである。但し、これは、グループBPCEが事業を行う際または事業運営を行う環境を検討する際に負うすべてのリスクの包括的な一覧ではない。以下に記

載されているリスクは、現在までに特定されている、グループBPCEにとって重要かつ特有のリスクであり、その事業、財政状態および／または経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。以下に挙げるリスク分類のそれぞれについて、グループBPCEが現時点で最重要と考えるものを冒頭に挙げている。

以下に示すリスクは、BPCE S.A.の事業に悪影響を及ぼす可能性があることが現在までに確認されているものである。

以下に記載されたリスク・ファクターは、本書の日付現在のものであり、記載された状況はいつでも、さらには大幅に変更される可能性がある。

信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

グループBPCEは、拡大当行グループの事業、財政状態および収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに晒されている。

グループBPCEは、融資または市場業務を通じて、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクに大きく晒されている。したがって、拡大当行グループは、カウンターパーティー 1 社以上による債務不履行が発生した場合、特に、拡大当行グループがその担保の行使において法的もしくはその他の困難に直面した場合、または担保の価値によって債務不履行が発生した場合のエクスポージャーを十分にカバーできない場合に、損失を被る可能性がある。拡大当行グループは、部門およびセクターの両方において、信用ポートフォリオの集中化による影響を抑制する目的でデュー・ディリジェンスを実施しているが、特定の経済セクターや世界の地域においては、カウンターパーティー間の相互依存の影響により、カウンターパーティーの債務不履行が増幅される可能性がある。したがって、主要な一つまたはそれ以上のカウンターパーティーの債務不履行は、拡大当行グループのリスクコスト、損益および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

参考までに、2024年12月31日現在、グループBPCEの信用リスクに対する総エクスポージャーは1,511十億ユーロであり、主なカウンターパーティーの種別の内訳は、リテール顧客37%、法人顧客30%、中央銀行およびその他のソブリン向けエクスポージャー16%、ならびに公共セクターおよび類似の事業体 6 % となっている。信用リスク加重資産は398十億ユーロ（カウンターパーティー・リスクを含む。）となった。

非金融企業向けポートフォリオにおいて、拡大当行グループがエクスポージャーを有した主な経済セクターは、不動産（2024年12月31日現在の総エクスポージャーの38%）、卸売・小売業（11%）、金融・保険（10%）ならびに専門的・科学的および技術的活動（6%）であった。

グループBPCEは、主にフランスで事業を展開している。拡大当行グループのフランスに対するグロス・エクスポージャー（帳簿価額総額）は1,070十億ユーロであり、総エクスポージャー全体の82%を占めていた。残りのエクスポージャーは、主に米国に集中しており総エクスポージャー全体の5%、その他の国々は12%を占めていた。

グループBPCEの勘定に計上される減損または予想信用損失に対する引当金の大幅な増加は、グループBPCEの損益および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

その事業において、グループBPCEは、貸付金および債権のポートフォリオにおける実際のまたは潜在的な損失、固定利付証券のポートフォリオにおける実際のまたは潜在的な損失（償却原価でまたはその他の包括利益を通じた公正価値で測定される）、および供与しているコミットメントに関する実際のまたは潜在的な損失を（必要に応じて）反映するために、定期的に減損に関する費用を認識する。かかる減損は、損益計算書の「リスクコスト」の科目に計上される。グループBPCEの資産減損に関する費用の合計額は、過去の貸付金に関する損失、供与された貸付金の金額および種類、業界の基準、延滞貸付金、経済情勢ならびに様々な種類の貸付金の回収可能性に係るその他の要因についての拡大当行グループの測定に基づいている。グループBPCEは、十分な水準の資産減損に関する費用の引当金を確保するべくあらゆる努力を尽くしているものの、延滞貸付金の増加または市況の悪化もしくは特定の国々に影響する要因といったその他の理由により、グループBPCEの貸付事業は、将来において貸付損失の費用の積み増しを余儀なくされる可能性がある。貸付金に係る損失費用の大幅な増加、貸付金ポートフォリオに関するグループBPCEによる損失リスクの見積の重大な変化、または過去の減損費用を上回る貸付損失は、グループBPCEの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

参考までに、グループBPCEのリスクコストは、2023年度の1,731百万ユーロに対し、2024年度は2,061百万ユーロであった。信用リスクはグループBPCEのリスク加重資産の87%を占めている。総エクスポージャーに基づく、37%がリテール顧客に関連し、30%が法人顧客に関連しており、エクスポージャーの68%がフランス国内に所在している。

したがって、グループBPCEの貸付金および債権のポートフォリオに計上される資産の減損費用の大幅な増加に関連するリスクは、影響度と発生率の点において重大であるため、入念かつ事前対応的に監視されている。さらに、健全性要件は、健全性バックストップ・プロセスを通じてこれらの引当制度を補完するものであり、保証の質に応じて、また規制当局の文書において明示される規制スケジュールに従って、一定の満期を超えた延滞貸付金の持分が控除される。

他の金融機関および市場参加者の財務の健全性および業績の低下により、グループBPCEに好ましくない影響が生じるおそれがある。

グループBPCEが取引を行う能力は、他の金融機関および市場参加者の財務の健全性の低下の影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、決済、カウンターパーティーおよび貸付事業によって相互に密接に関連している。重要なセクター参加者による債務不履行（システムック・リスク）、またはひとつもしくは複数の金融機関あるいは金融業界全般に関する単純な風評や懸念ですら、市場の流動性の全般的な縮小を招く可能性があり、のちに将来における損失またはさらなる債務不履行を招くおそれがある。グループBPCEは、直接的または間接的に様々な金融カウンターパーティー（投資サービスプロバイダー、商業銀行または投資銀行、清算機関およびCCP、ミューチュアル・ファンドならびにヘッジ・ファンド）や定期的に取り引を行うその他の機関投資家と接している。かかるカウンターパーティーの債務不履行または破綻により、グループBPCEの財政状態に悪影響が生じる可能性がある。さらに、グループBPCEは、その事業セクターの規則にほとんどまたは全く支配されないオペレーターがさらに関与することによるリスク、およびその規則にほとんどまたは全く支配されない新商品（とりわけ、クラウドファンディングおよび取引ブ

ラットフォームなど)が登場することによるリスクに晒される可能性がある。このリスクは、グループBPCEが担保として保有する資産が売却できない場合、またはその売却価格が不履行状態にある貸付もしくはデリバティブに対するグループBPCEのエクスポージャーすべてをカバーできない場合、またはグループBPCEが晒されている一般的な金融セクター参加者によって詐欺、横領、その他の不正な支出がなされる場合、またはCCPなど主要なマーケット・オペレーターによる債務不履行の場合に悪化し得る。

加えて、市場が困難に直面した場合または経済環境が悪化した場合の販売リスクも、過酷なシナリオにおいては潜在的な損失をもたらす可能性がある。

2024年12月31日現在の「金融機関」に対するエクスポージャーはグループBPCEの総エクスポージャー合計(1,511十億ユーロ)の4%にのぼる。地域別では、「機関」に対する総エクスポージャーの67%がフランス国内に所在する。

金融リスク

著しい金利変動はグループBPCEの銀行業務純収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの所定の期間における純金利差益は、その収益の重大な部分を占めている。そのため、かかる差益の変動は、当該期間のグループBPCEの銀行業務純収益および収益性に重大な影響を及ぼす。調達コストおよび資産利回りの状況、特に新規組成関連のものは、グループBPCEが制御できない要因の影響を特に大きく受ける、非常に感応度の高い要素であり、金利の上昇が中長期的には一般的に好ましいものであると考えられていても、これらの著しい変動は一時的または長期的な、重大な余波を伴う可能性がある。

昨今の環境は欧州中央銀行(ECB)が2022年末に急激な利上げを開始し、2023年中も非常に高い水準を維持したことに特徴づけられ、それゆえに金利リスクおよびより一般的には価格リスクへのエクスポージャーは、望ましくない要因が重なることによって増幅された。かかる要因とは、規制金利が著しく上昇し、低金利環境からの急速な脱却に伴い貯蓄の一部が再配分され、銀行間スプレッドが上昇する一方で、新規貸出金利は上限金利水準によって2022年および2023年は一時的に制約を受けたことを指す。インフレ率は徐々に低下し始めた一方、ECBを含む世界の中央銀行は2023年末で金融引き締めサイクルを終了した後、主要金利を段階的に引き下げるサイクルを2024年内に開始した。ECBは初回利下げ(マイナス25ベース・ポイント)を2024年6月に発表し、米連邦準備制度理事会(FRB)も2024年9月にこれに続いた。このように利下げサイクルが慎重に開始されたものの、短期・長期金利は2008年以来となる高い水準を維持している。実際、ECBの金利は3.0%~3.15%の範囲内となっている一方、FRBは主要金利を4.25%~4.5%の範囲内に引き下げた。

同時に、顧客の保有する規制対象貯蓄口座によってグループBPCEもエクスポージャーを有するリヴレAの貯蓄口座金利は、インフレの動向と同様の軌道をたどっており、急激に上昇した後、2023年2月以降は3%で安定している(2025年2月まで変更なしと発表されていた)。2025年2月よりリヴレA貯蓄口座金利は2.4%に引き下げられた。

激しさおよび経済的影響との観点において普通でないこの状況がもたらす必然的な結果として、グループBPCEの2024年度の銀行ローン組成額はインフレ期の当初数ヶ月間をピークとして大幅に減少した。当該状

況により、ローン組成額は11%減少したが、家庭向け住宅ローンについてはその影響がより著しく、2023年度には既に2022年度と比較して44%急減していたところ、2024年度は2023年度と比較してさらに21%減少した。

2つの主要な地域バンキング・ネットワーク（ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）傘下銀行）の顧客の貸借対照表における平均リソース・コストの増加を受け、グループBPCEは2024年度に観測された金利上昇水準を新規の住宅ローンならびに消費者および法人向けのその他の固定金利貸付金の金利に徐々に転嫁していった。

一方で、顧客は低金利預金から高利回り商品（規制対象の通帳式預金および定期預金）への緩やかな移行を継続してきた。急激な金利上昇が転嫁される速度を前提とした利ざやの縮小を踏まえ、グループBPCEは、グループBPCEの貸借対照表および将来の純金利差益の価値を守るため、金利スワップ（マクロヘッジ）の額を増加させることによって金利ヘッジ方針を調整した。

金利上昇は中長期的には一般的に好ましいとしても、こうした大きな変化は、一時的、永続的の別を問わず、結果的に大きな影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEの金利リスク指標は、このエクスポージャーを反映している。

プラスまたはマイナス200ベース・ポイントの金利変動に対する、グループBPCEの貸借対照表における正味現在価値の感応度は、引き続きTier-1資本の上限である15%を下回っている。グループBPCEのTier-1金利上昇への感応度は、2023年12月31日時点でマイナス10.8%であったのに対して、2024年12月31日時点ではマイナス9.62%となった。当該指標は、静的アプローチ（貸借対照表上の全項目に係る契約上のまたは通常のフロー）およびストレス・シナリオ（即時かつ重大な金利ショック）に基づき算出されており、長期的な視点で貸借対照表の歪みを浮き彫りにすることができる。

拡大当行グループの金利リスクに対するエクスポージャーをより上手くコントロールするためには、当該アプローチを動的アプローチ（新規組成に係る予測を含む。）によって補完する必要がある。規制の変更および管理体制の変更を受け、グループBPCEは、2023年以来、商業銀行ネットワークに係る収益感応度内部指標と、規制上の指標であるSupervisory Outlier Test（SOT）Net Interest Margin（NIM）を内部指標に加えて拡大当行グループレベルで導入している。SOT NIMの導入は、金利リスク管理制度の一部として伝達される情報を、1年先までの利幅の見通しによって補完するものであり、たとえそれが直接的にピラーの費用を発生させないとしても、財務書類に公表されなければならない。2024年12月31日現在、SOT NIMに係る、拡大当行グループにとって最も不利なシナリオは、下振れシナリオである。当該指標は第1四半期に比べマイナス1.2%と引き続き5%の上限を下回っている。

将来の収益の感応度について、動的アプローチは、事業予測（新規事業および顧客行動の変化）に関連する不確実性や商業マージンの変化の可能性等を考慮することによっていっそう広範なアプローチを可能にする、マルチシナリオ・ビジョンによって強化されている。これは中核シナリオと比較した4つのシナリオ（金利上昇、金利低下、イールドカーブのスティープ化、イールドカーブのフラット化）に基づき拡大当行グループの予想純金利差益の1年間の変化を測定することによって求められる、拡大当行グループの収益の感応度によって達成されるものである。かかる収益感応度指標は、あらゆる商業銀行業務を網羅し、金利変動に対する機関の業績の感応度を評価することを目指すものである。

グループBPCEは、資金およびその他の流動性の源泉へのアクセスに依拠するが、これらがグループBPCEの支配の及ばない理由により限定され、グループBPCEの業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

グループBPCEの事業遂行のためには、短期的および長期的な資金へのアクセスが重要である。グループBPCEの無担保の資金源には、預金、長期債務および短期／中期譲渡可能負債証券の発行、銀行融資およびクレジット・ラインが含まれる。グループBPCEは、とりわけレポ取引の締結およびカバード・ボンドの発行または専用ビークルもしくは導管体を通じた証券化を通じて、保証付資金調達も利用する。変動金利トランシェに係る世界的な地政学上の不安定さは、法定最終償還期日のみならず、支払遅延およびデフォルト率にも影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEが許容できると判断する条件で有担保および／または無担保の債券市場にアクセスできなかった場合、または顧客の預金の大幅な減額を含め、現金または担保が予期せず流出した場合、グループBPCEの流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、グループBPCEが顧客の預金を十分な水準に維持できない場合（例えば、競合他社が預金についてより高い金利を提供した場合）、より高い金利で資金を取得することを強いられ、グループBPCEの純金利差益および業績が低下する可能性がある。

グループBPCEの流動性とその業績は、特に地政学もしくは健康に関連する一般市場の混乱、金融危機の再燃、第三者に影響を及ぼす経営困難、金融サービス一般もしくは短期的／長期的なグループBPCEの見通しへの否定的見解、グループBPCEの信用格付の変更、または拡大当行グループもしくはその他の金融機関の地位に関するマーケット・オペレーター間の認識など、グループBPCEの支配の及ばない予見不能な事象の影響を受ける可能性もある。

グループBPCEの資本市場へのアクセスおよび長期無担保資金調達コストは債券およびクレジット・デリバティブ市場の信用スプレッドの変化に直接関連するが、グループBPCEはこれを予測および支配することができない。流動性の制限は、グループBPCEの事業、財政状態、経営成績およびカウンターパーティーに対する義務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。同様に、特に欧州中央銀行における金融政策スタンスの変更は、グループBPCEの財政状態に影響を与える可能性がある。

しかし、これらのリスク・ファクターに対応するため、グループBPCEは、中央銀行への現金預金ならびに中央銀行のリファイナンス・メカニズムの対象となる使用可能な有価証券および債権で構成される相当量の流動性準備を有している。2024年12月31日時点でのグループBPCEの流動性準備は302十億ユーロにのぼり、短期の資金調達およびMLT債券の短期的な満期の177%をカバーしている（2023年12月31日時点においては161%）。LCR（流動性カバレッジ比率）は、2023年12月31日時点での12ヵ月平均が145%であったのに対して、2024年12月31日時点での平均は149%であった。これらのリスクのグループBPCEへの影響度および発生率においての重大性を考慮して、これらのリスクについては事前対応的かつ入念に監視されており、グループBPCEは投資家基盤の分散化という非常に積極的な方針も掲げている。

信用格付の引下げはBPCEの資金調達コスト、収益性および一部の事業の継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

2024年12月31日時点でのグループBPCEの長期格付は、フィッチ・レーティングスはA+、ムーディーズはA1、R&IはA+、S&Pグローバル・レーティングはA+であった。S&Pグローバル・レーティングは2024年7月

に格付を引上げており、これは拡大当行グループの堅実性に対する評価を示すものである。これらの信用格付を格下げする決定は、BPCEおよび金融市場で活動しているその系列会社の資金調達に悪影響を及ぼす可能性がある。格付の引下げは、グループBPCEの流動性および競争上の地位に影響を及ぼし、資金調達コストを増加させ、金融市場へのアクセスを制限し、トレーディング、デリバティブおよび担保付資金調達取引を規定する一部の双務契約に基づく義務を発生させ、ひいては収益性および事業の継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、BPCEの長期無担保資金調達コストは、その信用スプレッド（債券投資家に支払われる満期日が同じ政府発行債の利回りを上回る利回りのスプレッド）に直接連動している一方で、その信用格付に相当に依拠している。信用スプレッドの増加により、BPCEの資金調達コストが増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は市場と相関があり、ときに予測不可能かつ非常に不安定な変動の影響を受けることがある。したがって、格付の引下げがもたらす発行体の支払能力の認識に対する変化は、発行体の収益性および事業継続性に悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEは、公正価値または償却原価での証券ポートフォリオに係る信用スプレッドの拡大シナリオにおいて、資産レベルでの信用スプレッド・リスクに晒されている。拡大当行グループは、主にソブリン債および社債によって構成される、流動性準備として利用可能な相当量の債券ポートフォリオを有しているため、その評価は保有する証券の信用スプレッドの変動に対して高い感応度を有することとなる。

市場の変動およびボラティリティは、グループBPCE、特に主要なコーポレート・投資銀行業務事業ライン（ナティクシスCIBおよびナティクシスIM）の取引および投資活動に有利または不利な変動をもたらし、グループBPCEの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEは、第三者による売買活動または投資活動に関し、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場において、ならびに非上場証券、不動産およびその他の資産分野においてポジションを保有することがある。これらのポジションは、市場（特に金融市場）のボラティリティ（対象とする市場の水準にかかわらず、任意の市場における任意の期間中の価格変動の程度）によって影響を受ける可能性がある。一定の市場構成および変動は、スワップ、先物、オプションおよび仕組商品を含む、幅広いトレーディングおよびヘッジ商品において損失を招く可能性もあり、それによりグループBPCEの経営成績および財政状態に悪影響が及ぶおそれがある。同様に、広範囲に及ぶ市場の縮小および／または重大な危機により、一定の資産分野の流動性の低下を招くことがあり、その場合は一定の資産を売却することが困難になり、結果として多額の損失を発生させるおそれがある。

2024年12月31日時点での市場リスク加重資産の合計は13十億ユーロ、すなわちグループBPCEのリスク加重資産総額の約4%である。参考までに、2024年度において拡大当行グループの銀行業務純収益にコーポレート・投資銀行業務が占める比重は19%であった。

市場が低迷した場合、グループBPCEの仲介業務ならびに報酬および受託手数料に関連するその他の業務による収入は減少する可能性がある。

市場が低迷しているときは、グループBPCE内の企業体が顧客のために、そしてマーケット・メーカーとして行う取引の量（とりわけ金融サービスおよび証券取引）は減少し、ゆえにこれらの活動による銀行業務

純収益は減少する傾向がある。特に、市況が衰退しているときは、グループBPCEが顧客のために行う取引の量は減少してそれに伴う報酬は減少し、ゆえに同事業活動による収益は減少する可能性がある。さらにグループBPCE内の企業体が顧客に請求する管理報酬は、一般的に、かかるポートフォリオの価値またはパフォーマンスに連動しているため、かかるポートフォリオの価値の低下または償還額の増加を生み出す市場の低迷は、ミューチュアル・ファンドもしくはその他の商品の販売（ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）傘下銀行およびポピュレール銀行傘下銀行の場合）またはアセット・マネジメント業務を通じて、かかる企業が稼得する収入の減少をもたらすことになる場合がある。さらに、経済環境の悪化は、資産運用構造に寄与するシードマネーに不利な影響を与え、一部または全部の損失を被るリスクがある。

市場の低迷が生じない場合でも、グループBPCEおよびその他のグループBPCE商品を通じて第三者のために運用するファンドが市場平均を下回った場合、結果として、償還の増加および／または流入額の減少が発生する可能性があり、これに付随する潜在的影響がアセット・マネジメント業務からの収益にもたらされる可能性がある。

2024年度の受取報酬および手数料の総額は11,036百万ユーロとなり、グループBPCEの銀行業務純収益の47%を占めた。

グループBPCEの証券およびデリバティブ商品のポートフォリオならびに負債に係る公正価値の変動は、かかる資産および負債の正味帳簿価額、ひいてはグループBPCEの純利益および株主資本に悪影響を与える傾向がある。

公正価値で測定されるグループBPCEの証券・デリバティブ商品およびその他の種類の資産ならびに負債の正味帳簿価額は、新たな財務書類の各日付において（貸借対照表段階で）調整される。かかる調整は主に、会計期間における資産および負債の公正価値の変動（すなわち、損益に計上される変動またはその他の包括利益に直接認識される変動）に基づく。損益計算書に計上される変動は、他の金融商品の公正価値の変動と相殺されなければ、銀行業務純収益および純利益に影響を及ぼす。すべての公正価値の調整は、株主資本に影響を与え、したがってグループBPCEの自己資本比率に影響を及ぼす。かかる調整はグループBPCEの資産および負債の正味帳簿価額にも悪影響を及ぼし、その結果、純利益と株主資本にも悪影響を及ぼす傾向がある。公正価値の調整がある会計期間に計上されたことで、その後の会計期間における追加の調整が不必要になるわけではない。

2024年12月31日時点の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債合計はそれぞれ231十億ユーロ（うち218十億ユーロが公正価値で測定する売買目的保有の金融資産）と219十億ユーロ（うち175十億ユーロが公正価値で測定する売買目的保有の金融負債）であった。

非金融リスク

適用法令を遵守しない場合には、グループBPCEは、その財政状態、事業および評判に重大な悪影響をもたらす可能性のある、多額の罰金ならびにその他の行政罰および刑事罰を受ける可能性がある。

不遵守リスクとは、制裁（司法、行政または懲戒）を受けるリスクだけでなく、国内外を問わず、銀行および保険業務に特有の法令、専門的基準および慣行、ならびに倫理基準を遵守しないことに起因する財務上の損失または信用毀損のリスクと定義される。

銀行および保険セクターは、国内外において規制監督の強化の対象となっている。近年、投資サービス提供者と顧客または投資家との関係に影響を及ぼす重要な変化をもたらしてきた、新たな規制（例えば、MIFID II、PRIIPS、保険流通に関する指令、市場濫用に関わる規制、個人データ保護規制、ベンチマーク指標規制など）が増加している。これらの新たな規制は、当社の事業運営プロセスに大きな影響を及ぼす。

金融安全保障の面では、マネーロンダリング防止およびテロ資金供与システムに係る規範枠組みは、2024年5月31日に採択され2027年7月10日にその効力を生ずる欧州マネーロンダリング防止パッケージの一部を構成する。当該パッケージには、特に規則（EU）第2024/1624号（通称：マネーロンダリング防止規則（AMLR））が含まれており、当該規則は、特に顧客につき実施すべきデュー・ディリジェンス対策、取引の監視および各国の金融情報機関（FIU）に対する報告義務に係る、より詳細な規定によって、現行のマネーロンダリングおよびテロ資金供与防止規則を欧州レベルにおいて調整および明確化するものである。当該（EU）規則は、規制対象業種、特に金融部門に対する要求水準を大幅に引き上げるものである。加えて、当該法令の要点を明確化する二次的文書（規制細則（RTS）、実施細則（ITS）およびガイドライン）も作成されている。

また、フランクフルトを本拠地とする新たな欧州マネーロンダリング防止当局（AMLA）が稼働を開始した。AMLAには、(i)基準を設定する機能ならびにマネーロンダリングおよびテロ資金供与に係る脅威およびリスクの特定および評価に寄与する役割、(ii)欧州の27のFIUを調整および支援する役割、ならびに(iii)各国の金融および非金融監督当局を超国家的に監督する役割があるが、これらに加え、AMLAは2027年から、残存リスクが「高」となっている約40の金融セクター事業体を直接監督下に置き、その他の金融セクターを各国当局を通じて間接的に監督することになる。

不遵守リスクは、例えば、銀行の商品やサービスの販売促進やマーケティング目的での不適切な手段の使用、潜在的な利益相反の不適切な管理、秘密情報または部外秘情報の開示、供給業者と取引する際のデュー・ディリジェンスの不遵守、顧客による犯罪行為（汚職、租税詐欺、麻薬密売、隠匿工作、大量破壊兵器拡散のための資金調達など）に由来する可能性が高く、テロ行為に関連する金融取引を検知するための法的・規制的義務の不遵守などにつながる可能性がある。不遵守のリスクは、国際的制裁措置（禁輸措置、セクター別制裁、グループBPCEが所在する法域で適用される国内措置の対象となる個人の資産凍結、欧州連合の制限、または特定の外国当局による域外制裁措置）の実施の失敗につながる可能性もある。

BPCE内では、コンプライアンス部門が、不遵守リスクの防止および管理に係る体制を監督する責任を負う。この体制にもかかわらず、グループBPCEは、規制当局および監督当局からの罰金またはその他の重大な制裁措置、ならびに民事または刑事訴訟手続のリスクに晒されており、その結果、当社の財政状態、事業および評判に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

グループBPCEまたは第三者（特に社外サービスプロバイダー）の情報システムの中断または障害は、損失（商業的損失を含む。）につながる可能性があり、グループBPCEの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEは、事業活動を行うにあたり、複雑性を増す取引を多数処理しなければならないため、他の多くの競合他社と同様に、情報および通信システムに大きく依存している。かかるシステムの障害、中断または誤動作は、顧客口座、総勘定元帳、預金、取引および／または貸付手続の処理を行うために利用されるシステムのエラーまたは障害を引き起こすおそれがある。例えば、グループBPCEの情報システムに短時間であっても誤作動が生じた場合、影響を受けた企業は顧客のニーズに適時に応えることができず、取引機会を失うこととなるおそれがある。同様に、バックアップ・システムおよびコンティンジェンシー・プランにもかかわらず、グループBPCEの情報システムの一時的な障害が発生した場合には、多額のデータ復旧および検証の費用を発生させる可能性があり、例えば、かかる障害がヘッジ取引の実行中に起こった場合には、自己勘定業務の縮小まで招くおそれがある。グループBPCEのシステムが、増加する取引量に対応できない場合は、グループBPCEの事業拡大能力が制約され、損失（とりわけ売上機会の喪失）が発生し、これによりグループBPCEの業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

また、グループBPCEは、証券取引の実行または促進のために利用する清算代理人、外国為替市場、清算機関、預託機関またはその他の金融仲介機関もしくは社外サービスプロバイダーの誤作動または運用上の支障に関するリスクにも直面している。顧客とのインターコネクティビティが継続して増すにつれ、グループBPCEは、顧客情報システムの運用障害に関するリスクにもますます直面することとなる可能性がある。グループBPCEの通信および情報システム、ならびに顧客、サービスプロバイダーおよびカウンターパーティーの通信および情報システムもまた、サイバー犯罪またはサイバーテロの行為に起因する障害または中断の対象となる可能性がある。例えば、デジタル変革により、グループBPCEの情報システムは外部に対してより開放され（クラウド・コンピューティング、ビッグ・データなど）、そのプロセスの多くは徐々にデジタル化している。従業員および顧客によるインターネットおよび接続機器（タブレット、スマートフォンならびにタブレットおよび携帯電話で使用するアプリケーションなど）の使用率が上昇しており、潜在的な攻撃および混乱の媒体の役割を果たすチャネルの数ならびに攻撃および混乱の影響を受けやすい機器およびアプリケーションの数が増加する。その結果、グループBPCEの従業員および外部の代理人が使用するソフトウェアおよびハードウェアは、絶えずかつますますサイバー攻撃の脅威に晒されている。こうした攻撃の結果、グループBPCEには、自己のシステムにおいてまたは第三者のシステムにおいて、適切に解決されないかもしれない誤動作または中断が発生する可能性がある。業務の中断または顧客がそのような中断もしくは障害の途中および／もしくはその後に他の金融機関に乗り換える可能性があるために、グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの中断または障害により損失（商業的損失を含む。）が発生する可能性がある。

グループBPCEまたは第三者に属する情報システムの中断もしくは故障によるリスクは、グループBPCEにとって影響度および発生率において多大であり、したがって入念かつ事前対応的に監視されている。

最後に、外部委託のリスク（とりわけ社外ITサービスまたはより一般的にはフランスの規制上の意味における必須かつ重要な社外サービスに関するリスク）につき留意しなければならない。

風評リスクおよび法務リスクは、グループBPCEの収益性および事業上の展望に不利な影響を及ぼすおそれがある。

金融システムの主要プレーヤーとして、グループBPCEは世間一般、個別の顧客、企業、投資家およびすべての経済プレーヤーにとって信用できる第三者であるとのイメージに依拠している。グループBPCEの評判に傷がつき、特にそれが好ましくないメディアキャンペーンと組み合わせさせた場合、拡大当行グループと社内および社外両方のステークホルダーとの信頼関係が損なわれる可能性がある。

グループBPCEはその国際的な銀行業、金融業および保険事業の多様性ゆえに、風評リスクに晒される。当該リスクは、特に商品およびサービスの販売促進およびマーケティング、実施した融資および投資の性質、ならびに拡大当行グループのパートナーの評判に関する批判に続いて生じる可能性がある。加えて、BPCEの環境戦略および社会的方針またはガバナンスに対する懸念が生じる可能性もある。

グループBPCEの評判はまた、サイバー犯罪もしくはサイバーテロといった外部事業体の行為、グループBPCE内外の不正、またはその他の不当支出によっても損なわれる場合がある。BPCEは取引先、顧客またはサービス提供者との新たな関係を築く能力または既存の関係を維持する能力を制限され、従業員およびその候補者を惹きつける力が弱まり、結果として財政状態および事業上の展望に悪影響が及ぶ可能性がある。

風評リスクの管理が不適切であった場合、悪影響を軽減しきれず、グループBPCEの法務リスクも増大する可能性がある。その結果、訴訟の件数および賠償を命じられるリスクが増加するおそれがあり、同時に拡大当行グループが規制当局により制裁を課される可能性もある。風評リスクと同様に、かかる訴訟もグループBPCEの財政状態および事業上の展望に影響を及ぼす可能性がある。

2024年12月31日現在、法的リスクおよび税務リスクに対する引当金総額は994百万ユーロであった。

予期せぬ出来事によりグループBPCEの事業活動が中断され、損失と追加費用を被る可能性がある。

深刻な自然災害、気候変動リスクに関連する事由（気候変動に直接関係する物的リスク）、伝染病、攻撃その他の非常事態をはじめとする予期せぬ事由が生じた場合には、グループBPCE内の企業体の事業活動が突如中断され、とりわけ拡大当行グループの主要事業ライン（流動性、決済手段、証券サービス、個人顧客および法人顧客に対する融資および信託業務）に影響を及ぼすことがあり、拡大当行グループがこれにつき全くまたは十分に保険契約でカバーされていない場合は、重大な損失が生じるおそれがある。かかる損失は、有形資産、金融資産、市場ポジション、または主要従業員に関連する可能性があり、グループBPCEの純利益に直接的かつ重大であり得る影響を及ぼし得る。加えて、かかる事由はさらにグループBPCEまたはグループBPCEが業務提携する第三者のインフラに支障をきたす場合があり、また、追加費用（特に影響を受けた従業員の移転費用等）またはグループBPCEの費用（保険料等）の増加をもたらす場合もある。かかる事由により、一定のリスクに対する保険が無効となり、グループBPCE全体のリスクレベルの上昇につながる可能性がある。

2024年12月31日現在、グループBPCEのオペレーショナル・リスクに関わる損失の大部分は、事業ラインの「支払および決済」に関連しており、その割合は41%に上る。これらの損失のうち37%は、バーゼル区分の「外部不正」のカテゴリーに集中していた。

グループBPCEのリスク管理方針、ヘッジ方針、手続および戦略の不備または不全是、グループBPCEを未確認または不測のリスクに晒し、予期せぬ損失につながるおそれがある。

グループBPCEが採用しているリスク管理方針、ヘッジ方針、手続および戦略は、すべての市場環境またはあらゆるリスクに対するエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、拡大当行グループが特定または予測できなかった一部のリスクには効果的ではないことが判明する可能性さえある。また、グループBPCEが採用するリスク管理手法および戦略は、リスクへのエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、全リスクを実際に低減することを保証するものではない。グループBPCEがリスク管理手続を策定するために使用するツールは、不正確、または不完全であると判明する可能性がある評価、分析および推定に基づくことを考慮すると、これらの手法および戦略は、特定のリスク（特にグループBPCEが特定または予測していないリスク）に対して効果的でないことが判明する可能性がある。グループBPCEがリスク管理に使用する一部の指標および定性的なツールは、過去の市場実績の観測に基づいている。リスクへのエクスポージャーを測定するため、リスク管理部は、これらの観察結果を特に統計的に分析する。

これらのツールと指標が、モデル・リスクにつながる将来のリスクに対するエクスポージャーを予想できない可能性がある。例えば、リスクに対するエクスポージャーは、グループBPCEが予測しなかった、もしくは統計モデルにおいて正確に評価できなかった要因、または突発的もしくは前例のない市場の変化といった要因による可能性がある。これらはグループBPCEのリスク管理能力を制限するおそれがある。そのため、グループBPCEに生じる損失は、過去の測定値に基づき予想されるものより大きくなる可能性がある。その上、拡大当行グループの定量的モデルはすべてのリスクを考慮に入れることはできない。これまでに重要な問題は認識されていないものの、リスク管理制度は、不正を含む運用上の不具合によるリスクに晒されている。リスクの一部は、不十分であると判明する可能性のある、より定性的な分析の対象とされ、グループBPCEを不測の損失に晒す可能性がある。グループBPCEはサイバー犯罪のリスクにも晒されている。サイバー犯罪とは、企業ならびにその従業員、パートナー、顧客および取引先に対して甚大な損害を与えることを目的に、データ（個人、銀行、保険、技術または戦略に関するもの）、処理およびユーザーに対してアクセスするため、デジタル手段（人工知能（AI）によって説得力を高めているものを含む。）を用いる、一連の悪意あるおよび／または不正な行為をいう。

実際の業績は、グループBPCEの財務書類を作成するのに用いられる仮定とは異なる可能性があり、これにより予期せぬ損失が生じる可能性がある。

現行のIFRS基準および解釈指針に基づき、グループBPCEは、その財務書類を作成するにあたり一定の見積、特に信用リスクに係る減損、従業員の福利厚生のための引当金、訴訟に対する引当金、ならびに特定の金融資産および負債の公正価値の決定に関する見積を利用しなければならない。グループBPCEが見積に使用する数値が、特に重大かつ／または予期せぬ市場の動向の発生により、著しく不正確であることが判明した場合、あるいは将来IFRSの基準または解釈指針の変更によりこれらの数値の計算方法が修正される場合は、グループBPCEは予期せぬ損失を被る可能性がある。

戦略、事業およびエコシステム・リスク

環境、社会およびガバナンス（ESG）リスクは、経済プレーヤーへの影響とともに、グループBPCEの事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

環境、社会およびガバナンス（ESG）リスクとは、気候変動、環境問題（生物多様性、汚染、天然資源、水）、社会問題（人々および利害関係者の人権、福祉および利益の尊重）およびガバナンス問題（倫理・企業文化、商習慣、サプライヤーとの関係）の影響から生じる一連のリスク要因をいう。これらのリスクは、短期、中期または長期に顕在化する可能性が高い。グループBPCEがさらされているその他のリスクカテゴリー（信用およびカウンターパーティー・リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、構造的なバランスシート・リスク、保険事業関連リスク、戦略リスク、法務リスク、コンプライアンス・リスクならびに風評リスク）を悪化させる要因となる。グループBPCEは、主に顧客および取引先ならびに自己または第三者のための投資を通じて間接的にESGリスクにさらされている。また、自らの事業活動を通じて、これらのリスクに直接的にもさらされている。

環境リスクには、物理的リスクおよび移行リスクが含まれる。物理的リスクは、気候および環境の変化に関連する事象によって引き起こされる人や財産への直接的な損害に起因する。これらのリスクは、時間的・空間的に限定された極端な状況に関連する突発的な事象に関連するもの（熱波、土砂崩れ、洪水、晩霜、火災、嵐、水不足の状況、大気、水質および土壌の汚染など）、またはより緩やかで拡散した慢性的な事象（降雨パターンの変化、海面上昇および平均気温の上昇、生物多様性の喪失、天然資源の枯渇など）に関連する場合がある。物理的リスクは、広範な地理的地域や経済部門に影響を及ぼし、特に資金調達、投資または保険業務を通じてグループBPCEがさらされている取引先の事業、資産および財務状況に影響を及ぼす可能性がある。また、グループBPCEは、事業所、従業員またはサプライヤーに影響を及ぼす気候または環境上の事象によって直接影響を受ける可能性がある。移行リスクは、低炭素で環境的なバランスをより尊重する経済に移行する中で経済プレーヤーおよび利害関係者が行う調整に起因する。これらの調整は、特に資金調達および投資活動を通じてグループBPCEがさらされている経済プレーヤーのビジネスモデル、営業モデルや財務状況、そして資産の価値に影響を及ぼす可能性がある、規制上、技術面または社会人口学的な変化に反映されている。また、グループBPCEは、規制の変更および利害関係者の期待（特に、製品や提供サービスおよび自発的なコミットメントに関するもの。）の変化を通じて、移行リスクに直接的にさらされている。

社会リスクは、人々および利害関係者（企業およびバリューチェーンの従業員、影響を受けるコミュニティ、消費者ならびにエンドユーザー）の権利、福祉および利益に関連する問題から発生する。これらのリスクは、事業（作業組織、サプライチェーン、製品など）への潜在的な影響および関連する評判上の問題により、特に資金調達および投資活動を通じてグループBPCEがさらされている取引先の財務状況に影響を及ぼす可能性がある。また、直接的にまたは取引先を通じて、グループBPCEの風評リスクを高める可能性もある。

ガバナンス・リスクには、倫理および企業文化（ガバナンス体制、業務の健全性および透明性など）、サプライヤーとの関係性の管理、影響活動、企業行動慣行に関連する問題が含まれる。これらのリスクは、事業（コーポレート・ガバナンス基準、コントロール・システム、商習慣など）への潜在的な影響および関連する評判上の問題により、特に資金調達および投資活動を通じてグループBPCEがさらされている取引

先の財務状況に影響を及ぼす可能性がある。また、直接的にまたは取引先を通じて、グループBPCEの風評リスクを高める可能性もある。

全体として、環境、社会およびガバナンス・リスクは、BPCEグループの事業、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEは、政治環境、マクロ経済環境および金融環境または同グループが事業を行う国々に特有の状況による影響を受けやすい場合がある。

グループBPCEの一部の企業は、カントリーリスク（ある国（とりわけ、拡大当行グループが事業を行う国々）における経済状況、財政状況、政情または社会的状況が、かかる企業の経済的利害に影響を及ぼすリスク）を負っている。グループBPCEは、事業を主にフランス（2024年12月31日までの年度における銀行業務純収益の77%）および北米（2024年12月31日までの年度における銀行業務純収益の13%）内で行っている。その他の欧州諸国および世界のその他諸国における2024年12月31日までの年度における銀行業務純収益は、それぞれ3%および7%を占める。

かかる国または地域における政治的またはマクロ経済的環境の大幅な変化により追加的な費用が発生するか、またはグループBPCEの利益が減少する可能性がある。

経済見通しは、地政学的緊張を背景に不確実性と下方リスクが高まっている状況では、依然として弱含みである。特に2024年は、6月9日のフランス国民議会の突然の解散と、11月5日の米国大統領選挙でのドナルド・トランプ氏の当選という、2025年以降にも影響を及ぼす可能性のある2つの大きな出来事があった。一般的に、解消すべき不均衡の程度もまた、先進国経済を常に下降スパイラルに陥れる可能性がある。大西洋兩岸と中国における公的債務および民間債務の重要性、インフレ期待メカニズムの復活、地理的およびセクター的状況の不均質性に、重複するグローバルリスクも加わり、金融不安リスクの再来を招く要因となっている。さらに、自然災害および健康リスクが発生する可能性もある。複合的な脅威は、主に、地政学的・経済的不確実性に関わるものである。ロシアによるウクライナ戦争と中東紛争、台湾・中国間の緊張の依然として潜在的なリスク、イランにおける核兵器の利用可能性、米中地政学的対立と特に米国における保護主義的傾向の高まり、中国と米国による産業覇権争いの戦略を前に深刻化する欧州、ドイツおよびフランスの経済衰退、欧州の主要経済圏の一部におけるEU懐疑主義と保護主義の政府の登場、さらには貯蓄率が健康危機前の水準を大きく上回っている欧州とフランスの消費者の行動などである。

国民議会解散後、フランスは政情不安に陥った。解散直後の夏に落ち込んだ景気は、長期平均を下回ったままだった。2023年の予想外のGDP比5.5%の財政赤字と、米国の最も有力な格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズによる5月31日のソブリン格付の引き下げ（2013年以降AAの格付であったが、AA-に引き下げられた。）、その後の12月4日のムーディーズによる格付（Aa2からAa3）によってすでに損なわれていたフランス財政の信頼性は、財政面での実質的な対応策がないまま行われた野心的な選挙運動の約束の主な犠牲者となった。12月4日のミシェル・バルニエ首相に対する不信任決議により、フランソワ・バイルー氏の任命にもかかわらず、政情不安がインフレへの懸念に取って代わった。情勢不安は拡大し、それによって生み出される財政の不確実性も高まった。公的赤字は再び増加し、2024年にはGDP比6.1%に達した。ドイツとの国債スプレッドは、国民議会解散前のわずか50ベース・ポイントから約80ベース・ポイントに拡大したままであることに加えて、フランス経済情勢観測所（OFCE）によると、こ

のショックは2024年のGDP成長率に0.1ポイントの減少をもたらした。これは主に民間投資の減少によるものである。

2025年は再び、地政学的、政治的および経済的に極めて不確実な時期から始まった。特にフランスでは、フランソワ・バイル新首相がクリスマス休暇前に政権を樹立したにもかかわらず、政治状況は依然として非常に不確実である。国際的には、米国の新大統領の就任の影響は、依然として不確実性をはらんでいる。それは、世界貿易を減速させる可能性のある関税措置の迅速な実施（それにより広範な貿易摩擦や中国による強力な報復措置が生じる）、経済の効率性の低下や物価上昇（ひいては継続的な金利上昇）のリスクや、予定されている財政拡大の好ましい規模などについての不確実性である。これに加えて、インフレの種が再び芽生える可能性やドナルド・トランプ氏のドル安誘導の意向に対する金融政策の反応も挙げられる。

中国と米国という2つの主要な競争相手の間で産業覇権を巡る競争が繰り広げられているという観点では、競争力の低下（大西洋の反対側よりもエネルギーコストが高いことも関係している。）やユーロ圏の魅力の低下により、欧州、ドイツ、フランスの景気後退が深刻化していることも見てとれる。覇者である米国とアウトサイダーである中国の競争には、2025年から2026年にかけて続くと予想される財政支出の加速も含まれている。CHIPS法やIRAなどの米国産業の支援制度は、米国の投資の魅力を大幅に高めている。米国に有利な収益性のギャップによって、主要なローカリゼーションプロジェクトにおいて欧州が米国に負ける可能性がある。中国の攻勢は、価格競争力と技術力の向上の組み合わせに基づいている。主にロシアに対する経済制裁を原因とするエネルギー危機に見舞われている欧州では、2019年末から輸出額が30%以上上昇しているのに対し、中国の輸出額は最大5%である。さらに、ユーロ圏の加盟国では、パンデミックで正当化された過剰な財政支出の後、一定の財政規律を回復する必要があるため、イタリアやフランスのような特定の国が債務と公的赤字の削減計画を提示することになる可能性がある。そうなれば、公共支出は徐々に制限されることとなり、需要の落ち込みを引き起こす可能性が高い。

米国において、トランプ政権の政策は、規制緩和、保護主義、減税・歳出削減、そして移民流入の抑制という4つの主要分野を中心に構築されている。この政策は、2025年の短期的には緩やかなインフレ要因となるものの、成長には有利であり、一方で、公的赤字および商業赤字を（GDP比6%を上回るまでに？）拡大させる可能性がある。関税の引き上げが10%にとどまる場合には、ドル高や輸出業者・流通業者の利益幅によって相殺されるだろう。さらに、第一次政権の例のように、不安を煽るような保護主義的声明は、欧州に自国の防衛費を負担させ、中国に内需を強化させるための交渉テクニックである可能性も否定できない。最も重要な保護主義的措置は、2026年になってようやく効力を発生するが、経済が転換傾向にある（不動産の比重が大幅に低下し、最先端産業やテクノロジーサービスが好まれる傾向にある）中国に対する60%の関税引き上げに関するものである。中国は報復目的で、関税戦争を回避する一方で、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモンなどの特定の戦略的原材料の輸出をより困難にする可能性がある。

さらに、欧州の主要貿易相手国、特に中国の経済発展もまたリスクをもたらす可能性がある。中国の公的および民間の過剰債務は、成長を維持する能力の足かせとなっている。10の主要分野で産業的優位性を確立することを目指した「中国2025年計画」の発表から10年が経過したが、中国の主導的立場は、米国、アジアおよび欧州の取引相手との貿易摩擦の激化や、中国の金融システムの不安定性という代償を伴ってようやく主張されているにすぎない。

さらに、ウクライナ戦争の継続、中東や紅海の情勢など、その他の長期的な不安定要因は、石油・ガス価格や輸送コストに緊張をもたらし、インフレの上昇リスクと経済活動の低迷リスクをもたらす可能性がある。ウクライナがロシアとの戦闘を断念するというシナリオも、欧州にとって懸念材料となる可能性がある。中国による台湾侵攻とまではいかないが、両国間の緊張が大きく高まれば、ウクライナ侵攻後のロシアと同様に、中国の全資産の凍結やSWIFTプラットフォームからの中国の排除など、中国に対する厳しい制裁の実施につながる可能性がある。これは、世界経済、特に台湾海峡を通る貿易の流れに大きなリスクをもたらす。台湾海峡は、世界のコンテナ船の約半数が利用しており、東アジアの電子機器工場（主に半導体）と世界の他の地域を結んでいる。また、この航路は、天然ガスや石油の大陸への供給にも利用されている。これらすべてが、特に欧州で深刻な景気後退を引き起こす可能性がある。

フランスでは、ドイツに対する金利のリスクプレミアムがさらに上昇し、公共支出の継続的な増加が続くという大きなリスクに加えて、政情不安により、さらなる様子見姿勢が不信任に転じる可能性がある。これは、財政再建が緩やかになることによる先験的な好影響にもかかわらず、家計や企業の支出行動を慎重にする可能性がある。特に、予防策の必要性が失業率の上昇や個人の財政不均衡への懸念と合わさって、貯蓄インセンティブが引き続き強くとどまり、予想される家計の貯蓄率の低下を鈍らせる可能性がある。企業については、BPI FranceおよびRexecodeが2024年11月に実施した中小企業および中規模企業に関する調査によると、計画していた投資や雇用を延期したと回答した経営者の割合が大幅に増加している。さらに、すべての非金融企業で利益水準が相対的に維持されているにもかかわらず、資金調達コストの増加が企業収益を圧迫している。後者は2024年に過去最低を記録した。このことは、金融・財務状況の改善やデジタルおよびエネルギー移行に対する投資のトレンドにもかかわらず、生産的投資のさらなる減少につながる可能性さえある。さらに、経済活動の主な原動力である家計支出のやや緩やかな改善は、依然として高い金利環境、零細企業／中小企業の現金保有の悪化、破産件数の増加を要因として、雇用、在庫管理、投資の面で企業がさらに慎重になっていることに対抗するには不十分であろう。特に、BPCE観測所（BPCE L'Observatoire）作成の2024年の報告書によると、約66,500社の会社が倒産しており、これは2009年以来の高水準である。この情報によると、2024年の第4四半期だけでも、17,966社の倒産が記録された。この倒産件数は、特に雇用面で危険な結果をもたらす可能性があり、経済面での困難、政治・財政面での不確実性がすでに予想される2025年（68,000件の倒産が予想され、240,000の雇用が危険にさらされている。）への変わり目において、経済および政治関係者への警告となっている。

しかし、前回の財政法で可決されたサービスの同一の更新は、フランス政府が増税と借入によって国家財政および社会保障制度を賄う能力に加えて、理論的には事前に財政赤字を削減し、その結果、財政刺激策の削減をもたらすことになるはずである。2025年2月5日に可決された2025年の財政法案は、大企業の利益に対して、2025年12月31日に終了する会計年度に対してのみ適用される例外的な拠出金を課すことを規定している（例外的な拠出金は41.20%とされ、実効税率は36.2%まで増加した。）。2024年12月31日に終了した会計年度の法人所得税率は25.83%に据え置かれた。

したがって、特にフランスについて提示されている2025年のコンセンサス予測は、すでに進行中の景気動向を再現しているにすぎず、新政府が取り得る具体的な政策を必ずしも織り込んでいるわけではない。さらに、経済政策の方向性が理解されない場合における、より長引く様子見期間の影響も考慮されていない。

最後に、異常気象（熱波、火災、干ばつ、洪水など）または環境劣化に関連する物理的リスクおよび環境負荷がより少ない経済への移行に関連したリスクは、人々、企業および公的プレーヤーに重大な影響をもたらす、フランス経済に悪影響を与える可能性がある。

感染症（新型コロナウイルス感染症など）の世界的流行のリスクおよびその経済的影響により、拡大当行グループの事業、経営成績および財政状態が悪影響を受ける可能性がある。

2019年末の新型コロナウイルス感染症の出現と世界的流行の急速な広がり、複数の事業セグメントの経済状況に悪影響を及ぼし、経済プレーヤーの財政状態の悪化を引き起こし、金融市場を混乱に陥れた。これに対応して、影響を受けた多くの諸国が感染症予防対策（国境閉鎖、ロックダウン対策、特定の経済活動の制限など）の実施を余儀なくされた。政府（保証付ローン、税金および社会扶助など）および銀行（支払猶予）の制度が整備された。一部のカウンターパーティーは、この前例のない時期から弱体化した。

経済・社会活動を支援するための大規模な財政・金融政策措置が2020年から2022年にかけて実施された。とりわけフランス政府により、一方では企業および専門家顧客、他方では個人顧客のための政府保証付ローン、短期間の就労措置、その他多くの財政的、社会的、各種料金の支払いに関する措置が実施され、また欧州中央銀行により潤沢かつ低コストの非常に大規模なリファイナンス・パッケージとともに、ここ数四半期は金利に関する制限的な金融政策が実施された。グループBPCEは、顧客を財政的にサポートし、この危機による業務や収入への影響を顧客が克服できるように支援するために、フランスの政府保証付ローン制度に参加してきた（特定の専門家顧客および零細企業／中小企業に対する融資の6ヵ月の自動繰延べなど）。しかしながら、こうした措置は、感染の世界的流行が経済に及ぼす悪影響を相殺し、または長期的に金融市場を完全に安定化させるに十分であることを保証するものではない。特に、国が保証したローンの返済は、国が保証していない部分を上限として、借り手側の債務不履行およびグループBPCEの財務上の損失につながる可能性がある。

グループBPCEは、ビジョン2030戦略プランの目的を達成できない可能性がある。

2024年6月26日、グループBPCEは、戦略プラン「ビジョン2030」を発表した。これは、次の3つの柱に基づいている：(i)長期的な成長の実現、(ii)顧客への将来に対する信頼の提供および(iii)あらゆる地域における協力的な価値観の表現。第一の柱は、グループBPCEを、多角的な成長を推進し、パートナーシップを受け入れ、高いレベルのパフォーマンスを実現することができるリーディングバンキンググループにすることを目指している。第二の柱は、拡大当行グループが、人々の住宅取得を促進する役割を担い、あらゆる種類のニーズに対応して地域競争力の主要プレーヤーとなり、生活のあらゆる瞬間や段階で顧客を保護し、特にAIの活用により（物理的な100%からデジタル的な100%まで）顧客関係モデルを簡素化することを支援することを目指している。第三の柱は、拡大当行グループが推進する協力的な価値を完全に表現することを目指しており、多面的な活動と専門知識の幅、ポジティブなグローバルインパクトおよび日々誇りと責任感を持って取り組む協力的な株主や従業員からその強さを引き出す。新しい成長モデルは、フランス、ヨーロッパおよびその他の世界諸国の3つの主要な地域圏で実施されており、有機的な成長、買収、パートナーシップに基づいている。

この戦略的ビジョンには、2025年以降の地域ごとに異なる可能性のある経済成長率の回復、2025年と2026年の緩やかなインフレ率の低下、3ヵ月物Euriborの低下および長期金利（10年物OAT）の相対的安定を前提としたマクロ経済シナリオに基づく2026年の軌道が伴う。

2026年財務軌道の成功は、グループBPCEの様々な事業ラインにおいて実施される多くの取組みが基となる。戦略プランで定めた目標の大半は達成される見込みだが、経済環境の変化または会計および／もしくは税規則の変更の可能性により、達成できないものもあるかもしれない。グループBPCEがこれらの目標を達成できない場合、2026年の財務軌道は、影響を受けるおそれがある。

グループBPCEは、買収またはジョイント・ベンチャーに対してグループBPCEの管理方針を適応し、実行し、統合する上で困難に直面する可能性がある。

グループBPCEは将来的に買収やパートナーシップの機会を検討する可能性がある。グループBPCEは、潜在的な買収またはジョイント・ベンチャー案件を綿密に審査するものの、すべての側面から包括的な審査を行うことは通常実現可能ではない。その結果、当初に予期しなかった債務をグループBPCEが管理しなければならない可能性がある。同様に、買収先企業またはジョイント・ベンチャーが期待したほどの業績をあげず、期待されていたシナジーのすべてまたは一部が実現せず、または取引により費用が予想以上にかかるおそれがある。

また、グループBPCEは、新たな対象企業との統合において困難に直面する可能性もある。発表された買収の失敗、または新たな対象企業もしくはジョイント・ベンチャーの統合の失敗は、グループBPCEの収益性に負担をかける可能性がある。かかる状況は、主要従業員の離脱につながる可能性がある。グループBPCEが従業員を引止めるための奨励金を提供せざるを得なくなった場合には、費用増加および収益性の低下を招くおそれがある。ジョイント・ベンチャーも、グループBPCEを、グループBPCEの支配下でないシステム、統制および社員への依存などの追加的リスクや不確実性に晒し、この観点から、負債、損失または風評被害を受ける可能性がある。加えて、グループBPCEとパートナーとの間における対立または不一致は、ジョイント・ベンチャーにより達成することを目的としている利益に悪影響を及ぼすおそれがある。

2024年12月31日現在、持分法適用会社に対する投資合計は、2.1十億ユーロ、のれんは4.3十億ユーロとなった。

フランス（グループBPCEの主要な市場）または海外における激しい競争は、純利益および収益性を減少させるおそれがある。

グループBPCEの主要な事業ラインは、フランスおよび主な事業を行うその他の国々において非常に競争の激しい環境の下で活動を行っている。この競争は、合併および買収または提携および協定のいずれかによる統合により激化している。統合は、グループBPCEのように、保険、貸付および預金から仲介、投資銀行業務およびアセット・マネジメントにわたる、幅広い商品およびサービスを提供する能力がある一定数の企業を創り出した。グループBPCEは、取引の執行、提供する商品およびサービス、革新性、評判ならびに価格を含む様々な要因において、その他の企業と競合している。グループBPCEが、魅力的かつ収益性のある商品およびサービスの提供によってフランスまたはその他の主要市場において競争力を維持することが

できない場合、特定の主要な事業ラインのマーケットシェアを失う、または一部もしくはすべての業務において損失を被るおそれがある。

例えば、2024年12月31日の時点で、グループBPCEは、中小企業向け銀行としてフランスで首位の座にあり⁽¹⁾、個人、専門職、自営業向け銀行としては第2位である。拡大当行グループは、住宅資金貸付のシェアで26%を有する⁽²⁾。リテール・バンキングおよび保険業務では、2024年12月31日現在の貸付金残高は724十億ユーロ（2023年12月31日現在：719十億ユーロ）、貯蓄預金残高⁽³⁾は937十億ユーロ（2023年12月31日現在：918十億ユーロ）であった。

さらに、世界経済やグループBPCEの主要市場における経済の減速は、特に価格圧力の増加とグループBPCEおよび競合他社の活動量の縮小を通じて競争圧力を高める可能性が高い。また、より競争力のある新たな競合他社が、別個のもしくはより柔軟な規制やその他の健全性比率の要件に従って、市場に参入する可能性もある。これらの新規参入者は、より多くの競争力ある商品・サービスを提供することができるようになる。技術の進歩や電子商取引の拡大は、カストディアン以外の機関が銀行の商品と従来みなされていた商品・サービスを提供し、また金融機関やその他の企業が電子証券取引を含む電子的インターネット・ベースの金融ソリューションを提供することを可能にしている。これらの新規参入者は、グループBPCEの商品・サービスの価格に下方圧力をかけ、またはグループBPCEの市場シェアに影響を及ぼす可能性がある。技術の進歩はグループBPCEが事業を行っている市場に予想外の急速な変化をもたらす可能性がある。グループBPCEの競争力、純利益および収益性は、その事業活動または戦略をこれらの変化に応じて適切に適応させることができないことが判明した場合は、悪影響を受ける可能性がある。

⁽¹⁾ 2023年のKantar-SME-SMI調査

⁽²⁾ 市場シェア：世帯預金および貯蓄の21.9%、住宅資金貸付の26.3%（フランス銀行2024年第3四半期）。専門職および個人の起業家の浸透率は38.4%（第2位）（CSA Pépites調査、2021-2022年）。

⁽³⁾ 貸借対照表上の貯蓄。

グループBPCEに有能な従業員を引きつけ維持する能力は、グループBPCEの事業の成功にとって重要であり、それができなければ業績に影響をきたす可能性がある。

グループBPCE内の企業体の従業員は、拡大当行グループの最も貴重な資産である。金融サービス業界の多くの分野において、適格な従業員を引きつける競争は激しい。グループBPCEの利益および業績は、自らが新たな従業員を引きつけ、既存の従業員を維持する能力にかかっている。現在の激変（技術的、経済的、顧客ニーズ）によって、特に銀行部門では、従業員をサポートし、訓練するための多大な努力が求められている。十分な支援がなければ、グループBPCEが販売または効率性に関する潜在的な機会を利用することを妨げる可能性があり、その結果その業績に影響を及ぼすおそれがある。

2024年12月31日現在のグループBPCEの登録従業員数は合計103,418名であった。

グループBPCEは、モデル・ベースのリスク測定システムが万一機能不全に陥った場合、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある、未確認または予期せぬリスクに晒される可能性がある。

グループBPCEのリスク測定システムは、特にモデルの使用に基づいたものである。グループBPCEのモデル・ポートフォリオには、主にコーポレート・投資銀行業務の市場モデルと、グループBPCEおよびその事

業体の信用モデルが含まれる。戦略的意思決定およびリスク管理モニタリング（信用、財務（ALMおよび市場）、コンプライアンスおよび気候を含むオペレーショナル）に使用されるモデルは機能不全に陥る可能性があり、その結果、BPCEは未確認または予期せぬリスクに晒され、重大な損失を被る可能性がある。

保険リスク

2024年12月31日現在、保険業務からの銀行業務純収益は、10%（プラス61百万ユーロ）増加し2023年度の633百万ユーロに対して、2024年度は694百万ユーロであった。

市況の悪化、特に金利の（上下双方向の）過度な変動および／もしくはスプレッドや株式市場の悪化）、または再保険コストの増加は、生命保険会社および損害保険会社の財政状態および支払能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの保険子会社が主に晒されているのは金融リスクである。このリスクに対するエクスポージャーは、主に、貯蓄商品のユーロ資金の範囲に対する元本保証およびポートフォリオ投資の未実現キャピタル・ゲインまたは損失に関連する。

金融リスクのうち、金利リスクは、コミットメントの裏付け資産の大部分が債券ベースであるため、構造的に重要である。金利の大幅な変動は、以下のような結果につながる可能性がある。

金利上昇の場合：（新規の投資の魅力が高まることによる）ユーロ建ての募集の競争力の低下および発行済債券に係る未実現のキャピタル・ロスの不利な条件の下、償還および大口裁定取引が継続的に高まること。

金利低下の場合：長期的には、一般勘定資金に対するリターンの下がり過ぎにより元本保証の履行が困難になること。

資産配分の結果、スプレッドの拡大および株式市場の下落も、損益を通じて公正価値で測定する投資の評価額の下落および減損引当金の設定を通じてグループBPCEの保険業務の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、請求および極端な事象、特に環境事象の増加は、再保険の増加につながり、保険業務の全体的な収益性を低下させる可能性がある。

保険会社が予想する保険金請求の水準やコストと、保険料および引当金との間の不一致は、保険業務のうち損害保険および個人向け危険保障部分の業績およびその財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの保険子会社がこれらの後者の業務に関連して主に晒されるのは引受リスクである。かかるリスクは、一方では、実際に発生した請求およびかかる請求の補償として実際に支払われた保険給付金と、他方では、子会社が商品の価格を設定するためおよび潜在的な補償のための技術的引当金の設定のために使用する仮定の不一致により発生する。

保険会社は、自己の経験および業界のデータの両方を用いて、保険商品の価格設定および関連する技術的引当金の設定など、損害率と保険数理上の見積もりを設定している。但し、現実はいくらの見積もりと異なる可能性があり、伝染病の流行や自然災害などの予測不可能なリスクにより保険契約者に対する支払いが予測を上回る可能性がある。この関連で、気象現象の変化（「物理的」気候リスクと呼ばれる。）には特に注意が必要である。

保険金請求が引当金を設定するために当初使用した基本となる仮定を上回った場合、または、事象もしくは傾向によりその基本となる仮定を変更した場合、企業は想定以上の負債に晒される可能性があり、これが、企業の業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。上記のような気象災害に関連して、このよう事態が生じる可能性もある。

近年実施した様々な措置（特に財務カバレッジ、再保険、事業の多様化、投資管理など）は、グループBPCEの保険子会社の支払能力の強靱性に寄与している。

規制上のリスク

グループBPCEはフランスおよびその事業活動の場である世界中の幾つかのその他の国々において数多くの規制の適用を受ける。規制措置およびその変更が、グループBPCEの事業や業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCE内の企業体の事業と業績は、フランスおよびEUの様々な規制当局ならびにEUのその他の政府、米国、外国政府および国際機関の方針や措置により重大な影響を受ける可能性がある。またこの制約によりグループBPCE内の企業体が自らの事業を拡大する能力や一定の事業活動を遂行する能力が制限されることも考えられる。かかる方針や規制措置の将来における変更がどのような内容で、それによってどのような影響が生じるかは予測不能であり、グループBPCEには制御できない。またさらに、一般的な政治環境が銀行や金融業界にとって好ましくない方向に展開し、その結果、これらの方策が貸付業務、その他の金融活動および経済に悪影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、より厳しい規制措置を講じるよう立法機関や規制機関にさらに圧力が加えられた。新たな立法措置および規制措置は不透明感を伴うため、グループBPCEにどのような影響が及ぶかを予測することは不可能であるが、かかる影響は非常に悪い影響であり得る。

グループBPCEは、新たな要件に準拠するため一部の事業活動の規模を縮小しなければならない可能性がある。また、新たな方策は、新規制対応コストを増加させる傾向があり、それによって、該当の事業ラインにおける収益および連結利益の減少、一部の事業活動および資産ポートフォリオにおける売上の減少ならびに資産の減損費用につながる可能性もある。

2024年6月19日にEU官報において新たな銀行規制パッケージ（CRR III/CRD VI指令）が公表された。当該銀行規制パッケージは、バーゼル 規制改革の最終段階をEUにおいて実施するものである。CRR IIIの規定の多くは2025年1月1日より適用される。但し、市場リスクに関連する規則の適用は1年間延期され2026年1月1日からとなった。こうした改革が実施されることにより、より高い自己資本要件および流動性の要件が課される可能性があり、それはグループBPCEの資金調達コストに影響を及ぼす可能性がある。

2024年11月26日に、金融安定理事会（FSB）は、バーゼル銀行監督委員会および各国当局と協議の上、2024年のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）のリストを報告した。グループBPCEは、FSBによりG-SIBに分類されているほか、2024年のグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）のリストにも掲載されている。

これらの規制措置は様々なグループBPCE内の企業体に適用される可能性があり、かかる措置の変更があった場合、グループBPCEの事業および業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

近年、国際金融環境の数多くの変化（恒久的な変化を含む。）を取り入れることを目的として、法律および規制が最近制定または提案されている。新たな世界的な金融危機の回避を目的としたこれらの新たな措置は、グループBPCEおよびその他の金融機関の経営環境を大きく変化させており、今後もこの環境を変化させ続ける可能性がある。グループBPCEは、法規制の変更に伴うリスクに晒されている。これには新ブルデンシャル・バックストップ・ルールが含まれる。同ルールは、債務不履行貸付金に対する実際の引当金水準と債務不履行期間および保証の有無に応じて設定した目標比率を定めるガイドラインとの差を測定する。

法令・規制環境が変化している今日において、これらの新たな措置がグループBPCEに及ぼす影響を予測することは不可能である。これらの新しい法令・規制への対応を目的としたプログラムの策定（および既存のプログラムの更新）、ならびに新たな措置への対応や準備のための拡大当行グループの情報システムの変更は、拡大当行グループにとって多大なコストを発生させ、今後もそれが継続する可能性がある。最善の努力にもかかわらず、グループBPCEはすべての適用法令を完全に遵守することができない可能性があり、したがって財務上または行政上の罰則の対象となる可能性がある。さらに、新たな法令・規制上の措置により、拡大当行グループの事業運営の適応が求められる可能性があり、および／または拡大当行グループの経営成績および財政状態に影響が及ぶ可能性がある。最後に、新たな規制により、グループBPCEは自己資本の強化やトータルでの資金調達コストの増加が必要になる可能性がある。

規制基準の公表が遅れた場合、グループBPCEのツールへの導入がある程度遅れる可能性もある。

規制措置およびそれがのちに变更されることに伴うリスクは、影響度と発生率の観点からグループBPCEにとって多大なものになることから、入念かつ事前対応的に監視されている。

BPCEは、財務的相互連帯制度に属する企業が財政難に直面した場合には、BPCEが経済的利益を有していない企業も含めて当該企業を支援しなければならない可能性がある。

BPCEは、グループBPCEの中央機関として、各地域銀行（ポピュレール銀行傘下銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）傘下銀行）ならびにその他の系列会社グループの流動性および支払能力を保証する責任を負っている。系列会社グループには、ナティクシス、クレディ・フォンシエ・ドゥ・フランス、オネーおよびバンク・パルティエヌなどのBPCEの子会社が含まれる。グループBPCEの場合、グループBPCEの中央機関との間で系列関係にあるすべての機関が、保証および財務的相互連帯制度から恩恵を受ける。同制度の目的は、フランス通貨金融法典第L.511-31条、第L.512-107-5条および第L.512-107-6条に基づき、すべ

ての系列機関の流動性と支払能力を保証し、拡大当行グループ内の財務的相互連帯を構築することである。

この財務的相互連帯は、困難に陥った系列企業および／または拡大当行グループのすべての系列企業の流動性または支払能力を回復するための履行義務を中央機関に課す財務的相互連帯の法原則を規定する立法条項に基づいている。財務的相互連帯の原則の無制限の性質により、BPCEはいつでも、状況を回復するために必要な金融努力への貢献を１社以上の系列企業のいずれかまたはすべてに要請することができ、必要であれば、１社以上の系列企業が困難に陥った場合、系列企業のすべての現金および自己資本を動員することができる。

2024年12月31日時点でポピュレール銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）の基金は、それぞれ450百万ユーロを保有する。共同保証基金は各ネットワークあたり197百万ユーロを預金として保有する。各地域銀行は、将来の利益から共同保証基金に追加拠出を行うことが義務付けられている。保証基金は、財務的相互連帯制度の資金を提供する実質的財源であるが、当該収入が今後も十分である保証はない。保証基金の不足が判明した場合には、BPCEは、中央機関としての使命から、自己資金を動員して、状況回復のために必要なことをすべて行わなければならない、自らが設置したグループ内相互連帯制度を実施することによって不足額を補填する義務を負い、また、系列企業の一部または全部の資金を無制限に利用することができる。

この義務により、拡大当行グループのグループ企業の１社が重大な財務上の困難に陥った場合、その財務上の困難の原因となった状況は、BPCEの財政状態および財務的相互連帯の法的原則に基づき支援が求められた他の系列企業の財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

BPCEの有価証券への投資家は、BPCEおよびそのすべての系列企業が清算または破綻処理手続の対象となった場合、損失を被るおそれがある。

単一破綻処理メカニズムについての規則(EU)第806/214号および銀行再生・破綻に関する指令2014/59/EU号（指令(EU)2019/879号により改正）（以下「BRRD」という。）は、フランス通貨金融法典第６巻において国内法制化され、破綻処理当局に対して、BPCEの有価証券を減額するか、または債務証券の場合にはこれを資本に転換する権限を与えている。

破綻処理当局は、発行機関またはそれが所属するグループが破綻しつつあるもしくは破綻するおそれがある場合（および他の手段により破綻を合理的な期間内に回避できるという合理的な見込みがない場合）、存続不能になった場合、または特別な公的支援が必要である場合（一定の例外あり。）、資金調達商品（例えばBPCEのTier-2劣後債）の減額または転換を行うことができる。破綻処理当局は、破綻処理手続を開始する前か、または破綻処理手続を開始することが金融機関の存続可能性を維持するために必須である場合には、追加の資金調達商品を減額または転換しなければならない。資金調達商品の減額は、優先順位（まずは普通株式等Tier-1金融商品が減額され、次にその他Tier-1金融商品が減額され、その次にTier-2金融商品が減額される。）に従って実行されなければならない。その他資金調達商品の転換は、その他Tier-1金融商品が最初に転換され、次にTier-2金融商品が転換されるような優先順位で行われなければならない。資金調達商品の減額または転換が、当該機関の財務健全性を回復するのに十分ではない場合、破

産処理当局が有するベイルイン権限が適格債務（BPCEの非上位優先債および上位優先債等）の減額または転換のために適用される可能性がある。

2024年12月31日時点でのTier-1資本合計は73.8十億ユーロ、およびTier-2プルデンシャル資本は12.2十億ユーロであった。2024年12月31日時点の非上位優先債務は36.4十億ユーロであり、うち32.5十億ユーロは満期が1年以上であったためTLACおよびMRELに適格であった。

この完全なる法的相互連帯の結果、および一定の清算または破綻処理手続という極端なケースにおいては、1社以上の系列会社は、すべての系列会社およびBPCEが影響を受けることなく、裁判所命令による清算または「BRRD」の意味における破綻処理措置の影響を受けない可能性がある。したがって、フランス通貨金融法典第L.613-29条および第L.613-55-5条に基づき、裁判所主導の清算手続および破綻処理措置は、中央機関およびそのすべての系列会社について調整された方法で行われる。

また、第L.613-29条は、このようなすべての系列会社に対して提起される裁判所命令による清算手続の場合は、すべての系列会社の（同一の順位または同一の権利を享受している）外部債権者は、特定の系列会社と関連があるかにかかわらず、債権者の順位に従って平等に扱われると定めている。その結果、その他Tier-1金融商品および同ランクの他の証券の投資家は、Tier-2金融商品および同ランクの他の証券の保有者よりも影響を受けやすく、したがって外部非上位優先債の投資家よりも影響を受けやすく、このため外部上位優先債の投資家よりも影響を受けやすい。同様に、破綻処理が行われる場合、フランス通貨金融法典第L.613-55-5条に従い、特定の系列企業との結びつきにかかわらず、上記の順位に従って同順位の債務および債権に対して同一の減額率または転換率が適用される。

グループBPCEの組織的な特質と破綻処理当局が現在行っている評価により、司法上の清算手続が開始されるよりも破綻処理措置が講じられる可能性のほうが高い。破綻処理手続は、(i) BPCEおよびすべての系列会社の債務不履行が判明したまたは予見され、(ii) 合理的な期間内に当該機関またはそのグループの破綻を他の手段により回避することができる合理的な見込みがなく、(iii) 破綻処理の目的を達成するために、破綻処理手続が必要である場合には、BPCEおよびすべての系列企業に対して開始できる。かかる破綻処理の目的とは、(a) 重要な機能の継続を保証すること、(b) 金融の安定性に対する重大な悪影響を回避すること、(c) 例外的な公的財務支援を最小限に留めることで国の財源を保護すること、および(d) 顧客の資金および資産、とりわけ預金者の資金および資産を保護することである。金融機関の破綻とは、継続事業体としての適格性認定要件を充足できなくなった場合、支払日が到来した際に負債またはその他の債務が支払えない場合、特別な公的金融支援（限定的な例外あり。）が必要である場合、または保有する負債の価値が資産の価値を上回っている場合をいう。

ベイルイン権限に加えて、破綻処理当局は、破綻している金融機関に関して、または一定の状況下においてはそれらが所属するグループに関して、その他の破綻処理措置を実施するための広範な権限を付与される。この権限には、当該機関の事業の全部または一部の第三者または継承機関に対する売却、資産の分別、債務商品に関する債務者としての当該機関の交代または代替、債務商品の条件についての修正（満期および／もしくは支払利息額の変更ならびに／または支払の一時停止を課すことを含む。）、金融商品の上場廃止および取引に関する許可の停止、経営者の解雇または一時的な管理者（*administrateur spécial*）の任命、および新規の株式または自己のファンドの発行を含む（がこれらに限定されない。）。

破綻処理当局による上記の権限の行使は、BPCEが発行した資金調達商品および債務商品の一部または全部の減額または資本への転換をもたらすか、BPCEがかかる商品に関する支払に利用可能な原資の額に重大な影響を与える可能性があり、これによりBPCEの投資家が損失を被る可能性がある。

フランスおよびグループBPCEが事業活動を行う国の税法およびその適用は、グループBPCEの業績に悪影響をもたらす可能性が高い。

大規模で複雑な国際取引を実行する多国籍銀行グループとして、グループBPCE（特にナティクス）は、世界中の多くの諸国において税法の規制対象となっており、適用されるすべての税規則を遵守して事業活動を構築する。これらの国々の管轄当局による税制の変更は、グループBPCEの業績に重大な影響を与える可能性がある。グループBPCEは、異なる構成企業の相乗効果および営業力から価値を創造するために業務を管理する。グループBPCEはまた、税務上の効果を考慮しつつ税規則の遵守を確保することによって、顧客に販売される金融商品を構築するよう努めている。グループBPCEのグループ内取引およびグループ企業によって販売される金融商品の構造は、適用される税法規のグループBPCEによる解釈に基づくが、これは一般的に独立した税務専門家の見解および必要な範囲での監督税務当局による判断または特定の解釈に基づいている。税務当局が将来かかる解釈に異議を申し立てる可能性がある。その場合は、税務当局がグループBPCE内の企業体の税務上の見解に異議を申し立てる可能性があり、これにより、グループBPCE内の企業体は税額の更正の対象になる可能性があり、その結果グループBPCEの業績に悪影響が及ぶ可能性がある。フランス国内においては、バルニエ政権の崩壊により2025年の財政法案が2024年末までに可決されず、2024年度にグループBPCEがフランス国内で行った業務に対する課税水準について不確実性が生じた。2025年2月5日に可決された2025年の財政法案は、大企業の利益に対して、2025年12月31日に終了する会計年度に対してのみ適用される例外的な拠出金を課すことを規定している（例外的な拠出金は41.20%とされ、実効税率は36.2%まで増加した。）。2024年12月31日に終了した会計年度の法人所得税率は25.83%に据え置かれた。

< 後略 >